



美と技が冴える、いで湯の郷



湯沢市

市民ガイドブック



安心・安全

6



湯沢市ガイド

10



届出・証明

28



保健・福祉・
医療

32



国保・年金

54



税金

56



生活・環境

63



教育

76



産業・労働

84



市民活動

86



議会・選挙

90



生活ガイド

92



鶴宮内省御賀上之光榮

福庵千歳地



創業百周年
八代目

佐藤養助



— 佐藤養助 総本店 —

湯沢市稲庭町字稲庭80

TEL.0183(43)2911

〈施設のご案内〉

- ◆お食事処 11:00～17:00
- ◆売店 9:00～17:00
- ◆製造工場見学 9:00～16:00

天ぶら 正心庵 湯沢市稲庭町字稲庭81

☎0183(55)8885

別館 養心庵 湯沢市稲庭町字稲庭20

☎0183(43)2933

湯沢店 湯沢市大町1-2-26 鈴木ビル

☎0183(72)5720

創作懐石 養心館 湯沢市古館町3-7

☎0183(72)4177

横手店 横手市 秋田ふるさと村内

☎0182(33)8833

漆蔵資料館 横手市増田町増田字本町5

館内見学、商品販売のみ ☎0182(45)5430

秋田店 秋田市中通2-6-1 西武秋田店地下1階

☎018(834)1720

トピコ店 秋田市中通7-1-2 トピコ3階

☎018(853)8218

角館店 仙北市角館町東勝楽丁22-2 (武家屋敷通り)

商品販売のみ ☎0187(52)1720

～おかげさまで創業160有余年～

有限会社 佐藤養助商店

秋田県湯沢市稲庭町字稲庭229

TEL.0183-43-2226

FAX.0183-43-2812

<https://www.sato-yoske.co.jp>



ライフイベント



冠婚葬祭のパートナーとして

ファミリー

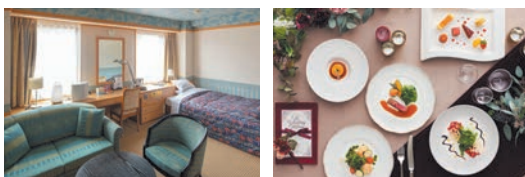


子育てや家族のサポーターとして

湯沢での人生100年が
より豊かなものとなるよう
暮らしをサポートします



コミュニティ



地域内外の交流の拠点として

ヘルスケア



健康増進の拠点として

発刊にあたって

この「市民ガイドブック」は、市役所の各種手続きや業務などの行政情報をはじめ、観光・物産の地域情報、医療関係の情報など市民の皆さまの日常生活に役立つ情報を一冊の冊子にとりまとめており、市内全世帯と転入される方に配布いたします。

発行にあたりましては、市と株式会社サイネックスとの官民協働の事業手法を取り入れ、市内事業所の皆さまからご協力をいただき有料広告を掲載することで、市の財政負担なしにこれまでの市民ガイドブックよりも更に内容を充実させて作成することができました。

この度、ご賛同、ご協力をいただきました皆さまに心から深く感謝を申し上げます。

この「市民ガイドブック」を皆さまのお手元に置いていただき、活用いただければ幸いです。

インデックス Index

広告

新車販売 & 高価買取
中古車

マイクロバス
建機レンタル

認証整備工場
自動車保険代理店



ASMO 有限会社 エスエム自動車商会

湯沢元清水店 湯沢市元清水 4-4-10
TEL.0183-73-3188 FAX.0183-72-0811

横手十文字店 横手市十文字町佐賀会字沖田3-34-1
TEL.0182-42-4388 FAX.0182-42-4780

E-mail: c-c-asm@cameo.plala.or.jp

中古自動車販売士のいるお店

Just 適正販売店
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会認定



↑GOO ↑カーセンサー

さく井工事・一般井戸工事
消雪設備工事・解体工事
土木工事

有限会社
佐藤ボーリング工業

代表取締役 佐藤 初

〒019-0112
湯沢市下院内字笈形町15-1
TEL 0183-52-4586
FAX 0183-52-4587

- ▶ 発刊にあたって 1
- ▶ インデックス 2
- ▶ ライフサイクルインデックス 4
- ▶ 予防接種 33
- ▶ 病気の予防・健康 35
- ▶ 子育て支援 36
- ▶ 障がいのある子どものために 39
- ▶ 介護保険 39
- ▶ 高齢者福祉 49
- ▶ 地域包括支援センター 50
- ▶ 障がいのある方のために 50
- ▶ 生活にお困りの方に 52
- ▶ 医療費の助成 53

安心・安全 | 6

湯沢市ガイド | 10

- ▶ 湯沢市の概要 10
- ▶ 湯沢市ふるさと応援大使 12
- ▶ 湯沢市マップ 13
- ▶ まちの歴史を辿る 14
- ▶ 自然の造形美を感じる 16
- ▶ アウトドアの楽しさを知る 18
- ▶ いで湯の里で癒やされる 19
- ▶ 湯沢の歳時記 20
- ▶ 郷土の味覚を堪能する 24
- ▶ 伝統の技が冴える工芸品 26

行政ガイドインデックス | 27

届出・証明 | 28

- ▶ 戸籍・住民登録 28
- ▶ パスポート 31

保健・福祉・医療 | 32

- ▶ 妊娠と子育て 32

国保・年金 | 54

- ▶ 国民健康保険 54
- ▶ 後期高齢者医療制度 55
- ▶ 国民年金 55

税金 | 56

- ▶ 市税について 56

生活・環境 | 63

- ▶ ゴミ 63
- ▶ 暮らしの相談 66
- ▶ ペット・動物 67
- ▶ 上下水道 67
- ▶ 浄化槽 71

広告

私たちは子育て世代の皆様を応援します!

湯沢開発の新築ブランド
マチャパチャ
MachaPacha

「こどもにやさしい」 × 「ママ・パパにやさしい」 = 家族のあふれる笑顔。

マイホームのコンサルタント
湯沢開発株式会社
秋田県知事(16)第43号 1級建築士事務所
〒012-0844 秋田県湯沢市田町2丁目1番3号

TEL.0183-73-7125
詳しくはHPをチェック

湯沢開発 検索



▶ 道路・橋梁に関すること	72
▶ 雪対策に関すること	74
▶ 住まい・土地	74
▶ 公園	75
▶ 墓地公園	75

教育 76

▶ 学校教育	76
▶ 学校教育相談	77
▶ 生涯学習	78
▶ 文化財	80
▶ スポーツ振興	82

産業・労働 84

▶ 企業支援	84
▶ 農業支援	84
▶ 農業委員会	85

市民活動 86

▶ 市民参加・協働	86
▶ 地域雪対策支援事業について	87
▶ 男女共同参画	88
▶ 広報・広聴	88
▶ 情報公開・個人情報保護	89

議会・選挙 90

▶ 議会	90
▶ 選挙管理委員会	91

生活ガイド 92

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

▶ 病院・医院マップ	92
▶ 歯科マップ	94
▶ 薬局マップ	95
▶ 湯沢市雄勝郡医師会	96
▶ 湯沢市雄勝郡歯科医師会	97
▶ 一般社団法人 秋田県薬剤師会湯沢雄勝支部	98
▶ リフォームの基礎知識	99
▶ 愛車の健康法	102
▶ 葬儀について	104
▶ 生活マップ 湯沢エリア	106
▶ 生活マップ 湯沢・雄勝エリア	108
▶ 生活マップ 稲川・皆瀬エリア	108
▶ 湯沢商工会議所	110
▶ ゆざわ小町商工会	111

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

エネルギーの地産地消から地域で人と仕事を創る

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

エネルギーの地産地消から
地域で人と仕事を創る

ローカルでんきは、90%が秋田県産の自然エネルギー
— 再生可能エネルギーを活用して地域活性化を目指します —

風力 水力 バイオマス 地熱 地域活性化 雇用創出

詳しくはQRコードからHPへ

0183-72-2265

お電話でのお問い合わせ(月～金: 8:30～17:30)

湯沢市大町1-2-29 ローカルでんき株式会社

売買・賃貸・仲介・管理 リフォーム・増改築・新築

～不動産・住生活関連
全てをサポート～

アイワ土地建物

代表 高橋輝美

〒012-0869 湯沢市若葉町5番6号
TEL:0183-72-2602
FAX:0183-72-2623

[E-mail] info@aiwa-tt.com
[URL] http://www.aiwa-tt.com

広告



美しい山々が周囲を巡らし、その一つ栗駒山を源とする皆瀬川が緩やかに流れ込む町。それが「いなにわ手絢うどん」の故郷・稲庭町です。自然の中に育った素材を、職人の熟練の技術で美味しいうどんに仕上げていく。このことを忘れることなく、私たち寛文五年堂は、この稲庭町とともに歩んでいきます。

寛文五年堂

秋田県湯沢市稲庭町字三嶋34 TEL 0183-43-2114/FAX 0183-43-2855



知りたい
ときにすぐに見つかる!



ライフサイクルインデックス

Life Cycle Index

広告

株式会社

ささき

私たちは、色に関する
仕事をしています。

塗料 リフォーム 機械工具 消防用防災設備

本社 湯沢市材木町2-1-8
支店 大曲店・秋田店・本荘店・横手店
☎0183(73)6177 FAX0183(73)8651

・鉄骨工事・防雪フェンス
・カーポート・金物工事など ご用命下さい

YUUHOKU ENGINEER
株式会社 ユーホク

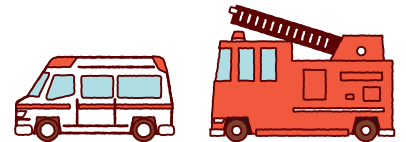
代表取締役 奥山孝直
湯沢市稲庭町字早坂5-1
TEL (0183)43-2039
FAX (0183)56-6762

生活



- 税金…P56
- 上下水道…P67
- ゴミ…P63
- ペット・動物…P67

緊急時



- 防災…P6
- 火災…P6
- 避難所…P7

誕生



- 出生届…P28
- 母子健康手帳…P32
- 妊産婦健康診査…P32
- 国民健康保険…P54

育児



- 予防接種…P33
- 保育園…P36
- 幼稚園…P36
- 子育て支援センター…P37

教育



- 児童クラブ…P38
- 小・中学校…P76
- 就学援助制度…P76
- 教育相談…P77

広告

ピアステージ

PIA STAGE 湯沢駅前展示場

3棟同時 毎週土日 好評公開中!

株式会社 サンコーホーム

【本社・横手支店】横手市赤坂字館ノ下155
TEL.0182-35-4779
宅建業許可秋田県知事(4)第1873号

場所 [湯沢市中野]

各種SNSにて情報発信中!

詳しくはHPをチェック!

サンコーホーム 検索

《引越しに関する届出》

引っ越ししてきたら

P28 転入届

市内に住み始めた日から
14日以内に届け出

市外へ引っ越ししていくとき

P28 転出局

市外へ住所を移す日の
前14日以内に届け出

市内で住まいが変わったら

P28 転居届

市内で住所を移した日から
14日以内に届け出



広告

こんな時には必ずしましょう

戸籍の届出・各種登録は、



市役所へ
届け出てください



必要なとき

P29 印鑑登録

赤ちゃんが生まれたら

P28 出生届

生まれた日を含めて
14日以内に届け出

結婚したら

P28 婚姻届

届け出た日から効力

家族が亡くなったら

P28 死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

新車中古車販売・車検・一般整備

リース・钣金・塗装・レンタカー

予約1日車検

東北運輸局長指定車検整備工場

有限会社 **大井自動車**

代表取締役 大井孝一

湯沢市字上二井田1-1

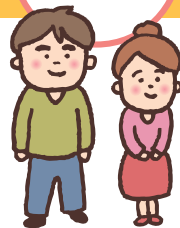
☎ 0183-72-1678

FAX 0183-78-0112

成人



結婚



老後



- 各種健(検)診…P35
- 国民年金…P55
- 国民健康保険…P54

- 戸籍…P28
- 住民登録…P28
- 婚姻届…P28

- 介護保険…P39
- 高齢者福祉…P49
- 後期高齢者医療制度…P55
- 国民年金…P55

麵屋 **史**

F U M I

LCMEN **庵** イカ麺

Low Cost Noodle IORI

秋田県湯沢市千石町1-7-8 Tel: 0183-55-8930

HP: <http://toughoku.me/menyafumi/>
MAIL: menyafumi@toughoku.me

広告

道路も 現場も 大空でも

平鹿自動車学校

建機安全講習センター
秋田ドローンスクール

フリーダイヤル ジョコナクイコー
0120457915

横手市平鹿町浅舞字返諏訪204

各種新車・中古車販売
車検・一般整備・钣金修理
スズキ(株)副代理店

有限会社 **湯沢自販**

湯沢市関口字上寺沢 39-2
TEL 0183-73-3600
FAX 0183-73-7618

建設・運送・リサイクル

有限会社 **折原建設**

安全+第一
折原建設

- 一般土木
- 解体工事
- ダンプトラック
- 砂・碎石等販売
- 廃棄物処理
- 除排雪

本社: 湯沢市皆瀬字宮田106-2
工場: 湯沢市稲庭町字上川原35
電話 0183-46-2136

従業員募集

安心・安全

問 総務部総務課総合防災室 ☎55-8250
稲川総合支所市民サービス班 ☎42-2111

雄勝総合支所市民サービス班 ☎52-2111
皆瀬総合支所市民サービス班 ☎46-2111

防災

災害に備えて

災害は、いつやってくるか分かりません。日ごろから、万に備えて地域や家族で災害時の対応について話し合い、避難場所や非常持出品などを確認しておきましょう。

各自がバラバラに動いても個人の能力には限界があり、かえって危険な場合もあります。そのような時にこそ、家族だけではなく、隣近所の人と協力し合い、組織的に行動することにより大きな力となって、災害を最小限に食い止めることができます。

災害に強い安心・安全な地域社会をつくるためには、住民一人ひとりが日ごろから自主防災に対する意識を持ち、それぞれの住んでいる地域の特性をよく考え、災害が発生した場合にも的確に対処できる知識を確実に身につけておくことが大切です。

地震が発生したら!

▶地震から身を守る心得

地震が発生したらどのような行動をとればよいのか。地震発生時における身を守る心得を習熟し、冷静に行動しましょう。

・まずわが身の安全を…丈夫なテーブルの下などに隠れ、頭部を保護するなど身の安全を確保する。



揺れがおさまったら

- ・火の始末…落ち着いて火元を確認する。(地震の際は、自動消火装置が作動)
- ・戸を開けて出口の確保…建物がゆがみ、戸が開かなくなると危険。避難のための出口を確保する。
- ・火が出たらすぐ消火…もし火災が発生しても、火が小さいうちにあわてずに初期消火に努めましょう。(天井まで火が上がったら直ちに避難)
- ・外に逃げるときはあわてずに…落下物に注意し、あわてずに行動する。
- ・狭い路地や塀ぎわには近寄らない…ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所には近寄らない。
- ・山崩れ、がけ崩れに注意…危険な場所では、すみやかに安全な場所へ避難する。
- ・避難は徒歩で、荷物は最小限に…安全な場所に、できるだけ集団で、歩いて避難を。荷物を欲張りすぎると避難に支障が出るので注意する。
- ・みんなで協力し合って応急救護を…大規模災害になると、医療機関の対応は限界に。みんなで協力し合って、けが人や病人の応急救護に努める。
- ・正しい情報の収集を…テマやうわさに惑わされず、市や、テレビ・ラジオのニュースなどから正確な情報を収集し、適切な行動をとる。

風水害の発生に備えて!

▶風水害の対策

集中豪雨や台風の到来は、テレビやラジオからの気象情報により、ある程度予測することができます。風水害を抑えるため万全の対策を取っておきましょう。

- ・テレビやラジオ、インターネット等の気象情報を聞き、正確な情報を収集する。
- ・湯沢市防災マップで、洪水の危険性が高いところや、避難所、避難場所を日頃から確認しておく。
- ・停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオを準備する。(予備乾電池も忘れずに)
- ・飲料水を確保する。
- ・避難に備えて非常持出品を準備する。
- ・むやみに外出しない。
- ・病人や乳幼児などを安全な場所へ。



▶土砂災害に警戒を

- 土砂災害は地表の土砂や岩が崩れ落ちる現象で、長雨・大雨・豪雨時に発生しやすくなります。次のような現象が発生した場合はすみやかに避難しましょう。
- ・斜面崩壊(がけ崩れ)…小石が落ちる・がけに裂け目ができる・がけから水が湧き出てくる。
- ・地すべり…地面にひび割れができる・陥没や隆起が生ずる。
- ・土石流…山鳴りやドンという音がする・川の水が急に減り始める。



火災から身を守るために

▶住宅用消火器を設置しましょう

消火器は火災の初期消火の道具として一般的でより身近なものであり、たいへん有効です。また、住宅用消火器は、住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で誰でも簡単に操作できます。火災から大切な生命や財産を守るためにも、各家庭へ住宅用消火器の設置をおすすめします。

▶住宅用火災警報器の設置

平成16年6月に消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

家のどこに設置したらいいの?

- 住宅用火災警報器を設置しなければならない場所は、次のとおりです。
- ・すべての寝室(子ども部屋などでも人が寝る部屋はすべて)
- ・寝室が2階以上にある場合は、寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く)



広告

配電線工事

一般内線電気工事一式



株式会社

マイテック

代表取締役 佐藤 繁夫



湯沢市川連町字道上72-1 TEL(0183)78-5555 FAX(0183)78-5556

1 階建

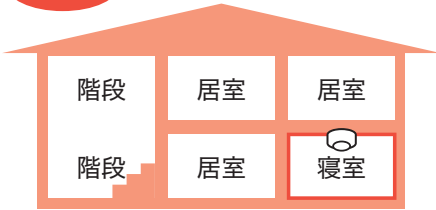


住宅用火災警報器(煙式)の取り付けが必要な部屋

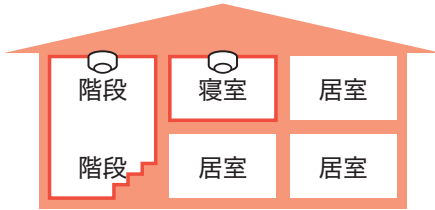
☎ 取り付ける部屋

2 階建

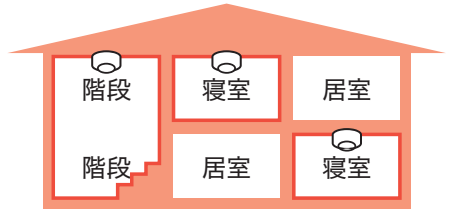
寝室1階のみ



寝室2階のみ



寝室1階・2階



安心・安全

消防団員募集中

地域防災に、あなたのチカラを貸してください。

消防団は、本業を持ちながら、地域防災の中核的存在として防災活動に従事し、平常時においても、訓練のほか、特別警戒、広報活動など地域の安全確保のため昼夜を問わず活動を続けています。

随時入団者を募集していますので、6ページ上部のお問い合わせ先にご連絡ください。



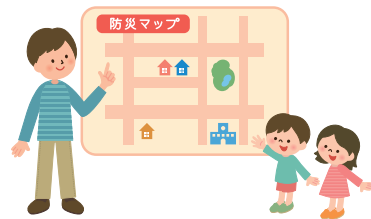
指定避難所(指定緊急避難場所を兼ねる)

●湯沢地域

No	名称(電話番号)	所在地	地震	洪水	土砂
1	湯沢翔北高等学校体育館(79-5200)	湯ノ原2-1-1	○	○	○
2	湯沢西小学校体育館(72-5150)	字万石26	○	×	○
3	湯沢コミュニティセンター(73-5396)	千石町2-4-8	○	×	○
4	総合体育館(72-6500)	字沖鶴140	○	×	○
5	文化交流センター(73-9690)	字沖鶴69-5	○	×	○
6	湯沢南中学校体育館(73-5145)	南台6-1	○	○	○
7	ふるさとふれあいセンター(73-2904)	岩崎字裏連沢9-4	○	○	○
8	湯沢東小学校体育館(72-5125)	杉沢新所字八斗場33	○	○	○
9	湯沢北中学校体育館(72-5127)	杉沢新所字八斗場33	○	○	○
10	幡野地区センター(73-2718)	金谷字樋口123	○	×	○
11	山田小学校体育館(73-3016)	山田字土生原52	○	×	○
12	山田中学校体育館(73-3017)	山田字下館10	○	×	○
13	旧三関小学校体育館	関口字堀巻68	○	○	○
14	旧須川小学校体育館	相川字須川1119-7	○	×	○
15	高松地区センター(79-3370)	高松字上地6-2	○	○	○

●稲川地域

No	名称(電話番号)	所在地	地震	洪水	土砂
1	稲庭小学校体育館(43-2002)	稲庭町字琵琶倉24	○	○	○
2	三梨小学校体育館(42-2503)	三梨町字清水小屋244	○	○	○
3	稲川中学校体育館(42-2160)	三梨町字間明田140	○	○	○
4	稲川農村環境改善センター(42-5816)	川連町字上平城120	○	○	○
5	稲川体育館	川連町字上平城120	○	○	○
6	川連小学校体育館(42-2501)	川連町字道下86	○	○	○
7	駒形小学校体育館(42-2502)	駒形町字三又前田面47-4	○	○	○



広告

防災用品から保安用品まで

- 秋田県知事登録消防施設工事業
 - 秋田県保守協会会員
- 日本ドライケミカル秋田県総代理店
シバウラ消防ポンプ代理店

株式会社 **旺住**

- ◎各種消火器◎各種保安用品
- ◎消防・防災設備設計施工及び保守管理
- ◎自動車ポンプ、可搬ポンプ及び消防資機材

【本社】湯沢市大島町1番地1
☎0183(73)1277
☎0183(72)4194
【横手営業所】横手市横山町5番23
☎0182(33)3567

もしものときの、
安心と安全のために…

トーハツ消防ポンプ・モリタ自動車ポンプ
消火器各種・火災報知機各種
防災・避難用品各種

株式会社 **高義商会**



住宅用消火器 住宅用火災報知器
【本社】湯沢市川連町字万九郎屋布32
☎0183-42-2125
湯沢市田町 ☎0183-73-2588

火事・地震対策用品

既存の住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

音光でお知らせします
寝室・居室・階段などに最適



保安用品・消防ポンプ・消火器・消防用設備
保守点検・自動車ポンプ・土木工用品
遊具・AED等医療機器販売

(有) **セフティ**

湯沢市字両神 120-2
☎73-9815 FAX72-1778
E-mail sefty@m6.dion.ne.jp

●雄勝地域

No	名称(電話番号)	所在地	地震	洪水	土砂
1	雄勝小学校体育館 (52-5515)	横堀字板橋5	○	○	○
2	雄勝中学校体育館 (52-2375)	横堀字板橋5	○	○	○
3	雄心館	横堀字板橋5	○	○	○
4	横堀交流センター体育館	横堀字小田中5-2	○	○	○
5	旧院内小学校体育館	下院内字笈形町73-1	○	○	○
6	雄勝スポーツセンター 体育館(55-2277)	秋ノ宮字中島365	○	○	○
7	旧中山小学校体育館	秋ノ宮字中山222	○	○	×
8	小野地区センター体育館	小野字油屋敷15	○	○	○

●皆瀬地域

No	名称(電話番号)	所在地	地震	洪水	土砂
1	皆瀬生涯学習センター (46-2033)	皆瀬字沢梨台106	○	○	○
2	皆瀬小学校体育館 (58-4080)	皆瀬字下菅生27	○	○	○
3	皆瀬中学校体育館 (46-2003)	皆瀬字下菅生24-1	○	○	○

指定緊急避難場所

●湯沢地域

No	名称	所在地	地震	洪水	土砂
1	湯沢翔北高等学校(体育館)※	湯ノ原二丁目1-1	○	○	○
	湯沢翔北高等学校(グラウンド)		○	○	×
2	湯沢西小学校(体育館)※	字万石26	○	×	○
	湯沢西小学校(グラウンド)		○	×	○
3	石名塚街区公園	千石町二丁目4	○	×	○
4	西松沢街区公園	千石町三丁目5	○	○	○
5	松沢街区公園	西愛宕町1	○	○	○
6	平清水街区公園	表町四丁目7	○	○	○
7	西田町街区公園	田町二丁目3	○	○	○
8	古館街区公園	古館町地内	○	○	○
9	清水町街区公園	清水町四丁目地内	○	×	○
10	中川原南街区公園	清水町五丁目地内	○	×	○
11	西新町街区公園	清水町一丁目地内	○	×	○
12	寺沢街区公園	若葉町地内	○	○	○
13	元清水東街区公園	元清水一丁目地内	○	×	○

No	名称	所在地	地震	洪水	土砂
14	元清水西街区公園	元清水二丁目地内	○	×	○
15	ヘルシーパーク	字沖鶴110	○	×	○
16	湯沢南中学校(体育館)※	南台6-1	○	○	○
	湯沢南中学校(グラウンド)		○	○	○
17	旧湯沢テニスコート	千石町二丁目355-2	○	×	○
18	岩崎街区公園	岩崎字岩崎地内	○	○	○
19	成沢街区公園	成沢字堤端地内	○	○	○
20	ふるさとふれあいセンター※	岩崎字寝連沢9-4	○	○	○
21	湯沢東小学校(体育館)※	杉沢新所字八斗場33	○	○	○
	湯沢東小学校(グラウンド)		○	○	○
22	湯沢コミュニティセンター※	千石町二丁目4-8	○	×	○
23	総合体育館※	字沖鶴140	○	×	○
24	文化交流センター※	字沖鶴69-5	○	×	○
25	新所街区公園	杉沢新所字八幡山内	○	○	○
26	杉沢街区公園	杉沢字野々沢地内	○	○	○
27	湯沢北中学校(体育館)※	杉沢新所字八斗場33	○	○	○
	湯沢北中学校(グラウンド)		○	○	○
28	幡野地区センター※	金谷字樋口123	○	×	○
29	山田小学校(体育館)※	山田字土生原52	○	×	○
	山田小学校(グラウンド)		○	×	○
30	山田中学校(体育館)※	山田字下館10	○	×	○
	山田中学校(グラウンド)		○	×	○
31	関口街区公園	関口字関口地内	○	○	×
32	旧三関小学校(体育館)※	関口字堀量68	○	○	○
	旧三関小学校(グラウンド)		○	○	○
33	旧須川小学校(体育館)※	相川字須川119-7	○	×	○
	旧須川小学校(グラウンド)		○	×	○
34	高松地区センター(体育館)※	高松字上地6-2	○	○	○
	高松地区センター(グラウンド)		○	○	○

●稲川地域

No	名称	所在地	地震	洪水	土砂
1	稲庭小学校(体育館)※	稲庭町字琵琶倉24	○	○	○
	稲庭小学校(グラウンド)		○	○	○
2	三梨小学校(体育館)※	三梨町字清水小屋244	○	○	○
	三梨小学校(グラウンド)		○	○	○
3	稲川中学校(体育館)※	三梨町字間明田140	○	○	○
	稲川中学校(グラウンド)		○	○	×
4	稲川農村環境改善センター※	川連町字上平城120	○	○	○
5	稲川体育館駐車場	川連町字上平城120	○	○	○

広告

各種電気工事



佐藤電気
代表 佐藤 徹

湯沢市清水町 4-7-42
TEL 0183-72-5211

土木工事業・解体工事業
とび・土工工事業

秋田県知事許可(般-31)第81873号
産業廃棄物収集運搬業
第00508214044号



湯沢市駒形町字東福寺大沢1
TEL 0183-56-7577
FAX 0183-56-7578





No	名称	所在地	地震	洪水	土砂
6	川連小学校(体育館)※	川連町字道下86	○	○	○
	川連小学校(グラウンド)		○	○	○
7	駒形小学校(体育館)※	駒形町字三又前田 47-4	○	○	○
	駒形小学校(グラウンド)		○	○	○
8	稲川体育館※	川連町字上平城120	○	○	○

●雄勝地域

No	名称	所在地	地震	洪水	土砂
1	雄勝小学校(体育館)※	横堀字板橋5	○	○	○
	雄勝小学校(グラウンド)		○	○	○
2	雄勝中学校(体育館)※	横堀字板橋5	○	○	○
	雄勝中学校(グラウンド)		○	○	○
3	雄心館※	横堀字板橋5	○	○	○
4	横堀交流センター(体育館)※	横堀字小田中5-2	○	○	○
5	旧院内小学校(体育館)※	下院内字笈形町73-1	○	○	○
	旧院内小学校(グラウンド)		○	○	×
6	雄勝スポーツセンター(体育館)※	秋ノ宮字中島365	○	○	○
	雄勝スポーツセンター(グラウンド)		○	○	○
7	旧中山小学校(体育館)※	秋ノ宮字中山222	○	○	×
8	小町の郷公園	小野字橋本90	○	○	○
9	小野地区センター(体育館)※	小野字油屋敷15	○	○	○
	小野地区センター(グラウンド)		○	○	○

●皆瀬地域

No	名称	所在地	地震	洪水	土砂
1	皆瀬小学校(体育館)※	皆瀬字下菅生27	○	○	○
	皆瀬小学校(グラウンド)		○	○	○
2	皆瀬中学校(体育館)※	皆瀬字下菅生24-1	○	○	○
3	皆瀬開発総合センター 北側広場	皆瀬字沢梨台66-1	○	○	○
4	皆瀬生涯学習センター※	皆瀬字沢梨台106	○	○	○
5	市営皆瀬野球場	皆瀬字上小保内3	○	○	○
6	小安峽見晴し広場	皆瀬字坂ノ上3-2	○	○	×
7	皆瀬休養施設駐車場	皆瀬字小湯ノ上79-3	○	○	○

※指定避難所を兼ねる施設
 ・地震・洪水・土砂 災害種類ごとに「○」使用可、「×」使用不可
 ・記載の避難所・避難場所については令和3年4月1日時点となっています。

▶避難とは

避難とは、「難」を「避ける」ことであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。避難先は、市の指定した避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅、地域の集会所等に避難することも考えてみましょう。また、新型コロナウイルス等の感染症発生時には「3密」を避け分散避難が必要となる場合があります。避難行動には、指定避難所やその他の安全な場所へ移動する「立ち退き避難」と建物内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」があります。命の危険がある災害では、立ち退き避難が基本ですが、屋外での移動に危険が伴ったり、中小河川の氾濫で浸水の深さが床下以下だったりする場合には、屋内安全確保も選択肢になります。

▶指定避難所とは

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する(災害対策基本法第49条の7)。

▶指定緊急避難場所とは

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定する(災害対策基本法第49条の4)。

▶指定避難所と指定緊急避難場所の関係

指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができるとされている(災害対策基本法第49条の8)。

雪害事故防止の徹底

- 雪おろしの際は、2人以上で、お互いに注意し合いながら行ってください。特に、高齢者の事故が増えておりますので十分注意しましょう。
- 一人暮らし、高齢者世帯などの除雪には、地域みんなで協力しましょう。
- 気温が上がると屋根や樹木から雪が落ちることがあります。軒下や高い樹木の下を歩くときは、十分注意しましょう。



広告

皆様の暮らしの安全を
トータルにサポート致します。

阿部防災

代表 阿部 浩秋

🔥 お気軽にご相談下さい! 🔥

0183-55-8953

見積無料

消防用設備の設計・施工・保守点検
防災用品・消火器の販売
湯沢市稲庭町字三嶋63

私たちにできること
これからの地球のために。

お客様ダイヤル
Tel 0183-73-8120

TAKATAYA inc. 〒012-0042 秋田県湯沢市宇小豆田9-3
https://www.takataya-group.co.jp

家ももの がたり

ie-monogatari.jp

家づくり、夢づくり、人生物語のパートナー
株式会社 丸臣高久建設

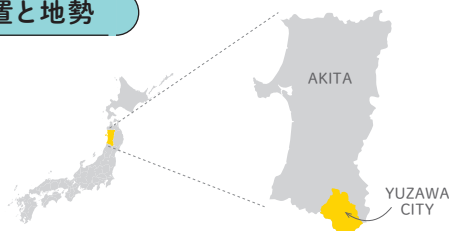
〒012-0823 秋田県湯沢市湯の原 2-2-51
Tel: 0183-73-2889
Fax: 0183-72-0185
E-mail: info-marushin@ie-monogatari.jp
URL: www.ie-monogatari.jp



湯沢市の概要

美と技が冴える、いで湯の郷

位置と地勢



湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置し、県都秋田市へは直線距離で約70km、宮城県仙台市へも同じく約95kmに位置しています。隣接する両県とは、国道13号、108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっています。また、面積は790.91km²で、秋田県の面積の約6.8%を占めています。

東方の奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれた横手盆地を貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しています。県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。

気象は、内陸性で気温の差が大きく、四季折々の自然美を見せてくれます。

市章

「ゆ」の文字をモチーフに、緑はカブよく成長する稲葉や深緑に輝く山々を、青は市内を南北に流れる雄物川の清流を、橙は活力、歴史及び文化を表象しています。



市の花・木・鳥

市制施行10周年を記念して、市民の一体感の更なる醸成を図るために、公募をもとに制定されました。平成27年3月22日に行われた「湯沢市市制施行10周年記念式典」において、発表を行いました。



市の花 サクラ



市の木 ケヤキ(槻木)



市の鳥 ヤマドリ

広告

素材生産・原木販売・チップ製造・造林請負・山林買取・一般製材

北日本索道株式会社

代表取締役 兼 子 雅 博

住む人の 心にしみる 木の香り

【本社】湯沢市皆瀬字ニツ石95-5
TEL 0183-46-2221 FAX 0183-46-2222
【院内工場】湯沢市上院内字雄勝山3-33
TEL 0183-52-5299 FAX 0183-52-5700

【稲川チップ工場】湯沢市駒形町字大倉出ヶ森1-1
TEL FAX 0183-42-5121
【雄物川チップ工場】横手市雄物川町矢神字オノ神31-1
TEL 0182-23-1005 FAX 0182-23-1006



湯沢市の歴史

この地域には古くから人が住み、縄文時代の遺跡が多数発掘されています。平安期の謎に包まれた才女「小野小町」は、湯沢市小野が生誕地と言われ、岩屋堂などの多くの史跡や伝承が守り継がれています。

建久4(1193)年には、小野寺氏が稲庭城を築き、約400年にわたり統治したと言われ、関ヶ原の戦いの後、慶長7(1602)年には佐竹領となり、市内各所に小野寺氏、佐竹氏の時代から伝わる祭りや文化財などが多く見られます。

慶長7(1602)年、佐竹義種が城主として湯沢城に入城以来、湯沢は佐竹南家の城下町としてその街並みが形成されました。慶長11(1606)年頃には院内銀山が発見されたと言われていました。藩直営の銀山として繁栄し、最盛期には銀山の人口が1万5千人を数え、天保の盛り山と言われました。

生活基盤の整備としては、明治38(1905)年に奥羽本線が全線開通し、昭和38(1963)年に皆瀬ダムが完成、平成8(1996)年に国道108号鬼首道路、平成9(1997)年に湯沢横手道路が開通しました。

湯沢市の観光

川原毛地獄や小安峡大噴湯などの西栗駒山系の雄大な自然と、その中に点在する泥湯・秋の宮・小安峡温泉のほか、院内銀山異人館・稲庭城などの歴史資料館、酒・稲庭うどん・川連漆器・さくらんぼなどの特産品、そして七夕絵どうろうまつり、小町まつり、犬っこまつりなど、多くの観光資源があり、年間108万人(令和元年)の観光客を集めています。



ゆざわジオパークで 見えない火山を体感しよう!

湯沢市には、かつて活発に活動した火山の痕跡や、その恵みを人々が上手に生かして暮らしてきた歴史を感じることで見どころがたくさんあります。

太古の火山は、湯沢市の大地を形づくり、今も『見えない火山』として地中深くで活動しています。その火山の名残は、豪雪がもたらす豊富な水と出会い『湯沢』の名のとおり、温泉や小安峡大噴湯といった形で地上に姿を現します。それこそまさに大地の鼓動を感じられる瞬間であり、ジオパークの醍醐味です。

この土地における人々の暮らしや、文化、歴史、産業が大地の成り立ちによって形作られたという物語に触れることができるゆざわジオパーク。ぜひ、大地の鼓動とロマンを体感してください。



ジオパークとは、地球科学的な価値があり、保全されている自然遺産のほか、生態系や人間生活などの関わりを楽しみながら学べる『ジオ(地球)』公園のことです。

左のゆざわジオパークのアイコンが付く観光地は、ゆざわジオパークの中でおすすめのスポットです。

ゆざわジオパーク
キャラクター『しず小町』



広告

広告

ieno's
www.ienos-home.com

家乃森工房舎
由利1級建築士事務所
湯沢市 幸町 1-3-25
0183-73-1560



湯沢市ガイド

より優れた住環境を提案します。



設計・監理

有限会社 **創 建築設計事務所**

●一級建築士事務所 所長 清水川 隆

〒012-0855 秋田県湯沢市愛宕町2-5-18

TEL0183-72-2653 FAX0183-72-2760

E-mail:soarch@yutopia.or.jp

共同生活援助施設

グループホーム

希桜

「仲間といっしょに安心して楽しい生活を」



湯沢市愛宕町5丁目2-21
TEL.0183-73-9777

就労継続支援B型

羽後

のびん

「みんなが社会の元気な一員に」



湯沢市愛宕町5丁目1-1
TEL.0183-55-8981

グループホーム あじさい
ジョイントステイ



湯沢市愛宕町5丁目2-7
TEL.0183-56-7220

食彩耕房産直センター

ふれ愛



湯沢市愛宕町5丁目1-1
TEL.0183-72-2771

就労自立支援センター

「就労準備支援事業」

湯沢市愛宕町5丁目2-17
TEL.0183-55-8980

湯雄福祉会相談支援事業所

「障害児・者の方の夢の実現のために」

湯沢市愛宕町5丁目2-17
TEL.0183-55-8980

特定非営利活動法人

湯雄福祉会

理事長 鈴木 憲一

〒012-0855

湯沢市愛宕町5丁目2-17

【本部】 TEL(0183)55-8042 FAX(0183)55-8578

湯沢市生まれ、 秋田県出身として初の 内閣総理大臣

湯沢市ふるさと応援大使
菅 義偉氏



菅総理誕生を祝う市民

令和2年9月16日、菅義偉氏が第99代内閣総理大臣に就任しました。
菅氏は秋ノ宮村(現・湯沢市秋ノ宮)の生まれで、秋田県を出生地とする総理は今回が初。
湯沢市では菅氏に「湯沢市ふるさと応援大使」を委嘱し、本市の知名度及びイメージの高揚にご協力いただいています。

広告

三輪から大型特殊車両 車検専門整備工場
協業組合
湯沢車検センター
お問い合わせは、下記の地元整備工場へどうぞ！

(有)山脇自動車 ☎0183(73)2948	(有)由利モータース ☎0183(73)0739
(株)石川モータース ☎0183(73)8118	(株)瀬川輪店 ☎0183(43)2131
(有)湯沢重工場 ☎0183(73)1514	(株)湯北自動車 ☎0183(73)6745
(資)渋谷自動車工場 ☎0183(73)2258	大和輪業商会 ☎0183(52)2270
今野自動車整備工場 ☎0183(62)1133	(有)羽後モータース ☎0183(62)1741

湯沢市ガイド

産地直送 農業生産法人 株式会社相川ファーム

忠さんちの農場

美しい自然と
空気に囲まれた
地元湯沢で
栽培されています
グローバルGAP認証取得農業法人

あきたこまち 低農薬栽培、
安全安心の
あきたこまちです

さくらんぼのワイン

〒019-0402 秋田県湯沢市相川字新木野205
TEL:0183-79-3175
FAX:0183-79-3185
<http://tyuusanchi.com>

菅さんグッズが登場

多くの市内事業者が菅総理誕生にちなんだ商品を開発・販売しています。菅総理の故郷である雄勝地域、道の駅おがち「小町の郷」の特設コーナーで人気の商品を紹介します。



菅どら焼き

かりんとう「たたき揚げ」



日本を良くし粍

広告

届けたい美人の里から 大地の恵み

こまち農業協同組合

代表理事組合長 遠田 武

本店
〒012-0825
秋田県湯沢市北荒町5番8号

TEL 0183-78-2211
FAX 0183-78-2228
<http://ja-komachi.jp/>



【中央地区】 旧湯沢市
中央総合支店 0183-78-2222
湯沢支店 0183-73-5135
中央営農センター 0183-73-3131

【東部地区】 旧稲川町・旧皆瀬村
東部総合支店 0183-42-2104
東部営農センター 0183-42-4238

【南部地区】 旧雄勝町
南部総合支店 0183-52-2105

【福祉・介護】
福祉センター 0183-78-2020
山田ケアセンター 0183-73-3136

(支店名称は令和3年8月現在)

湯沢市マップ



湯沢市ガイド



市の施設やおでかけスポットをチェックしよう

市内の主要な施設や
観光スポットはココ

広告

光栄電機 株式会社
KOEI ELECTRIC
代表取締役 工藤 光士郎

湯沢市岡田町12-4

TEL 0183-73-3086
FAX 0183-73-3085

車の事なら何でも 民間車検工場
車の総合デパート

タカカツ自動車工業(株)

貸切バスなら 大型55人・中型36人・マイクロ29人
一般貸切旅客運送事業(東自旅第43号)

レンタカーなら 軽からマイクロバスまで

旅の計画とご案内なら

高勝観光
秋田県知事登録第29号

何でもご相談下さい!!

湯沢市小野字東塚95-1
TEL 0183-52-2161(代)

takakatsu.com 検索

雄勝セラミックス株式会社
OGACHI Ceramics Co., Ltd

湯沢市寺沢字本郷 82-1

☎ (0183) 52-4343(代)
FAX (0183) 52-4348



小町の郷公園

小野地区に古くから伝わる小野小町伝承をテーマにした公園です。小町が過ごした平安時代の建築物をイメージした小町舞台、東屋、屋根付き園路、小町池、太鼓橋や遊水池などを配置しています。

また、キッズスペースとして、複合遊具など三基の遊具を設置していますので、小さい子ども連れの家族でも遊ぶことができ、園内の至る所に樹木、草花を植栽していますので、四季折々の景観も楽しめます。

おのこのまち

美貌の歌人・小野小町生誕の地、 銀山や酒造で栄えたまちの足跡

山内家住宅 国登録有形文化財

山内家は安永元(1772)年頃に山内市兵衛家から分家したと伝えられ、文化年間(1804年~1817年)にかけて呉服商を営みました。

現住宅は、梁を重ねた重厚な表面を見せ、屋根には深緑の釉薬瓦が葺かれています。また、敷地内には軽快な意匠でまとめられた裏座敷の他、文庫蔵、道具蔵、商品蔵、穀蔵といった土蔵群が建ち並び、主屋北側には洋風意匠の車庫が隣接し、優れた街路景観を構成しています。



【問合せ先】生涯学習課 文化財保護室 【TEL】55-8193

湯沢市街地と
鳥海山を一望



湯沢城址

鎌倉時代後期、稲庭城主小野寺氏によって築城されたと伝えられる湯沢城。現在は、中央公園から続く散策コースになっており、見張台跡地から湯沢市街地と鳥海山が一望できます。



広告

まちの歴史を辿る

check!

小野小町誕生の地

平安時代の歌人小野小町は大同4(809)年、湯沢市小野字桐木田に生まれたといわれています。幼いころから賢く10代で都にのぼり教養を身に付けました。宮中に仕えた小町はその美しさと優れた才能で、時の帝から寵愛を受けましたが、36歳で宮中を退き、再び小野の里に戻ってきました。小町を想い追いかけてきた深草少将との「百夜通い」の逸話も残っています。



カ水

佐竹南家の御膳水として明治25(1892)年ごろまで使用され、この水を飲むと力が出るという評判の末、カ水の石碑が建てられました。昭和60(1985)年7月、環境庁の日本名水100選に選ばれたほか、平成2(1990)年には建設省の手づくり郷土(ふるさと)賞30選に選ばれました。

雄勝郡会議事堂記念館 県指定有形文化財

旧雄勝郡会議事堂は明治24(1891)年1月25日に竣工祝賀会が行われました。大正12(1923)年湯沢町に無償で払い下げられた後は湯沢町公会堂・雄勝地方事務所・町役場・市役所・公民館・図書館として昭和57(1982)年9月まで使用されました。現在は、会議やイベント等の会場として利用することができます。

【開館時間】8:30~17:00

【問合せ先】生涯学習課 文化財保護室 【TEL】55-8193



株式会社 とみや

事務用品・事務機・OA機器・
スチール家具・ワーキングウェア・
測量機・現場備品・計測機器レンタル
システムイン とみや

本社・小売部 湯沢市大町1丁目2-24
TEL 0183(73)3148代
FAX 0183(73)8766
オフィスワン 湯沢市鶴館23-4
TEL 0183(73)9809代
FAX 0183(72)9801

交通安全は日々の点検から

どんな車でも
現金で買い取ります!

株式会社 石川モータース

湯沢市千石町二丁目2-2
Tel. 0183-73-8118(代)
Fax. 0183-73-8119



積水ハウスのオール電化賃貸住宅

シャームゾン小町 2LDK 4室

湯沢市横堀字腰巻12-8(レンタルルーム2室)

使える!貯まる! PayPay 使えます!



☎0183-52-2041

湯沢市横堀字白銀町44 FAX.0183-52-4474

営業時間/あさ7:00~よる7:00 定休日/毎月第3日曜日

シャディ ギフトモール お得なクーポンも貰える!

WEB会員募集中 LINE公式アカウント



入会金・年会費無料
http://shaddy.jp/21193-900/

院内銀山の歴史

院内銀山は慶長11(1606)年に発見されたと言われています。江戸時代の天保期と明治時代中後期には日本最大の銀山となりました。長く秋田藩の直轄鉱山として藩の財政を支え、繁栄を誇ったと伝えられます。昭和29(1954)年に閉山した鉱山跡は、秋田県指定史跡となっています。



ゆざわジオパーク

院内銀山異人館

JR院内駅に併設した施設で、院内銀山の各種資料や模型を展示しており、音声や映像で立体的に銀山の当時の様子を学習することができます。また、市内で発掘された縄文時代早期の尖底土器や押型文土器、弥生式土器などを展示し、ジオラマで当時の生活様式を再現しています。

【所在地】上院内字小沢115
 【開館時間】9:00~16:30
 【休館日】毎週月曜日および年末年始
 【TEL】52-5143



広告

湯沢市の不動産なら…住まい不動産へ

空き家の有効活用「短期ヤドカリ」サービス
 お気軽にご相談下さい。
 土地・建物売買・仲介・住まいの事なら
 秋田県知事(2)第2119号

住まい不動産
 代表 宮原育郎

営業時間 9:30~18:30
 湯沢市材木町2丁目2-13
TEL 0183-79-6671
FAX 0183-79-6653
 sumairu@yutopia.or.jp

住まい不動産 検索



湯沢市ガイド

稲庭城

鎌倉時代初期から約400年もの間、県南一帯を治めていた小野寺氏の居城跡に建てられました。小野寺氏をしのぶコーナーをはじめ、町の歴史ゾーン、産業ゾーンなどがあり、楽しみながらまちのあれこれを知ることができます。また、展望台もあり田園風景や皆瀬川が手に取るように眺められ、春から秋が特におすすめです。

【所在地】稲庭町字古館前平50 【開館期間】4月中旬~11月上旬
 【休館日】毎週火曜日(火曜日が祝日にあたる場合はその直後の平日営業日)
 【営業時間】9:30~16:30 【TEL】43-2929

土地の守り神



鹿島様

鹿島様はわらで作られた人形で、昔から災害や疾病から人々を守り、五穀豊穡を祈る神として祭られてきました。湯沢地域の岩崎地区には3体の鹿島人形があり、雄勝地域にも道路沿いに置かれています。

佐竹南家の歴史

慶長7(1602)年三代義種が湯沢城代として入城し、その後元和6(1620)年一国一城令により城が取り壊された後は南家の職名は所預と変わります。町割りには御屋敷(現市役所)を中心に築かれました。経済面では藩主義宣が力を入れた鉱山開発により院内銀山が栄え、湯沢は中継商業地として発展し、やがて酒造業などの産業発展につながっていきました。

伝統と信頼を明日につなぐ
 大正8年創業



毛利板金工業株式会社

代表取締役 小野崎 良一

〒019-0204
 湯沢市横堀字大田中61
TEL 0183-52-2220
FAX 0183-52-5225

広告

EICH LACH 英智学館

自分と向き合う。英智の個別で。
 近くの個別学習塾 英智学館で!!



完全個別担任指導!!
 一人ひとりに合わせた内容で進めます!!

合格実績 ~令和3年度合格実績まで~

(湯沢校合格実績)

横手高校・湯沢高校・湯沢翔北高校・増田高校・羽後高校・横手城南高校・横手清陵高校他多数。
 県南教室全体で毎年横手高校20名以上合格実績あり!!

(湯沢校 大学合格実績)

秋田大学(医学部医学科も合格実績あり)・国際教養大・東北大・新潟大・埼玉大・千葉大・他東北県内国立多数合格!!
 明治大・法政大等有名私立大も多数合格!!

湯沢校 住所 湯沢市大町2-1-6 無料体験受付中!
 TEL 0183(73)5871 お申込みはこちらから →



EPSON

EXCEED YOUR VISION

お客様にとってなくてはならない
 『最強のモノづくり集団』を
 目指します。



秋田エプソン株式会社

〒012-0801 湯沢市岩崎字壇ノ上1番地
 Tel.0183-72-4111(代) Fax.0183-72-4411

日本三大霊地



川原毛地獄

青森県(南部)の恐山・富山県(越中)立山と並ぶ日本三大霊地の一つです。大同2(807)年に月窓和尚が開山したと伝えられています。草木が生えない灰色の山肌が突然現れ、いたるところから水蒸気や火山性ガスが噴き出し、鼻をつく強い硫黄臭があたりに漂っています。起伏のある斜面は荒涼とした不気味な光景を作りあげています。

川原毛大湯滝

滝そのものが温泉という、珍しい日本一の『滝の湯』です。約1km上流でゆう出する温泉が沢水と合流し、約20mの高さからダイナミックに流れ落ちてきます。滝つぼや溪流はすべて天然の露天風呂になっており、世界でも屈指の湯の滝です。入浴適期は7月上旬から9月中旬、入浴の際は水着の着用をお願いします。



自然の造形美を感じる



三途川溪谷

川原毛地獄の入口にあります。この溪谷にかかる三途川橋は溪流から約40mの高さにあり、そこから下を眺めると、まさに断崖絶壁、「三途川」(冥土への路)と呼ばれるのも納得できます。橋の両端には閻魔大王、泰山大王、延命地蔵、合掌地蔵の石像が鎮座しています。紅葉の頃は絶景です。

小安峡大噴湯

皆瀬川の急流が長年にわたり兩岸を深く浸食してできた小安峡谷。大地の息吹を感じさせる熱湯と蒸気が激しく噴出しています。



広告



一般製材

合資会社 高松製材所

湯沢市高松字八乙女142-1

TEL 0183-79-2276

FAX 0183-79-2275

賃挽き・小売販売も承ります



ミニポンプ コンクリート圧送

有限会社 高橋工業

湯沢市宇留院内字山根47番地2

TEL (0183)79-3397

FAX (0183)79-3418

E-mail:takahashikogyo@ponpu.co.jp

URL:https://www.ponpu.co.jp/

解体工事一式



株式会社 高橋解体

代表 高橋 充

〒019-0403

湯沢市宇留院内字川前1-10

TEL・FAX 0183-79-2567



初夏の新緑、秋の紅葉がオススメ

地球の営みが
ゆざわジオパークの
見どころを
ご紹介

女滝沢森林浴歩道

樹齢300年以上のブナの大木をはじめ、天然の原生林が生い茂る中で、トレッキングをしながら森林浴を満喫することができます。

広告

サイクルショップオバラ
自転車技士 小原 幸次
TEL・FAX 0183-73-2762
〒012-0814 湯沢市大工町1-29



湯沢市ガイド

ミズゴケに覆われる苔沼

コケ沼

ミズゴケの浮島が面積の大半を占めている珍しい沼です。この高層性ミズゴケ湿原は、昭和43(1968)年から秋田県指定天然記念物として保護されています。



県指定天然記念物



虎毛山

山肌を走る幾筋もの沢が虎の縞模様に見えることから虎毛山の名前が付けられたといわれています。山頂の広い湿原では、初夏に可憐な高山植物が咲き乱れ、秋は湿原の草紅葉が毛皮を敷き詰めたかのように黄金色に輝きます。名前に「トラ」が付く山では日本一の高さがあり、「日本一のトラの山」とも呼ばれています。



広告

おもてなしを一期一会の精神で
国際観光ホテル整備法登録ホテル(登木768号)
湯沢グランドホテル
〒012-0845 湯沢市材木町一丁目1番1号
TEL 0183-72-3030(代)
FAX 0183-72-3080

こまち測設業協会

有限会社
羽後測量設計事務所
湯沢市清水町 6-7-5
TEL0183-73-9300 FAX0183-73-9350

有限会社 **建成測量設計**
湯沢市字前島 85-2
TEL0183-72-3853 FAX0183-72-2857

有限会社 **セプト**
湯沢市清水町 4-6-13
TEL0183-72-3502 FAX0183-72-3503

充実したサービス網で皆様のニーズにお応えします

LPガス・ガス器具
灯油・冷暖房器具
厨房器具・家電品

太平熔杖株式会社
〒012-0802
湯沢市成沢横山17-1
TEL0183-73-3279

ホムペ - ジョ http://www.taihei-y.co.jp/

賢 土木一式・重機作業

湯沢市指定下水道排水設備工事店

有限会社 **高賢産業**
代表取締役 高橋賢次

湯沢市高松字久根合157
☎(0183)79-2671(代)
FAX(0183)79-2855

自然の中でキャンプや
スノーリゾートを思うがままに楽しもう

キャンプ



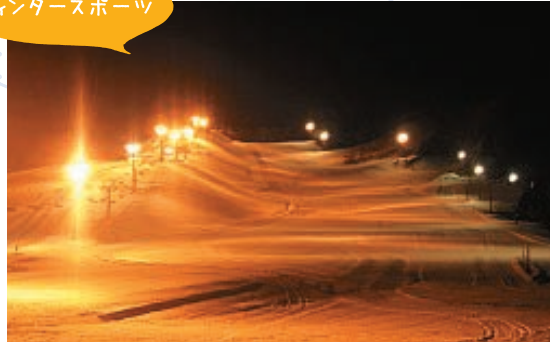
とことん山キャンプ場

とことん山のキャンプ場は森の中にあります。木々の梢の中ですがすがしい空気と心地よい風を感じながら、アウトドアライフを楽しんでください。レンタルも充実していて、食材さえ持ってくれば、ビギナーでもアウトドアライフをとことん楽しむことができます。

【問合せ先】とことん山管理事務所(予約必須)
【TEL】47-5241



ウィンタースポーツ



稲川スキー場スベロッタ

きれいに整地されたゲレンデが初中級者に人気です。ナイターも営業しており仕事帰りのスキーヤー・スノーボーダーで賑わいます。

【営業期間】12月下旬から3月中旬(予定)

■日中営業 9:00~16:00

12月から2月は毎日、3月以降は土・日のみ

■営業 17:30~21:00

1月から3月の毎週火曜から土曜

【問合せ先】

【TEL】42-4185(稲川スキー場事務所)

【期間外】55-8286(生涯学習課 スポーツ振興班)



アウトドアの 楽しさを知る



味覚狩!!



湯沢市観光栗園

約3haの山の斜面に約400本の栗の木が植えられており、秋には丹沢(早生種)、筑波(中生種)の品種の栗がたわわに実ります。毎年ぎっしり詰まった実の栗拾いには沢山の人が訪れています。

【所在地】広沢山1-1

【開園期間】9月中旬から10月上旬

【開園時間】10:00~16:00

【問合せ先】湯沢市観光物産協会

【TEL】73-0415

check!

酒蔵見学 伝統ある酒蔵を見学してみませんか。



両関酒造(株)

明治7(1874)年創業。建造物は国登録有形文化財になっています。

【問合せ先】

【TEL】73-3143(要予約)



秋田銘醸(株)

大正11(1922)年創業。美酒爛漫の銘柄で広く知られています。

【問合せ先】

【TEL】73-3161(要予約)



(株)木村酒造

創業は元和元(1615)年。秋田県の中でも歴史ある酒蔵の一つです。

【問合せ先】

【TEL】73-3155(要予約)

広告

モ

- 一般建築・設計・施工
- 秋田県知事許可(般-2) 第82061号

株式会社 森田建築

代表取締役 森田 肇
Morita Hajime

〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町1-36
Tel:0182-32-7277 / Fax:0182-23-7774
Phone:090-4049-7066
E-mail: moritakenchiku.616@gmail.com

IWASAKI GOLF CLUB



営業時間 5:00~21:00 年中無休

岩崎ゴルフクラブ

〒012-0801
秋田県湯沢市岩崎字桜森1
Tel 0183-72-7716



子宝小町の湯 小安峡温泉

開湯は江戸初期と古く、片足にけがを負った鶴がこの湯で傷を癒やしていたところから発見されたと伝えられている歴史ある温泉地です。



いで湯の里で癒やされる



湯沢市ガイド



秘湯小町の湯 奥小安・大湯温泉

栗駒山の西麓、皆瀬川最上流に位置します。開湯は文化年間(1804年~1817年)と伝えられ、昔ながらのたたずまいを残す、自然景観豊かな温泉地です。

癒やし小町の湯 秋の宮温泉郷

奈良時代に発見された県内最古の温泉郷です。豊富な湯量と秘湯の雰囲気漂います。各宿ごとに異なる源泉を持っているので、泉質や効能はさまざまです。



湯沢の名にふさわしい、歴史ある名湯や秘湯が点在

湯沢市は名のとおり、自慢の秘湯、名湯が点在する、いで湯の里です。それぞれに個性があり、ぬくもりのあるひなびた風情が感じられます。

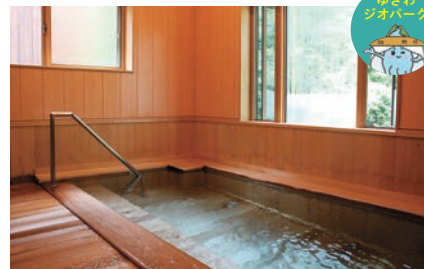


隠れ小町の湯 泥湯温泉

開湯は約1200年前とされています。江戸時代には「安楽泉」と呼ばれていた湯治場で、濁り湯であったことから「泥湯」と呼ばれるようになりました。湯治客でにぎわう風情漂う秘湯です。

麗し小町の湯 ゆざわ温泉

市街地から近い場所にあるので、お祭りや周辺観光を楽しめるぜいたくな温泉地です。



美肌小町の湯 湯ノ沢温泉

後三年の役からの帰途、源義家がこの地で傷兵を休ませたという伝承が残っています。近年、アトピー性皮膚炎などの皮膚病への効能が伝わっています。

広告

本物の味 十割手打ちそば



秋田県湯沢市皆瀬字下夕野34-1
TEL 0183-58-5700
FAX 0183-58-5701
 (有)皆瀬村活性化センター
 かえで庵

自然の静寂に包まれ
やすらぎの一時を



湯の宿
元湯くらぶ
 湯沢市皆瀬字湯元100-1
 ☎0183-47-5151 

日本秘湯を守る会会員の宿
奥小安 大湯温泉 阿部旅館



大自然と秘湯が癒れた心と
 身体をほごしてくれます。
 秋田県湯沢市皆瀬字小安奥山国有林 34
TEL.0183-47-5102 FAX.0183-47-5838
 abe-ryokan.jp/



湯沢

の歳時記

小町まつり A

平安の歌人「小野小町」をしのび、市内から選ばれた七人の小町娘が小町の作った和歌を朗詠し、奉納します。



雄勝大花火大会 B

役内川河川敷で花火が打ち上がり、自然豊かな山あいの夜空を美しく染め、観客を魅了します。



大名行列 C

古式ゆかしい衣装をまとった総勢数百名が行列を成す一大時代絵巻さながらの伝統ある祭りです。奴振りを披露しつつ市内を練り歩きます。

広告

KÉRASTASE PARIS

秋田県唯一のPRIVILE'GE認定サロン

一人ひとりの個性を引き出す美容ブランド
ヘア&メイク・ヘアエステ・ブライダル着付

JUN美容室

ご予約は
☎0120-873950
湯沢市表町1-1-21

有限会社
高石機械工業

◆取扱品目◆
省力機械加工 治工具加工

本社 〒012-0023 秋田県湯沢市字沖田19-2
TEL (0183)73-8415
FAX (0183)73-4181

約四百年にわたり奥南一帯を治めた中世の戦国大名、小野寺氏の居城跡に建てられたのが現在の稲庭城です。必見は、壁・天井・茶道具にいたるまで総金箔張りの「真金の間」。

また、駐車場内にある古館庵(売店)では、稲庭うどんをはじめとする湯沢市の特産品など、お土産品をたくさん取り揃えております。皆様のお越しをお待ちしています。

湯沢市稲庭城
〒012-0107 湯沢市稲庭町字早坂98-2
TEL 0183-43-2929(稲庭城)
TEL 0183-43-2649(古館庵)

季節を彩る風景、まちが賑わう
楽しいイベントが盛りだくさん



七夕絵どうろうまつり **D**

秋田藩佐竹南家に京都からお輿入れになられた奥様のために、五色の短冊に郷愁を託し、青竹に飾りつけたのが始まりといわれています。浮世絵や美人画が描かれた大小数百の絵どうろうがタやみの夜空をあでやかに彩ります。

イベントカレンダー

※状況により、変更が生じる場合があります。

月	開催日	イベント名
6月	第2日曜日とその前日	小町まつり A
	第2日曜日	小安峡つりっこ大会
8月	5・6・7日	七夕絵どうろうまつり D
	7日	七夕健康マラソン大会
	8日	雄勝大花火大会 B
	14日	役内川夜突き大会
	21日	仮装盆おどり大会
9月	21日	院内銀山まつり
	第4日曜日	大名行列 C

月	開催日	イベント名
10月	上旬	全国まるごとうどんエキスポ F
	第3金曜日～月曜日	川連塗りフェア
2月	第2土曜日とその翌日	犬っこまつり G
	第2土曜日	雄勝の雪まつり
	第2日曜日	三関大綱引き大会
	上旬	かだる雪まつり
	下旬	しがっこまつり
3月	第3日曜日	湯沢市凧あげ大会

広告



一般貨物自動車運送事業

北國急行
株式会社
KITAGUNI-EXPRESS-CO.,LTD

湯沢市高松字中村 151 番地 2

☎(0183)79-2882(代)

FAX(0183)79-2886

E-mail:info@kitaguni-express.co.jp



湯沢市ガイド

鮮魚・冷凍加工品・おそうざい
刺身盛合せ・折詰・オードブル



畚藤田魚屋
代表 藤田 健志



湯沢市大町1-3-54

TEL(0183)73-3255

FAX(0183)73-3253

E-mail : sakanaya@yutopia.or.jp

広告

受験勉強を通じて努力の天才へ!

中学1年生～大学受験希望者
志望校合格に必要な全てを提供

東進衛星予備校
東進中学NET

湯沢大町校



(株)おびきゅう

湯沢市大町2丁目1-7

☎0183-73-1121

メール《o-b-kyu@yutopia.or.jp》

東進衛星予備校《http://www.toshin.com》

土木一式工事業
家屋解体工事一式



有限会社 椿工業

事務所

〒012-0869 秋田県湯沢市若葉町6-22
TEL:0183-72-5838 FAX:0183-72-5839

工事部 資材置場

〒012-0055 秋田県湯沢市蛭川28-1

土木工事を中心に、
解体、外構工事、造成、
除排雪など多種に亘り
請負っております。



- 一般住宅電気工事
- 火災報知消防設備工事
- 屋内各種電気設備工事
- 受変電設備工事
- 家電・器具販売・設計・施工

合資会社
平和電業社

代表 飯塚 哲夫
飯塚 康

湯沢市柳町1-1-10

TEL 0183-73-2451

FAX 0183-72-5543



湯沢の歳時記



前森公園 桜まつり 目

桜の名所として知られる前森公園は、約200本のソメイヨシノが咲き誇ります。地元の憩いの場としてにぎわう花見スポットです。



全国まるごとうどんエキスポ 目

郷土に根付き独自の食文化をつくる“うどん”は、地域によってさまざまな食べ方があります。こうした全国のご当地うどんを集結し、「うどん食文化」を通じて地域の垣根を越えた連携を生もうと、2011年から始めた全国初の“うどん”のイベントです。



広 告

ふるさとの幸せ創造業	
総合建設業（土木・建築・解体） <small>ISO9001（品質）／14001（環境）／45001（安全衛生） 認証取得</small>  株式会社 小野建設 <small>★ 超高压水によるアスベスト除去工事 秋田県雄勝郡羽後町新町字最上山7-1</small> Tel : 0183-62-0127 Fax : 0183-62-0128 	循環型社会の実現をめざす <small>優良認定事業所 ISO14001（環境） 認証取得</small>  株式会社 クリーンカンパニー <small>一般・産業廃棄物処理業、解体業 秋田県雄勝郡羽後町新町字大又29-2</small> Tel : 0183-62-3155 Fax : 0183-62-3639 





犬っこまつり ㊦

犬っこまつりは元和の昔より約400年もの長い間続いているといわれる湯沢地域の民俗行事です。会場内に雪で作ったお堂と犬っこが立ち並び、夜になりお堂のろうそくに火がともると幻想的な雰囲気に包まれます。

犬っこまつりの始まり

はくとう

白昼堂々と人家を襲う「白討」という大盗賊がいましたが、湯沢の殿様がこれら一味を退治し、再びこのような悪党が現れないようにと、米の粉で小さな犬っこや鶴亀を作らせ、旧小正月の晩にこれを家の入口や窓々にお供えして祈念させたことが、犬っこまつりの始まりとされています。



花ごよみ

見頃・花の種類	場所
4月下旬～	
桜	前森公園E、愛宕公園、千年公園、小町堂
桜並木	雄物川堤防、寺沢役内川堤防
枝垂れ桜	白山神社(おしら様)
かたくり	市民の森
5月中旬～	
藤	千年公園
5月中旬	
ミズバショウ	国道398号県境付近
6月上旬～下旬	
芍薬	小町芍薬苑

見頃・花の種類	場所
6月～10月	
花の百名山	神室山
高山植物	木地山高原、虎毛山山頂湿原
7月～9月	
湿原植物群落	コケ沼
10月上旬～	
紅葉	泥湯
10月中旬～	
紅葉	木地山、秋ノ宮、小安峡



広 告



秋田県公安委員会指定 技能試験免除

羽後自動車学校

普通・普通二種・大型・大型二種・中型・準中型・普通二輪・大型二輪・大型特殊・けん引

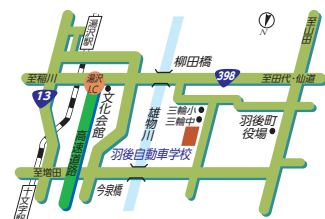
秋田労働局長登録教習機関

羽後建機教習センター

☎0120-025537

TEL0183-62-5111

〒012-1126 雄勝郡羽後町杉宮字柏原10-2



湯沢市ガイド

守り継がれる
伝統の技



稲庭うどん

日本三大うどんの一つと称される稲庭うどんは、良質な小麦粉、塩、澄んだ水のみで丹念につくられる伝統と真心の逸品です。ふくよかな味わいとコシのある食感、手づくりのぬくもりが幅広い世代に愛され続けています。



おいしい水と豊かな大地の恵みを、
伝承の技で仕上げる美味しい特産品

郷土の味覚を堪能する



職人の技は工芸品のみではありません。「東北の灘」と称されるゆざわの酒や日本三大うどんの一つ稲庭うどん、首都圏にも出荷される三関のさくらんぼなどの農作物もまたゆざわの職人技が光る逸品です。「おいしい」「安心・安全」という作るものに対するゆざわの人の思いが詰まった風土色あふれる特産品をぜひ味わってください。



甘くておいしい
果物の宝石

三関さくらんぼ

三関地区の扇状地では、ミネラルを含む豊富な伏流水があり、西日が良く当たるので果樹を栽培する上で好条件と言えます。佐藤錦が主流で首都圏市場に出荷され、高い評価を受けています。6月下旬から7月上旬頃に旬を迎えます。

大倉ぶどう

駒形地区の大倉では昼夜の温度差が大きく、水はけのよい土地で果樹栽培に適し、ぶどうづくりが盛んです。甘みが強くおいしいと評判です。



秋の味覚



上品な甘さが
特徴

駒形りんご

駒形地区のりんごは、明治時代に栽培が始まりました。山間地特有の昼夜の温度差が、糖度の高いりんごを育てます。

広告

さつまたん・まんじゅうてん
オランダ焼・バナナてん・大判焼

◎さつまたん、大判各種 9月～6月頃まで
◎かき氷、ソフトクリーム 6月～9月頃まで

高市青果店

営業時間午前9:00～午後5:00 定休日 1/1のみ
湯沢市表町1丁目1-28 ☎0183-73-2623

秋田黒毛和牛 **美味求真**

みなせ牛

みなせミートセンター
秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台 61-4
☎(0183)46-2797
FAX(0183)46-2798

食肉総合卸 有限会社 AKITA KAMAKURA MEAT 本社/営業部
秋田県横手市横山町3番16号
秋田かまくらミート TEL 0182-33-0291
FAX 0182-33-3236
<http://www.akitakamakura-meat.com/>

贈答用・ご自宅用多数取り揃えております。

三関さくらんぼ
6月中旬～7月上旬

三関ゆめ蔵ぶ直売所

湯沢市関口字関口 34-1
TEL 0183-72-3001
9:00～17:00
サクランボ期間中無休

ゆざわの酒

おいしいお米と清らかな水、酵母の熟成を左右する冷涼な酒造りに適した気候と杜氏の技とが見事に融合するその風味は、淡麗かつなめらかで、ど越しの良い美酒として知られています。



広告

親しみ深い
故郷の味



漬物

雪深い湯沢で昔から保存食として受け継がれてきた味わい深い漬物です。地場産品の野菜を使った「いぶりがっこ」や「花ずし」は特に人気があります。

ひろっこ

シャキシャキした食感と、ねぎのような風味が特徴です。おひたしなどに使われ、広く親しまれています。

郷土料理
「きりたんぼ鍋」に
欠かせない



雪の中から掘り出す
冬のごちそう



三関せり

三関地区の伏流水を利用して栽培しており、茎が太く、長く伸びた根が白くしっかりとれているのが特徴です。香りも良く色も鮮やかなので鍋に良く合います。

山々の恵み



山菜・きのこ

四方を山に囲まれた湯沢では、季節の山菜やきのこが豊富で、旬のものが直売所などに並び、味わえます。

三梨牛・みなせ牛

大自然の恵みを受けて育った黒毛和牛です。柔らかく甘味のある肉質が、高級和牛として高い評価を受けています。

こだわりの逸品



中華料理 一家

TEL/FAX 0183-73-8332
秋田県湯沢市南台7-1

営業時間
昼11:30~14:00
夜17:30~23:00

新年会・忘年会各種宴会承ります

食べ放題 +
飲み放題
お一人様 3,580円 (税込)

寿し処 まつ井

一階 カウンター8席
テーブル3(4人掛け)

二階 8畳間1室 / 6畳間2室
テーブル席1室(6人掛け)

営業時間
昼 AM11:30~PM2:00(予約制)
夜 PM5:00~PM10:00頃まで

湯沢市表町3-1-5 定休日/月曜日
TEL73-2277 FAX73-6122

飲食の豆知識 注目しよう! 食べ物のこと

安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうひぎげん)」や「賞味期限(しょうみぎげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんてんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとっても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。

農林水産省HP「子どもの食育～安全・安心な食べ物を選ぶには～」より加工編集して作成
(https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/index.html)



合同会社 三関 加敬農園
KAKEI FARM

〒012-0862 秋田県湯沢市関口字関口63
tel.0183-73-6893 fax.0183-55-8332



湯沢市ガイド

伝統の技が冴える工芸品



川連漆器

川連漆器は堅牢なことで知られ「堅地仕上げ」といわれる下地塗りを何度も繰り返して、油分が多いつやのある漆で「花塗り」と呼ばれる高度な塗りの技法によりつくられています。装飾に施される繊細で流麗な沈金や蒔絵は、漆器の美しさをより一層引き立て、その品質は高く評価されています。

優れた素材と職人の技が生み出す逸品



川連こけし

一筆眼の顔、愛らしい前だれ、素朴な味わいを醸し出すたずまい。「川連こけし」は、漆器素地をつくる木地師たちにより、つくり始められたといわれています。

湯沢風

元禄時代からの伝統をもつ湯沢風。墨一色の「まなぐ風」や極彩色を施された武者絵風のものがあり、天にのぼる勢いの良さは縁起物としても親しまれています。



曲木家具

優雅な曲線を描き、軽量で丈夫な曲木家具。堅木を蒸して型にはめてつくられる19世紀ドイツ発祥の技法は、湯沢の家具職人の手により、今もなお受け継がれています。

川連漆器伝統工芸館

川連漆器の八百年に及ぶ歴史を裏付ける、文献や資料、実際の工具・道具などの膨大な資料が展示されています。過去から現在までの名品が一堂に会し、川連漆器の全てを知ることができます。

1階 展示販売フロア、物産観光インフォメーションホール

2階 歴史資料館、体験室、

会議室(60人収容可、プロジェクター、OA機器完備)

※沈金・蒔絵の体験教室は事前の予約が必要です。

【所在地】川連町字大館中野142-1

【営業時間】9:00~17:00

【定休日】年中無休(但し12月31日から1月5日まで休館)

【問合せ先】秋田県漆器工業協同組合 【TEL】42-2410

匠の里としても有名な湯沢市。およそ800年もの歴史を持つ国の伝統的工芸品・川連漆器をはじめ、川連こけしや曲木家具など山間部の豊かな自然素材を利用したぬくもりのある工芸品が多いことも特徴の一つです。一品一品丁寧に作られた作品は、職人の真心が感じられます。



秋田仏壇

川連漆器の塗りや金箔押し of 技術が融合された秋田仏壇は、昭和37(1962)年に誕生しました。塗りのきめ細かさ、箔の美しさに定評があります。

広告

広告



道の駅 おがち
小町の郷

〒019-0205 湯沢市小野字橋本90番地
TEL0183-52-5500 FAX0183-52-5566
<http://www.michinoeki-ogachi.jp/>



仏壇 墓石

各宗派仏壇仏具・寺院用具
葬祭用具・漆器・記念品
各種掛軸…その他

有限会社 延命堂

【本社】湯沢市川連町大田面103-3

☎0183-42-2185

FAX 0183-42-2186

【総合展示場】湯沢市川連町欠上り16-10

☎0183-42-3988

Administration Guide Index
行政ガイドインデックス



 届出・証明 28	 教育 76
 保健・福祉・医療 32	 産業・労働 84
 国保・年金 54	 市民活動 86
 税金 56	 議会・選挙 90
 生活・環境 63	 生活ガイド 92



廣 告

「切る・削る・磨く」

匠の技は、先端技術で常に磨かれています
社員一人一人がオーダーメイド技術力、
生産力、創造力を追求し、社会に貢献する
日本のものづくりを推進していきます



<https://www.ad-na.com>

アダムンド並木精密宝石株式会社

代表取締役社長 並木 里也子
代表取締役副社長 和田 統

秋田湯沢工場

〒012-0855 湯沢市愛宕町 4-6-56
TEL: 0183-73-5121【代表】 FAX: 0183-72-3292



市民課および各総合支所市民サービス班では、住所や戸籍等に関する届出と関連する証明書の発行を行います。
 ※届出の際は、運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・パスポート等本人確認ができる書類をご持参ください。

戸籍・住民登録

住民異動の届出

➡市民課住民班・各総合支所市民サービス班

届出の種類	届出期間	持参するもの
【転入届】 市外から引っ越してきたとき	市内に住み始めた日から 14日以内	○転出証明書 ○健康保険証 ○所得証明書(福祉医療に該当する場合) ○介護保険受給資格証明書(認定を受けている場合) ○後期高齢者医療負担区分等証明書(県外の場合) ○国民健康保険前期高齢者負担区分等証明書 ○届出人の印鑑 ○個人番号カード ○住基カード
【転出届】 市外へ引っ越すとき	市外へ住所を移す日の前 14日以内	○国民健康保険被保険者証(加入者) ○後期高齢者医療被保険者証(加入者) ○各受給者証等(福祉医療・介護等に該当する場合) ○印鑑登録証 ○届出人の印鑑 ○個人番号カード ○住基カード
【転居届】 市内で引っ越すとき	市内で住所を移した日から 14日以内	○届出人の印鑑 ○国民健康保険被保険者証(加入者) ○後期高齢者医療被保険者証(加入者) ○各受給者証等(福祉医療・介護等に該当する場合) ○個人番号カード ○住基カード

戸籍の届出

➡市民課住民班・各総合支所市民サービス班

届出の種類と届出期間	届出先	持参するもの
	届出人	
<出生届> 生まれた日を含めて14日以内 ※命名は常用漢字、人名漢字、 カタカナひらがなの範囲	父母の本籍地か所在地、子どもの 生まれた場所のいずれか	○届出書(出生証明書)1通 ○届出人の印鑑・母子健康手帳 ○健康保険証 ○振込口座番号のわかるもの(通帳・キャッシュカード等)
	父か母または父母両方	
<死亡届> 死亡の事実を知った日から 7日以内	死亡者の本籍地か死亡地、届出人 の所在地のいずれか	○届出書(死亡診断書)1通 ○届出人の印鑑・火葬場使用料 (広域圏内15歳以上3,000円、15歳未満1,000円) ○国民年金手帳・証書(加入者) ○国民健康保険被保険者証(加入者)・後期高齢者医療被保険者証 (加入者) ○福祉医療・介護等に該当する場合は各受給者証等 ○葬祭費振込口座番号・申請者の印鑑 (国保被保険者か、後期高齢者医療被保険者の葬祭をした方) ○個人番号カード ○住基カード
	同居の親族・その他の親族・同居 者・家主・地主・成年後見人等の関 係人	
<婚姻届> 届出のあった日から 効力が生じます	夫または妻の本籍地か所在地	○届出書1通 ○届出人の印鑑(一方は旧姓) ○届出する市区町村に本籍がない方は戸籍謄(抄)本1通 ○転出証明書(婚姻と同時に転入される方) ※未成年の方は、父母の同意書が必要です。
	夫と妻(ほかに届書には成人の証 人2人の署名と押印が必要です)	
<転籍届> 届出のあった日から 効力が生じます	届出人の本籍地か所在地 または新本籍地	○届出書1通 ○筆頭者、配偶者双方の印鑑 ○戸籍謄本1通 ※市内転籍の場合は戸籍謄本は必要ありません。
	戸籍筆頭者とその配偶者	

閉庁時の届出

土日祝日など市役所の閉庁時の出生や死亡、婚姻などの戸籍の届出は、本庁舎宿直室や稲川、雄勝、皆瀬各庁舎で日直の職員が受け付けします。平日を含む夜間(17:15～翌8:30)は、本庁舎のみの受け付けとなります。

住民票・戸籍等の証明

▶ 市民課住民班・各総合支所市民サービス班

住民票・戸籍等に関する証明書を発行しています。下記の必要なものを持参して受付窓口においでください。

◎窓口で本人がおいでになる場合は、本人確認書類(運転免許証・個人番号カード・住基カード・パスポート等の公的な本人確認書類)をご持参ください。

◎代理人が申請する場合は、①委任を証する書面(代理人選任届または委任状)②代理人の本人確認書類が必要です。

種類	手数料	必要なもの
戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)	1通…450円	戸籍に記載されている方または直系の親族以外の方は委任状が必要です。
戸籍の個人事項証明(戸籍抄本)	除籍は…750円	
戸籍記載事項証明	1事項…350円 除籍は…450円	
戸籍の附票の写し	1通…200円	
改製原戸籍謄本・抄本	1通…750円	

種類	手数料	必要なもの
住民票(世帯一部)・除票の写し	1通…200円	同一世帯員以外の方は委任状が必要です。
住民票(世帯全部)の写し		
印鑑登録証明書	1通…200円	印鑑登録証
印鑑登録証交付手数料(新規・印影変更)	200円	「印鑑登録」をご覧ください。
印鑑登録証再交付手数料(登録証紛失等による再登録)	1,000円	
身分証明書	1通…200円	本人以外は委任状が必要

印鑑登録

▶ 市民課住民班・各総合支所市民サービス班

印鑑登録証明書は社会生活上広く利用されているとともに、登録者の財産などにかかわる大変重要なものです。

印鑑登録は、「本人による申請」と「本人の意思を確認の上、行う代理人申請」があります。

印鑑登録証明書は、印鑑登録証をお持ちになり、申請書を記入いただければ、代理人でも交付を受けることができます。

※印鑑登録証がないと、本人でも証明書の交付が受けられませんのでご注意ください。

○本人が申請するとき

登録する印鑑をご持参ください。

顔写真付きの本人確認書類がある時	本人確認をします。 官公署の発行する顔写真つき本人確認書類を提示してください。 ○運転免許証 ○身体障害者手帳 ○パスポート ○個人番号カード ○住基カード等	▶ 印鑑登録後、その場で印鑑登録証を交付します。
顔写真付きの本人確認書類がない時	湯沢市に印鑑登録のある方に保証人になってもらい、一緒に来庁の上保証書に記入・実印を押印してください。	
	保証人がいないときは、仮登録します。 市役所から本人あてに照会書を郵送します。	

○代理人が申請するとき

代理人選任届を提出していただけます。(用紙は窓口にあります) ※代理人の印鑑と登録する印鑑をご持参ください。	仮登録します。 市役所から本人あてに照会書を郵送します。	▶ 本人が回答書に記入し、再度代理人等が申請した窓口へ来て、その回答書を提出していただきます。登録をして、印鑑登録証を交付します。代理の方は、本人確認書類と認印をお持ちください。
---	---------------------------------	---

広告

新車全メーカー・全車種取扱い

人気の新車が月々コミコミ価格で新登場!!

車検 税金 オイル交換 諸費用 マットカバー すべて込み!!

DAIHATSU 月々8.8千円コース
SUZUKI 月々1.1万円コース
SUZUKI 月々1.43万円コース



JOYCAL 湯沢南店

ジョイカルは、お客様に最適なお車をご提供する新車アライアンスチェーン店です。

合同会社 川畑オート 湯沢市愛宕町3丁目10-6
TEL・FAX 0183-72-1777

新車・中古車販売/一般整備/板金・塗装/車検
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 JA共済 代理店

新車・中古車販売・車検・点検 一般整備・钣金・塗装

有山協自動車

お車のことならなんでもお任せ下さい!!

有限会社 山協自動車
代表取締役 山脇周二
湯沢市宇下山谷81-17
TEL (0183) 73-2948
FAX (0183) 73-2953



届出・証明

個人番号カード

➔市民課住民班

個人番号カードは、本人確認書類として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等電子証明書を使用した電子申請、住民票等のコンビニ交付などの様々なサービスに利用できます。

交付を受けるためには、次の方法により地方公共団体情報システム機構へ申請してください。

- ※1 交付申請書を紛失された方や、個人番号通知カード交付後に氏名、住所等を変更された方は交付申請書の再交付も可能です。
- ※2 再交付の際は、本人確認書類(運転免許証等写真のあるもの。お持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、預金通帳等2点)が必要になります。

○申請方法

種類	手順
郵送	交付申請書に指定サイズの顔写真を貼り、必要事項を記載して、以下の住所へ郵送してください。 〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター
スマートフォン	交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトの画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信してください。
パソコン	申請用WEBサイトの画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信してください。
まちなかの証明写真機	タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざし、顔写真を撮影して送信してください。

○受け取り方法

申請から概ね1か月後に、カードの受け取り方法を記載した「個人番号カード交付申請書・電子証明書兼照会書」(交付通知書)を郵送します。

- 交付通知書裏面の「回答書」欄に日付、住所を記入し、署名又は記名してください。
- 電子証明書等の暗証番号の設定が必要ですので、事前に決めて来庁ください。

電子証明書等の種類	桁数
署名用電子証明書	アルファベット(大文字)と数字の組み合わせで6桁以上(15歳未満は不要)
利用者証明用電子証明書	4桁の数字
住民基本台帳用	
券面事項入力補助用	

- 市役所本庁舎に、本人確認書類等の必要書類を持参し、原則本人が、来庁してください。(15歳未満の方、または成年被後見人の方は、法定代理人が同行ください。)必要書類については、交付通知書に同封される案内をご覧ください。
- ※本人が病気、身体の障がい等やむを得ない理由により、来庁が困難な場合は、代理人に手続きを委任することができます。ただし、仕事や学業等の「多忙」は該当になりませんので、ご注意ください。

○注意点

- 申請中に市外へ転出すると、申請が取り消しになります。新しい住所地で転入手続き後に、再度交付申請を行ってください。
- 申請中に市内転居や氏名変更等があった方は、個人番号カードに印字された住所や氏名が一致なくなります。この場合、追記欄に変更事由を記載して受け取るか、変更後の内容で再申請するか、どちらかを選択してください。



広告

自宅でもカンタンにお買い物

コープあきたの 個人宅配

誰でもカンタンに注文できて自宅までお届け

Webカタログ!!

お届けするチラシのほとんどが @あっとコープの中で見ることができます。注文番号の上でタップするだけで注文OK!

重い物や雨の日なども 家の玄関までお届け

ご不在時も 専用のケースでお届け

生協の宅配の コープあきた フリーダイヤル
お問い合わせ・共同購入部 資料請求は 運営課

0120-958080

※個人宅配のご利用には、コープあきたの組合員へご加入頂く必要があります。現在コープあきたの組合員でない方は、組合員登録と出資金(1,000円)が必要になります。

組合員さんをサポートするお得な割引制度

子育てママを応援します!
子育て優遇制度

6歳未満のお子さまをお持ちのママ または これからママになる マタニティのあなた

※ご利用の際には「母子手帳」をご提示ください。
※対象は妊婦さんまたは6歳未満のお子様がいいらっしゃる組合員さんとなります。

■通常の手数料 / ご利用1回につき 200円(税込)
■基本手数料 / ご利用1回につき 100円(税込)

お子様が6歳になるまで **半額!!**

子育て以外にも、3つの優遇制度で組合員さんをサポート

高齢者優遇制度 なかなか外出しづらいなど、満70歳以上をサポートする優遇制度です。

介護優遇制度 ご家族、または組合員さんご本人が要介護である方への優遇制度です。

障がい者優遇制度 障がいをお持ちの方への優遇サービスです。

■通常の手数料 / ご利用1回につき 200円(税込)
■基本手数料 / ご利用1回につき 100円(税込)

月～金 WEB受付6:54～24時間いつでもお申し込み可能
9:00～19:00 (11/24～25) https://www.akita.coop/
土 (11/24～25) QRコードを読み取って専用ページから
9:00～12:00 コープあきた 検索

時間外の証明等交付

本庁舎のみ、火・木曜日の17:15～19:00に住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍等謄抄本の交付及び印鑑登録ができます。(転入・転出などの異動届出の受け付けは行いません。)

証明書等のコンビニ交付サービス

個人番号カードをお持ちの方は、全国の主要なコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して、住民票等の証明書を取得することができます。

取得できる証明書及び交付手数料

証明書の種類	手数料
住民票 (本人及び本人と同一世帯の方のもの)	1通200円
印鑑登録証明書 (印鑑登録されている本人のもの)	1通200円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)	1通450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)	
戸籍の附票 (本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)	1通200円

※住民票除票、除籍謄本、改製原戸籍は対象外です。

利用できる時間

- 住民票、印鑑登録証明書
6:30～23:00
- ※12月29日から1月3日までを除く
- 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票
8:30～17:00
- ※土日祝日、12月29日から1月3日までを除く

利用できる方

- 湯沢市民の方で、以下のすべてに当てはまる方
- 個人番号カードをお持ちの方
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)の照合ができる方
- (印鑑登録証明書が必要な場合は)印鑑登録をしている方
- ※戸籍の証明書は、住所が湯沢市外で本籍が湯沢市にある方も取得することができますが、事前にマルチコピー機またはインターネットで「戸籍証明交付の利用登録申請」が必要です。通常、登録後3営業日後に戸籍の証明が取得可能な状態になります。
- ※DV等による支援措置を受けている方は利用できません。

利用にあたっての注意点

- 個人番号カードの交付を受けた当日は利用できません。
- 証明書を誤った内容で取得した場合、返金や差し替えはできません。
- 手数料免除(無料)や公的支援用等には対応していません。
- 証明書が2枚以上にわたる場合、ホチキス留めはされません。(ページ番号と証明書の固有番号で判断できるようになっています。)

電話予約による交付

仕事の都合等により、市役所の執務時間内に、来庁できない方のために電話予約による証明書の交付を実施しています。

申請できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

申請の方法

平日の8:30～16:30に市民課住民班または各総合支所に電話予約してください。

また、印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証の番号を伺いますので、登録証をお手元にご用意ください。

交付の方法

本庁舎	平日	17:15～20:00
	休日	8:30～20:00
ともに宿直室で交付します。		
総合支所	休日のみ8:30～17:15の間交付します。	

パスポート

海外渡航のための旅券(パスポート)の申請

市民課住民班

海外に旅行するためには、旅券(パスポート)が必要です。旅券とは、日本国政府が諸外国の政府に対して渡航者の通行と保護を要請する公文書であり、渡航者の身分を証明する書類です。

パスポートは申請日から数えて土日祝日、年末年始を除いた9日目以降の発行になります。

旅行日程などを考慮して、余裕をもって申請してください。

申請に必要なもの

- ①一般旅券発給申請書(市民課窓口または外務省ホームページからダウンロード)1通
- ②戸籍抄本または謄本1通
- ③パスポート用写真(縦4.5×横3.5cm、顔34mm±2mm)1枚
- ④前回取得したパスポート(初めて申請する方は不要)
- ⑤本人確認書類(運転免許証など)

手数料

交付時に印紙・証紙で納付

旅券種類	収入印紙	秋田県証紙
10年有効	14,000円	2,000円
5年有効	9,000円	2,000円
5年有効(12歳未満)	4,000円	2,000円





保健・福祉・医療

児童福祉班 ☎78-0166
 子ども子育て応援班 ☎55-8275
 子育て支援総合センター ☎72-3501
 健康企画班 ☎73-2124
 保健推進班 ☎56-8020
 高齢福祉班 ☎73-2123
 介護保険班 ☎55-8309
 地域包括支援センター ☎78-2311

地域福祉班 ☎73-2122
 障がい福祉班 ☎55-8075
 保護班 ☎55-8088
 国保年金班 ☎55-8164
 指導班 ☎73-2162
 社会教育班 ☎73-2163
 稲川総合支所 ☎42-2111
 雄勝総合支所 ☎52-2111
 皆瀬総合支所 ☎46-2111

妊娠と子育て

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票の交付

☑子ども未来課子ども子育て応援班

妊娠が分かったら、なるべく早く子ども未来課に届け出ましょう。母子健康手帳と妊産婦健康診査受診票(妊産婦健診費用の助成)を交付します。

○母子健康手帳・父子健康手帳

妊娠中の経過や出産の状態、子どもの健康診査や予防接種など、妊娠中から子どもの成長を記録する大切な手帳です。また、父親になる準備のため父子健康手帳も交付しています。

○妊産婦健康診査受診票

安心・安全な出産を迎えるために定期的に健康診査を受けて、赤ちゃんの成長やお母さん自身の体調を確認しましょう。

妊産婦健康診査受診票は、県内の妊産婦健康診査契約医療機関で使用できる健診費用の助成券です(ただし、市から交付された妊産婦健康診査受診票は、市外へ住所変更した時点で使用できなくなりますのでご注意ください)。

県外などで妊産婦健康診査を受けられる方に対し、健診費用の助成事業を行っています。助成を希望される方は、事前に申請書の交付が必要です。詳細は子ども未来課へご連絡ください。

妊婦健康相談

☑子ども未来課子ども子育て応援班

母子手帳の交付に合わせて実施しています。妊娠中の健康維持のために保健師・栄養士が相談に応じます。

妊娠中期アンケート

アンケートを通して、産前から産後の生活について考えるきっかけづくりをしています。

不安なこと等については保健師・栄養士が電話や訪問でお答えし、妊娠出産・育児においてサポートをしていきます。

乳幼児家庭訪問

☑子ども未来課子ども子育て応援班

●乳幼児訪問(こんにちは赤ちゃん事業含)

赤ちゃんの発育や発達・育児相談などすこやかな成長や楽しい子育てを支援するため、保健師や助産師が新生児期から生後4か月までの間に家庭訪問を行っています。

●低体重で赤ちゃんが生まれたら

体重2,500g未満の赤ちゃんが生まれた時、「低体重児出生届」を子ども未来課に提出してください。市では、体重2,500g未満の赤ちゃんに、保健師や助産師が家庭訪問し、発育・発達や育児に関する相談及び支援を行っています。

健康診査

☑子ども未来課子ども子育て応援班

事業名	対象者	内容
4か月児健康診査	4か月児	集団健診方式 ・問診 ・身体計測 ・医師による診察 ・保健指導 ・栄養指導(離乳食)
7か月児健康診査	7か月児	集団健診方式 ・問診 ・身体計測 ・医師による診察 ・保健指導 ・栄養指導(離乳食) ・ブックスタート事業
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	集団健診方式 ・問診 ・身体計測 ・医師による診察 ・保健指導 ・栄養指導
1歳6か月児歯科健康診査	1歳6～1歳9か月児	個別健診方式 ・問診 ・歯科健診 ・フッ素塗布 ・歯科保健指導
2歳児歯科健康診査	2歳～2歳5か月児	個別健診方式 ・問診 ・歯科健診 ・フッ素塗布 ・歯科保健指導
3歳児健康診査	3歳6か月児	集団健診方式 ・問診 ・尿検査 ・視覚・聴覚検査 ・身体計測 ・医師による診察 ・保健指導 ・栄養指導
3歳児歯科健康診査	3歳6～3歳9か月児	個別健診方式 ・問診 ・歯科健診 ・フッ素塗布 ・歯科保健指導
1歳6か月児・3歳児精密検査	精密検査が必要と認められたもの	・身体面は医療機関にて精密検査を行う ・精神行動面は秋田県南児童相談所が実施している巡回児童相談等、必要に応じて機関を紹介

健康教室・相談

☑子ども未来課子ども子育て応援班

○離乳食教室

生後3か月から1歳3か月までの乳児をもつ養育者に、正しい食生活習慣が形成されるよう支援しています。離乳食実習を行い、個別相談等で理解を深めています。

○2か月児アンケート

母親の育児負担や不安軽減につなげるため、アンケートを実施し、心配事や相談に早期に対応します。

○1歳児育児相談

乳児から幼児への移行期の子どもに応じた育児ができるよう支援するとともに、う歯予防などの歯の健康について学びます。

実施内容は問診、身体計測、育児相談、離乳食指導、歯科衛生士による歯科講話を行います。

☆詳細は、市で配布する「湯沢市乳幼児健康診査等日程表」に記載されています。

○家庭児童相談室

育児の問題、家庭の悩みごとや、お子さんの抱えている様々な問題の相談に家庭相談員が応じます。



予防接種

子どもの予防接種

☑子ども未来課子ども子育て応援班

予防接種はお子さんを感染症から守るためのものです。子どもは病気にかかりやすく、かかると重症化することがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。感染症予防のために予防接種を受けるようにしましょう。

※定期の予防接種は法律に基づいて市町村が実施するものです。

定期予防接種種別	回数	対象者	標準年齢
ロタウイルス	ロタリックス 2回	生後6～24週までの間にある方	どちらのワクチンも 初回接種を生後6週 から14週6日まで
	ロタテック 3回	生後6～32週までの間にある方	
B型肝炎	(初回) 2回	1歳に至るまでの間にある方 初回: 27日以上の間隔をあけて2回	生後2月に至った時 から生後9月に至る まで
	(追加) 1回	追加: 1回目の接種から139日以上間隔をあけて1回	
ヒブワクチン	(初回) 3回	生後2～60月に至るまでの間にある方 27日以上、標準的には56日までの間隔 (ただし、生後12月までに行うこととし、それを越えた場合は行わない。この場合、追加接種は27日以上の間隔)	1) 生後2～7月に至る までに開始
	(追加) 1回	初回終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をにおいて	1) の場合
注) 接種開始月齢によって 接種回数が異なります	2) 生後7～12月に至るまでに開始の場合 初回: 27日以上、標準的には56日までの間隔で2回。 (ただし、生後12月までに行うこととし、それを越えた場合は行わない。この場合、追加接種は27日以上の間隔) 追加: 初回終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔をにおいて1回		
小児用肺炎球菌ワクチン (13価)	(初回) 3回	生後2～60月に至るまでの間にある方 標準的には生後12月までに27日以上の間隔。 (ただし、2・3回目の接種は生後24月までに行うこととし、それを越えた場合は行わない。また、2回目の接種が生後12月を越えた場合は3回目は行わない)	1) 生後2～7月に至る までに開始、生 後12月未満
	(追加) 1回	初回終了後、60日以上の間隔をいった後であって、生後12月に至った日以降	1) の場合、生後12～ 15月まで
注) 接種開始月齢によって 接種回数が異なります	2) 生後7～12月に至るまでに開始の場合 初回: 27日以上の間隔をにおいて2回、標準的には生後13月までに行う (ただし、2回目の接種は生後24月までに行うこととし、それを越えた場合は行わない) ※2 追加: 初回終了後60日以上の間隔をいった後であって、生後12月に至った日以降に1回 3) 生後12～24月に至るまでに開始の場合、60日以上の間隔をにおいて2回 4) 生後24～60月に至るまでに開始の場合、1回		
四種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	(1期初回) 3回	生後3～90月に至るまでの間にある方 20日以上、標準的には56日までの間隔	生後3～12月まで
	(1期追加) 1回	1期初回(3回目)終了後、6月以上の間隔をいった乳幼児	初回3回終了後、12 ～18か月
BCG	1回	生後0～12月に至るまでの間にある方	生後5～8月未満
麻しん・風しん混合	(1期) 1回	生後12～24月に至るまでの間にある方	1歳
	(2期) 1回	5歳以上7歳未満であって、小学就学前の1年間(年長児) 注) 5歳でも年中児の接種は対象になりませんのでご注意ください	小学就学前の1年間
水痘(水ぼうそう)	(初回) 1回	生後12～36月に至るまでの間にある方	生後12～15月まで
	(追加) 1回	初回終了後、3か月以上の間隔をいった乳幼児	初回終了後、 6～12か月
日本脳炎 (平成7年4月2日～平成19 年4月1日生まれの方は20 歳未満まで接種不足回数分 を接種できます)	(1期初回) 2回	生後6～90月に至るまでの間にある方 6日以上、標準的には28日までの間隔	3歳
	(1期追加) 1回	1期初回終了後6月以上、標準的には概ね1年後	4歳
	(2期) 1回	1期終了後の9歳以上13歳未満の方	小学4年生相当年齢
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1回	11歳以上13歳未満の方	小学6年生相当年齢
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防) ワクチン	3回	中学1年生～高校1年生相当年齢の女子 2価: 初回接種から1か月後、6か月後 (ただし、この方法をとることができない場合、1か月以上の 間隔をにおいて2回接種した後、1回目の接種から5か月以上か つ2回目の接種から2か月半以上の間隔をにおいて1回) 4価: 初回接種から2か月後、6か月後	中学1年生相当年齢

接種対象年齢の起算日は「誕生日の前日」です。「未満」「至まで」とは「誕生日前日」までになります。



保健・福祉・医療



○接種場所

予防接種協力医療機関
 協力医療機関一覧は市ホームページからダウンロードするか、湯沢市乳幼児健康診査等日程表(出生届時配布)をご覧ください。
 ※県内の協力医療機関であればどこでも接種を受けることができます。一覧以外の医療機関での接種を希望される方は、お問い合わせください。

○接種料金

全額助成(無料)

○予約

必ず事前(3日前まで)に医療機関へ予約してください。

○持ち物

- 1.母子健康手帳
- 2.接種券・予診票(すすくノートとして出生届時配布)

○予防接種を受けることができないお子さん

- ・熱がある。(通常37.5℃以上をいいます。)
- ・重い急性疾患にかかっている。
- ・予防接種成分によってアナフィラキシー(※)を起こしたことがある。
 ※通常接種後30分以内にひどいアレルギー反応
- ・予防接種を受けようとする病気に既にかかったことがある。
- ・その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

○他の予防接種との間隔

同じ種類のワクチン接種を複数回受ける場合、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります。

任意予防接種事業

▶子ども未来課子ども子育て応援班

おたふくかぜ・季節性インフルエンザ・風しんについて、発症・重症化・蔓延を予防するために、予防接種費用を助成しています。(接種日において、市内に住所を有する方に限ります)

種別	対象者	回数	助成額	接種手続
おたふくかぜワクチン	1歳から小学校就学前でおたふくかぜに罹患したことがなく、おたふくかぜの予防接種を一度も受けていない方	1回	1人1回につき 4,000円を限度	協力医療機関で個別に接種を受けてください。
季節性インフルエンザワクチン	当該年度の10月1日から翌年の2月末日までに受けたものに限る ①生後6月から13歳未満 ②13歳以上の中学生 ③接種日において妊婦中である方	①1年度内に2回 ②1年度内に1回 ③1年度内に1回	1人1回につき 1,000円を限度	
風しんワクチン	①妊娠を希望している女性で、県の抗体検査等を受けた結果、風しんの抗体価が低いことが判明した方 ②妊娠している女性の夫又は妊娠を希望している女性の夫で、県の抗体検査等を受けた結果、本人及び配偶者の風しんの抗体価が高いことが判明しておらず、かつ、配偶者の風しんの抗体価が高いため、県の抗体検査の対象にならない方 ※ただし、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、助成の対象としない	1度も接種を受けたことのない方 2回 1度接種したことのある方 1回	全額	子ども未来課へ申請し、接種券・予診票の交付を受けてください。 ※接種を受ける方の母子手帳をご持参ください。②の方は生まれてくる子どもの母子健康手帳も持参してください。

○接種場所

協力医療機関(いずれも事前予約が必要です)
 ※協力医療機関一覧は市ホームページ等をご覧ください。

○接種料金

接種料金は、医療機関によって異なります。接種後に助成額を差し引いた金額を医療機関窓口で支払ってください。

高齢者定期予防接種

▶健康対策課健康企画班・保健推進班

インフルエンザ(季節性)や肺炎の発症・重症化・蔓延を予防するために、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種費用の助成をしています。
 ※定期的な予防接種は法律に基づいて市町村が実施するものです。

種別	対象者	回数	助成額
インフルエンザ	(1)満65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などに重い病気のある方で、かつ予防接種を希望する方(接種を受けるには証明書が必要になりますのでお問い合わせください)	1回	1,000円
高齢者用肺炎球菌	(1)年度中に次の年齢になる方※1 65・70・75・80・85・90・95・100歳 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などに重い病気のある方で、かつ予防接種を希望する方(接種を受けるには証明書が必要になりますのでお問い合わせください) ただし、(1)(2)とも過去に高齢者用肺炎球菌予防接種を受けたことのある方は対象になりません。	1回	3,000円

接種対象年齢の起算日は「誕生日の前日から」です。

※1経過措置として、令和5年度までは、各該当年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方が対象になり、各該当年度内が接種期間になります。対象者へは個別に通知します。転入等でお手元がない場合はお問い合わせください。
 令和6年度以降は、各年度に65歳になる方のみが対象になります。

○接種場所

予防接種協力医療機関
 ※県内の協力医療機関であればどこでも接種を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

○接種料金

接種料金の一部を助成

※接種料金は、医療機関によって異なります。接種後に助成額を差し引いた金額を医療機関窓口で支払ってください。また、(1)(2)の対象者のうち生活保護受給者は料金が無料になります。接種時に医療機関窓口で生活保護受給証明書を提出してください。

○予約

必ず事前(3日前まで)に医療機関へ予約してください。

○持ち物

- 1. 予診票(肺炎球菌の場合、個別に郵送します)
- 2. 健康保険証
- 3. 接種料金

○予防接種を受けることができない方

- ・熱がある。(通常37.5℃以上をいいます。)

- ・重い急性疾患にかかっている。
- ・予防接種成分によってアナフィラキシー(※)を起こしたことがある。
※通常接種後30分以内にひどいアレルギー反応
- ・その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

○予診票の再交付について

予診票を紛失された方は、健康対策課で再交付を受けてください。

病気の予防・健康

健康診査・結核検診・がん検診

健康対策課健康企画班・保健推進班

健(検)診はあなたの健康のバロメーターとして、生活習慣の改善や健康の維持に役立てることができます。

健(検)診名	対象者	受診者負担額	検査内容・備考		
特定健康診査	40歳以上74歳以下で湯沢市国民健康保険加入者	◎湯沢市国民健康保険証を使用されている方及び生活保護世帯員及び中国残留邦人等で社会保険等未加入者と後期高齢者医療被保険者の方は料金徴収はありません。 ◎年齢対象外(40歳未満)の方は市委託金額6,900円の徴収となります。 ◎使用している保険証によって受診者負担金が発生する場合があります。	①問診 ②身体計測 ③尿検査 ④血圧測定 ⑤腹囲測定 ⑥理学的検査(医師による診察) ⑦血液検査 ・脂質検査 ・肝機能検査 ・糖代謝検査 ・貧血検査 ・腎機能検査 ⑧循環器検査 ・心電図検査 ・眼底検査 ※.....は医師診察・健診数値により追加される検査項目です。		
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者 ※腹囲測定は実施しません。				
一般健康診査	生活保護世帯員及び中国残留邦人等で社会保険等未加入者				
結核検診	65歳以上の方	無 料	胸部エックス線撮影(間接撮影) ※結核検診か肺がん検診のいずれかを選択		
肺がん検診	40歳以上の方	500円	問診、胸部エックス線撮影(間接撮影)、喀痰検査		
大腸がん検診	40歳以上の方	800円	問診、便の潜血反応検査 ◇検診申込者へ事前に採便容器を送付します。 2日分の便を採った容器を健康診査会場で提出してください。		
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円	問診、血液検査		
胃がん検診	40歳以上の方	1,500円	問診、胃部エックス線撮影		
婦人検診	子宮頸部がん検診	20歳以上39歳以下の女性 40歳以上の偶数年齢の女性	同一人について2年に1回	1,800円	問診、視診、細胞診超音波検査(卵巣腫瘍検診含む)
	乳がん検診	40歳以上49歳以下の偶数年齢の女性		2,000円	問診、乳房エックス線撮影(二方向)
		50歳以上の偶数年齢の女性		1,000円	問診、乳房エックス線撮影(一方向)
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	1,000円	手首のエックス線撮影		
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の方	無 料	申込み制ではありません。対象者に通知します。		
肝炎ウイルス検診	40歳の方	600円	申込み制ではありません。対象者に通知します。		
	41歳以上で未受診の方		なお、未受診の方で希望される場合健診会場で申し出てください。		

<お知らせ>

- 健(検)診対象者で次に該当する方は、各健(検)診とも無料になります。
 - ・湯沢市国民健康保険に加入している方
 - ・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
 - ・市県民税非課税世帯や生活保護世帯員および中国残留邦人等の方
 - ・1級～3級までの身体障害者手帳及び区分Aの療育手帳をお持ちの方
- 同年度に市の人間ドックを受ける方は、特定健康診査を受けることはできません。
- 各健(検)診を年齢対象者以外の方が受診する場合は、市委託額を負担していただきます。(結核検診・婦人検診・骨粗鬆症検診については対象外の方は受診できません。)
- 受診者負担額は年度によって変更されることがあります。

健康教育・相談

健康対策課健康企画班・保健推進班

○健康講演会や健康教室

健康管理や生活習慣病予防・自殺予防のための各種講演会や教室を行なっています。
※詳しい内容については随時広報・チラシ等でお知らせします。

○健康講話・相談会

保健師・管理栄養士が地域の集まりやサロンに伺い、フレイル予防や健康づくりに関する講話、健康相談を行っています。

○電話や来所相談

電話や来所による相談を随時行っています。
日時は土、日、祝日、年末年始を除く日で、通常8:30～17:15です。



保健・福祉・医療

子育て支援

保育所、認定こども園

☑子ども未来課児童福祉班・各総合支所市民サービス班

小学校就学前のお子さんは、保育所、認定こども園が利用できます。

- ・保育所は、就労などのため家庭で保育できない0歳から小学校就学前までのお子さんを保護者に代わって保育する施設です。
- ・認定こども園は、0歳から小学校就学前までのお子さんを対象に教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※住居の位置や通勤の都合などで市外の施設を利用したいときは、施設の受け入れが可能であれば広域入所することができます。

地域	施設名	住所・電話番号	区分	一時預かり		延長保育	休日保育	病児保育	
				一般型	幼稚園型			病後児対応型	体調不良児対応型
湯沢	湯沢乳児保育園	元清水2-3-26 ☎72-2728	保育所	○		○		○	
	深堀保育園	深堀字高屋敷58-3 ☎72-2512	保育所	○		○			○
	双葉幼稚園	表町4-7-8 ☎73-0110	認定こども園	○	○	○			
	湯沢よつばこども園	田町2-3-52 ☎73-2272	認定こども園	○	○	○			
	湯沢こども園	前森2-5-16 ☎73-2361	認定こども園	○	○	○	○		
	みたけこども園	裏門1-2-33 ☎73-1745	認定こども園	○	○	○			○
	いわさきこども園	岩崎字千年71-4 ☎72-3165	認定こども園	○	○	○			
	愛宕幼稚園	愛宕町2-1-16 ☎73-1507	認定こども園	○	○	○			
	湯沢若草幼稚園	清水町2-3-3 ☎73-6738	認定こども園	○	○	○			
稲川	あおぞらこども園	三梨町字古三梨155 ☎42-3117	認定こども園	○	○	○			
雄勝	おがち保育園	横堀字土淵28 ☎52-2559	認定こども園	○	○	○			○
皆瀬	皆瀬保育園	皆瀬字沢梨台47-2 ☎46-2446	保育所	○		○			○

○保育料

【幼稚園や認定こども園(教育部分 満3歳以上)】

【保育所や認定こども園(保育部分 3歳児クラスから5歳児クラス)】

全てのお子さんの保育料が無償です。

【保育所や認定こども園(保育部分 0歳児クラスから2歳児クラス)】

第1子の児童 所得に応じて、保育料の1/2、1/4を助成しています。(非課税世帯は無償)

第2子の児童 所得に応じて、保育料を全額助成しています。

第3子以降の児童 所得制限なく、第2子以降の保育料を全額助成しています。

廣 告

人・自然とのかかわりのなかで豊かな個性を大切に育てます。

幼稚園部

乳児園部



幼保連携型認定こども園

双葉幼稚園

湯沢市表町4-7-8

☎0183-73-0110



幼保連携型認定こども園

湯沢よつばこども園

湯沢市田町2-3-52

☎0183-73-2272



子育て応援します!!

ふたば子育て支援センター

湯沢市表町4-5-23

☎0183-56-6247

☎0183-56-6248

1階 子育て支援センター
「にこにこ」

2階 ふたば学童クラブ

学校法人 双葉学園

事務局 湯沢市表町四丁目5番25号

☎(0183)56-6888 FAX(0183)56-6889

http://www.yutopia.or.jp/~yutakak/



○副食費(おかず、お茶、おやつ等)

●3歳から5歳児クラスの全ての子どもの副食費を全額助成しています。

○子ども・子育て支援事業

●一時預かり事業(一般型)

家庭の事情で一時的に保育出来ない場合、1か月に14日を限度としてお子さんをお預かりします。

●一時預かり事業(幼稚園型)

認定こども園に在籍し、教育部分を利用しているお子さんを教育時間の前後または長期休日等にお預かりします。

●延長保育事業

保護者の勤務時間等により通常保育の時間を延長してお子さんを保育します。

●休日保育

日曜、祝日に仕事を持つ保護者(家庭)のためにお子さんを保育します。

●病児保育(体調不良児対応型)

お子さんが保育中に体調不良となったとき、保護者の迎えがあるまで保育所で緊急的な対応を行います。

●病児保育(病後児対応型)

保護者が仕事の都合等で病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なとき、専用の保育室においてお子さんを保育します。(生後6か月から小学校3年生まで)

●病児保育(病児対応型)

保護者が仕事の都合等で病気回復期に至らない児童を家庭で保育することが困難なとき、専用の保育室において、専任の保育士と看護師が一時的にお子さんを保育します。

名称	病児保育室「はぐくみ」
場所	山田字勇ヶ岡25 JA秋田厚生連 雄勝中央病院6階
電話番号	☎72-8585(FAX兼用)
定員	1日 6人
年齢制限	生後8週から小学校6年生まで
利用料金	生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯 無料
	市内の方 1日当たり 1,500円 市外の方 1日当たり 2,000円

子育て支援の施設利用

子ども未来課子育て支援総合センター

育児相談・育児情報の提供・親子の交流活動など、親子連れで気軽にご利用いただける施設です。市内には5つの子育て支援センターがあり、利用料金ははいつでも無料です。

○子育て支援センター一覧

湯沢市子育て支援総合センターすこやか	月～土 8:30～17:00	柳町2-1-39 (旧食品館隣)	72-3501
稲川子育て支援センター	月～金 9:00～16:00	三梨町字古三梨155 (あおぞらこども園内)	42-5222
おがち子育て支援センター	月～金 9:00～15:00	横堀字土淵28 (おがち保育園内)	52-5610
皆瀬子育て支援センター	月～金 9:00～16:00	皆瀬字沢梨台47-2 (皆瀬保育園内)	46-2446
ふたば子育て支援センターにここ	火～土 9:00～16:30	表町4-5-23	56-6247

各支援センターでは、親子が自由に遊べる広場があり、親子遊びや季節ごとの製作活動などを開催しています。育児について気軽に相談でき、子育てに関する情報も提供しています。開催するイベント等詳細については、各施設にお問い合わせください。

○ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手伝ってほしい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(協力会員)が会員登録を行い、お互いに来て相手を確認した上でお子さんをお預かりします。預かる場所は、協力会員の自宅で、利用料は一時間につき500円かかります。

●利用のお問い合わせ…☎73-3321(湯沢市子育て支援総合センターすこやか内)



保健・福祉・医療

広告

1号認定のお子さん
入園募集しています

社会福祉法人広済会 幼保連携型認定こども園

湯沢こども園

湯沢市前森2丁目5番16号 TEL 0183-73-2361

子育て支援センター
平日9時～15時まで
利用できます

社会福祉法人広済会 認定こども園

おがち保育園

湯沢市横堀字土淵28番地 TEL 0183-52-2559

病後児保育
を行っています
(TEL 0183-72-2728
へ事前予約)

社会福祉法人広済会

湯沢乳児保育園

湯沢市元清水2丁目3番26号 TEL 0183-72-2728

令和3年10月より
0・1歳児入園。

学校法人若草学園 認定こども園

湯沢若草幼稚園

湯沢市清水町2丁目3番3号 TEL 0183-73-6738

認定こども園 あたごようちえん

学校法人
中川学園 **愛宕幼稚園**

湯沢市愛宕町2丁目1-16
TEL.0183-73-1507
FAX.0183-73-3868
<http://www.yutopia.or.jp/a-kids/>

放課後児童クラブ・児童館

子ども未来課児童福祉班

- 放課後児童クラブは、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生を対象に遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る施設です。
- 児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設です。

	名称	住所	電話番号
放課後児童クラブ(児童館)	小野児童クラブ(小野児童館)	小野字油屋敷15	☎52-2590 (FAX同じ)
	秋ノ宮児童クラブ(秋ノ宮児童館)	秋ノ宮字山岸146	☎55-2862 (FAX同じ)
	院内児童クラブ(院内児童館)	下院内字田用橋61	☎52-2498 (FAX同じ)
	ワンパクハウス	横堀字小田中5-2(湯沢市横堀交流センター内2F)	☎56-5277 (FAX同じ)
	三関・須川児童クラブ	関口字堀量68	☎56-8070 (FAX56-7737)
	湯沢南児童クラブ	千石町2-4-8	☎72-8456 (FAX同じ)
	岩崎児童クラブ	岩崎字寝連沢1-10	☎73-3490 (FAX同じ)
	祝田児童クラブ	字祝田154-1	☎72-1811 (FAX同じ)
	深堀ぐんぐんキッズ	深堀字高屋敷58-3(深堀保育園内)	☎72-2512 (FAX72-2513)
	児童クラブさくらっ子	字沖鶴69-5(湯沢市文化交流センター内)	☎090-3759-2194
	いなかわっこ大館教室	川連町字上平城2-6	☎090-7068-4845
	あおぞらKid's	三梨町字古三梨155	☎080-2841-5144
	皆瀬児童クラブ	皆瀬字下菅生32(特養老人ホームふれあいの里内)	☎58-4155 (ふれあいの里呼出)
	若草幼稚園学童部	清水町2-3-3(湯沢若草幼稚園内)	☎73-6738 (FAX73-6736)
	ふたば学童クラブ	表町4-5-23(ふたば子育て支援センター内)	☎56-6248

放課後子ども教室(キッズステーション)

生涯学習課社会教育班

地域の子どもの安全を守り健全育成を図るため、安全・安心な居場所として放課後子供教室(通称:キッズステーション)を設置し、子どもたちの遊びの見守り、学習支援、スポーツ、地域交流活動などを実施しています。

名称	住所
キッズステーション湯沢 体育センター	千石町2-1-57
キッズステーション山田 山田地区センター	山田字中屋敷135-1
キッズステーション三関 三関地区センター	下関字下舞台5-1
キッズステーション弁天 弁天地区センター	森字熊ノ堂上羽場13-1
キッズステーション幡野 幡野地区センター	金谷字樋口123
キッズステーション須川 須川地区センター	相川字須川150-3
キッズステーション高松 高松地区センター	高松字上地6-2

児童手当

子ども未来課児童福祉班・各総合支所市民サービス班

0歳から中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

児童手当を受けるためには、市の認定が必要です。(公務員の場合は勤務先の認定が必要です。)認定後、児童手当は原則認定請求した月の翌月分から支給されます。

認定請求方法、支給額、支給要件など詳しくは子ども未来課児童福祉班へお問い合わせください。

児童扶養手当

子ども未来課児童福祉班・各総合支所市民サービス班

ひとり親家庭等で児童(18歳の年度末まで)を扶養している方や、父または母にかわって児童を養育する方に支給されます。また配偶者の障がいの状態によって、支給される場合があります。

支給要件に該当し認定を受けた場合、所得に応じて手当が支給されます。第2子以降は加算があります。

特別児童扶養手当

子ども未来課児童福祉班・各総合支所市民サービス班

●対象 身体、知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を療育している父母又は養育者の方。ただし、次の①から③の場合は支給の対象となりません。

- ①児童が施設に入所しているとき
- ②児童が障がいを理由とする公的年金を受けるとき
- ③父母、養育者又は扶養義務者の所得が限度額を超えているとき



母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

▶子ども未来課児童福祉班

母子・父子家庭や寡婦の方に、修学、就職、住宅補修などに必要な資金の貸付制度があります。

ひとり親の悩みごと相談

▶子ども未来課児童福祉班

○母子・父子自立支援員

ひとり親家庭が抱えている生活や経済上の悩み、子どもの就学、就職の悩みなどを母子・父子自立支援員が相談に応じます。

障がいのある子どものために

障がいのある子どもの教育は

▶学校教育課指導班

●就学・教育相談など

お子さんのことで気になることや困っていることはありませんか？ 発育や発達の様子が気になる幼児・児童生徒の教育や就学についての相談を受け付けたり、情報提供を行ったりしています。お気軽にご相談ください。

●特別支援学校・特別支援学級、通級指導教室の紹介

心身に障がいのある子どもたちをのびのびと育てるために、次のような学校や学級があります。まずは、教育委員会へご相談ください。

所在地	校名	対応する主障がい	連絡先
秋田市	県立視覚支援学校	視覚障がいおよび重複障がい	018-889-8571
	県立聴覚支援学校	聴覚障がいおよび重複障がい	018-889-8572
	県立秋田さきり支援学校	肢体不自由および重複障がい	018-889-8573
	秋田大学教育文化学部附属特別支援学校	知的障がい	018-862-8583
	県立栗田支援学校	知的障がいおよび重複障がい	018-828-1162
潟上市	県立支援学校天王みどり学園	知的障がいおよび重複障がい	018-870-4611
湯沢市	県立稲川支援学校	知的障がいおよび重複障がい	42-4424
湯沢市	湯沢西小学校通級指導教室	言葉の遅れ、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症・情緒障がい	72-5150
湯沢市	湯沢南中学校通級指導教室	学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症・情緒障がい	73-5145
湯沢市	小・中学校特別支援学級	知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、弱視、難聴	各小・中学校

家庭教育支援

▶生涯学習課社会教育班

地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校、地域を繋げることで、家庭教育の充実をお手伝いする2つの家庭教育支援チームが活動しています。

- ・湯沢おやじの会 親子参加型体験活動の実施
- ・和輪人(わわっと) 親子参加型体験活動の実施、保護者同士の交流の場の提供、家庭教育に関する相談や情報提供



介護保険

介護保険

▶長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

○みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さまが加入者となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

○介護保険に加入する方(被保険者)

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
サービスを利用できる方…原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
サービスを利用できる方…老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・多系統萎縮症
- ・初老期における認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・早老症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊柱管狭窄症
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・関節リウマチ
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・がん(医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

要介護認定(申請から認定まで)

▶長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

○申請すると調査が行われます

サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きは次のようになります。

- ①要介護(要支援)認定の申請をします



サービスの利用を希望する方は、市の長寿福祉課または各総合支所市民サービス班窓口にて認定の申請をしてください。申請は、本人またはご家族のほか、成年後見人や地域包括支援センター、または居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

- 申請に必要なもの
 - 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- ※申請書には、主治医の氏名や医療機関名などの記入が必要です。
- ②認定調査が行われます
 - 訪問調査
 - 市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査をします。
 - 医師の意見書
 - 申請書に記載した主治医より、介護を必要とする原因疾患などについて記載された意見書が提出されます。

- ③審査・判定が行われます
 - 一次判定(コンピュータ判定)
 - 公平に判定するため、訪問調査の結果はコンピュータで処理されます。
 - 二次判定(介護認定審査会)
 - 一次判定結果と、調査票の特記事項、医師の意見書をもとに介護認定審査会で審査を行い、要介護状態区分が判定されます。
- ④認定結果が通知されます
 - 介護認定審査会の審査結果に基づいて、以下の区分に分けて認定されます。
 - 要介護1から5 介護保険の介護サービスが受けられます。
 - 要支援1から2 介護保険の介護予防サービスが受けられます。
 - 非該当 介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防事業が受けられます。
 - 結果が記載された「認定結果通知書」と「被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

介護保険料

◎保険料は大切な財源です。

介護保険は介護の負担を社会全体で支えあう制度で、介護保険料は制度を支える大切な財源です。誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、保険料の納付についてご理解をお願いします。

◎介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源として運営されています。この財源のうち、23%が65歳以上の方の保険料、27%が40歳以上65歳未満の方の保険料となっており、残りの半分は公費(税金)が充てられています。

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料は、加

▶長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険分と介護保険分を合わせて納付します。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される「基準額」をもとに、皆さんの所得などに応じて段階的に決められています。保険料額は、所得などに応じた負担となるよう、下表のように9つの所得段階に分かれています。

◎65歳以上の方の介護保険料(令和3年度から5年度)

基準額(年額) 68,400円

$$\text{基準額} = \frac{\text{当市で必要な介護サービスの総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分}(23\%)}{\text{当市の65歳以上の方の人数}}$$

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.30	20,520円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.40	27,360円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.70	47,880円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員で市民税が課税されている方がおり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.90	61,560円
第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯員で市民税が課税されている方がおり、第4段階以外の方	基準額×1.00	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	75,240円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.35	92,340円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.65	112,860円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.90	129,960円

◎保険料の納め方

●特別徴収

年金の金額が18万円以上の方は、年金の定期支払い(年6回)の際に年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

※年金の年額が18万円以上でも、次に該当する方は一時的に普通徴収となる場合があります。

- 年度途中で65歳になった方
- 年度途中で他市町村から転入した方
- 年度途中で老齢(退職)・遺族・障害年金の受給が始まった方
- 保険料の所得段階が変更になった方
- 年金が一時差し止めになった方

●普通徴収

年金の金額が18万円未満の方は、市から送付される納付書または口座振替により、期日までに金融機関などを通じて保険料を納付します。

◎介護サービスの利用のしかた<要介護1から5の方>

「要介護1から5」と認定された方は、まず居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスが具体的に盛り込まれたケアプランを作成し、そのケアプランに基づいてサービスを利用します。

●原則1割、2割または3割の自己負担で利用できます。

在宅サービスでは要介護状態区分に応じて、上限額(支給限度額)が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は1割、2割または3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が自己負担となります。

- ・1か月の在宅サービスの上限額(支給限度額)

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

●利用者負担が高額になったとき

◎介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合算)して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

◎介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。介護保険と医療保険のそれぞれの月額を限度額を適用後、年間(8月から翌年7月)の自己負担額を合算して年額の限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

●居宅介護支援

ケアマネージャー(介護支援専門員)がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成やその他の相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

種類	事業所名	電話番号	住所
居宅介護支援	介護プラザすずらん居宅介護支援センター	78-1294	愛宕町2-6-22
	JAこまち指定居宅介護支援事業所	78-2040	倉内字三ツ屋6-1
	湯沢ゆうあい介護支援センター	73-8696	古館町4-5
	指定居宅介護支援事業所さわやかサポート	73-4570	吹張1-1-42
	湯沢そうあい居宅介護支援事業所	79-3665	相川字碓108
	くるみケアプランセンター	56-6212	川連町字平城下14-3
	平成園指定居宅介護支援事業所	52-5210	小野字大沢田221
	みなせ居宅介護支援事業所	58-4004	皆瀬字小野188-1
	紫雲閣居宅介護支援センター	55-8862	横堀字小正寺16-1
	JAこまち山田ケアプランセンター	73-3136	山田字中屋敷126-2
	居宅介護支援事業所 花みずき	55-8585	清水町4-260-5
	桜おかだ居宅介護支援事業所	72-8787	岡田町14-28
	舞夢ケアプランセンター	56-7550	川連町字大関下13-10
	医療法人せいとく会菅医院居宅介護支援事業所	52-2000	小野字東堺77-1



告 白

利用者の尊厳を支え
居心地の良さを提供します

入所・ショートステイ・通所リハ

介護老人保健施設

昭平苑

湯沢市柳田字中嶋227番地の1
☎ 0183-72-1117

認知症対応型共同生活介護

グループホーム

夕陽の丘

柳田・山田

柳田 湯沢市柳田字中嶋227番地の1 ☎ 79-5158
山田 湯沢市山田字中屋敷14番地 ☎ 78-0515

介護サービス(在宅サービス)

➡長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

○自宅での日常生活の手助け

●訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行ないます。

<身体介護の例>	<生活援助の例>
・食事や入浴の介助	・食事の準備や調理
・おむつの交換、排せつの介助	・衣類の洗濯や補修
・衣類の着脱の介助	・掃除や整理整頓
・洗髪、つめ切り、身体の清拭	・生活必需品の買い物
・通院・外出の付き添い など	・薬の受け取り など

種類	事業所名	電話番号	住所
訪問介護 (ホームヘルプ)	JAこまち訪問介護サービス夢こまち	78-2020	倉内字三ツ屋6-1
	湯沢ゆうあい訪問介護センター	73-8696	古館町4-5
	ぱあとなあ指定訪問介護事業所	72-8107	字両神15-1
	指定訪問介護事業所さわやかサポート	73-4576	吹張1-1-45
	いなかわ福祉会ヘルパーステーション	78-5305	駒形町字八面狐塚58
	みなせ指定訪問介護事業所	58-4004	皆瀬字小野188-1
	ヘルパーステーションこの花	55-8906	川連町字久保7-2
	清水の郷訪問介護事業所	56-7411	杉沢字戸石崎85-1
	アムールケアサービス	56-6834	御囲地町3-40

○訪問してもらい利用する

●訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。

種類	事業所名	電話番号	住所
訪問入浴介護	湯沢ゆうあい訪問入浴介護センター	58-6100	相川字碓108

●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。

種類	事業所名	電話番号	住所
訪問看護	厚生連雄勝訪問看護ステーション	73-5000	山田字勇ヶ岡25
	訪問看護ステーションうらら	72-5322	字両神130-6

○施設に通って利用する

●通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターコスモス	58-6100	相川字碓108	35
	デイサービスセンターいさみが岡	79-5753	山田字勇ヶ岡50	16
	ケアセンターいなかわデイサービス	78-5305	駒形町字八面狐塚58	35
	デイサービスセンター平成園	52-5210	小野字大沢田221	25
	ひまり	78-6076	横堀字小正寺16-1	60
	ふくろう	78-6660	横堀字小正寺18-2	26
	みなせ指定通所介護事業所	58-4004	皆瀬字小野188-1	20
	JAこまちデイサービス夢こまちほのか	78-2050	倉内字三ツ屋6-1	25
	デイサービスいきいき湯沢	56-5061	字両神150-3	18
	JAこまちデイサービス夢こまちつどい	73-3137	山田字中屋敷126-2	10
	デイサービスセンター花もも	56-6500	字鉦打沢102-2	15
	デイサービス希望の風	55-8243	吹張1-1-45	10



●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
通所リハビリ テーション (デイケア)	老人保健施設昭平苑	72-1117	柳田字中嶋227-1	25
	医療法人せいとく会 介護老人保健施設ゆーとぴあ神室	52-5111	小野字東堺76	30
	介護療養型老人保健施設あきのみや	56-2341	秋ノ宮字根木103-1	—

○施設に入居している方が利用する

●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
特定施設入 居者生活介護	さらさ湯沢	72-0875	田町2-2-38	31
	介護付有料老人ホームさわやかサポート	55-8576	倉内字川原田40-1	25
	紫雲閣	52-4334	横堀字小正寺16-1	39

○短期間施設に入所して利用する

●短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
短期入所 生活介護	サン・グリーンゆざわ指定短期入所生活 介護事業所	72-6688	裏門1-2-19	10
	短期入所生活介護事業所いさみが岡	79-5753	山田字勇ヶ岡50	5
	健寿苑指定短期入所生活介護事業所	42-4832	駒形町字八面狐塚58	4
	ケアセンターいなかわショートステイ	78-5307	駒形町字八面狐塚58	20
	老人短期入所事業平成園	52-5210	小野字大沢田221	15
	医療法人せいとく会短期入所生活介護事業所	52-2000	小野字東堺77-1	3
	ふくろう	78-6660	横堀字小正寺18-2	24
	特別養護老人ホームシャイントピアみなせ 指定短期入所生活介護事業所	58-4004	皆瀬字小野188-1	10
	ショートステイ花みずき	55-8585	清水町4-260-5	30
	ショートステイ菜の花	55-8151	成沢字堤端155	39
ショートステイかつら	42-2646	川連町字大館屋布前124	30	



— 廣 告 —

b

あなたの「困り事」が
 『私達の仕事』です

便利屋まごの手

ハウスクリーニング 引っ越し・家具移動

生前整理・遺品整理

雪下ろし・排雪 産廃 草刈り

株式会社 **ベストアドバンス**
 Best Advance CO., LTD

〒013-0102
 横手市平鹿町醍醐字醍醐100-6
 FAX: 0182-23-9501
<http://magohand.net>

TEL.0182-25-3421

●短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
短期入所療養介護	老人保健施設昭平苑	72-1117	柳田字中嶋227-1	—
	医療法人せいとく会 介護老人保健施設ゆーとぴあ神室	52-5111	小野字東塚67-3	—
	介護療養型老人保健施設あきのみや	56-2341	秋ノ宮字根木103-1	—

介護サービス(施設サービス)

長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

○施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。

このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

○生活介護が中心の施設

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※要支援1・2、要介護1・2の方はご利用になれません。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームサン・グリーンゆざわ	72-6688	裏門1-2-19	40
	特別養護老人ホームいさみが岡	79-5753	山田字勇ヶ岡50	75
	特別養護老人ホーム健寿苑	42-4832	駒形町字八面狐塚58	48
	特別養護老人ホーム平成園	52-5210	小野字大沢田221	60
	特別養護老人ホームシャイントピアみなせ	58-4004	皆瀬字小野188-1	60

○介護やリハビリが中心の施設

●介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。※要支援の方はご利用になれません

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
介護老人保健施設	老人保健施設昭平苑	72-1117	柳田字中嶋227-1	100
	医療法人せいとく会 介護老人保健施設ゆーとぴあ神室	52-5111	小野字東塚76	100
	介護療養型老人保健施設あきのみや	56-2341	秋ノ宮字根木103-1	82

広告

社会福祉法人 いなかわ福祉会
・住民のために・地域のために・自分の夢のために



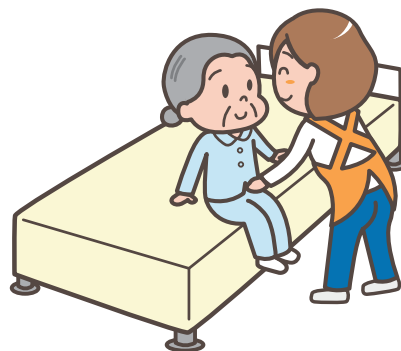
【ケアセンターいなかわ 健寿苑】
 湯沢市駒形町字八面狐塚58番地 (TEL 0183-42-4832)
 ・特別養護老人ホーム 健寿苑 ・ヘルパーステーション
 ・デイサービス ・ショートステイ

【スマイルケアみつなし】
 湯沢市三梨町字烏帽子橋28番地 (TEL 0183-55-8778)
 ・特別養護老人ホームスマイルケアみつなし
 ・小規模多機能居宅介護スマイルケアみつなし

【ヘルスカフェ舞夢】
 湯沢市川連町字大関下13番地10 (TEL 0183-56-7550)
 ・ヘルスカフェ舞夢 ・舞夢ケアプランセンター

【ケアプラザいなかわ】
 湯沢市川連町字平城下14番地3 (TEL 0183-42-2557)
 ・在宅介護支援センター ・くるみケアプランセンター
 ・本部事務局

<http://www.inakawa-fukushi.or.jp>



○病院での長期的な療養が中心の施設

●介護医療院

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

※要支援の方はご利用になれません。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
介護医療院	医療法人小野崎医院介護医療院	73-2540	表町3-1-29	14
	介護医療院 菅医院	52-2000	小野字東塚77-1	19

○施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1割、2割または3割、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

○低所得の方が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、所得に応じた居住費と食費の限度額が設けられており、これを超える利用者負担はありません。(所得等によって限度額は異なります。)

●負担限度額(1日あたり)

令和3年4月1日時点

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階:本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階:本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階:本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は()内の金額となります。

介護予防サービスの利用のしかた ＜要支援1・2の方＞

➡長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

「要支援1・2」と認定された方は、介護保険の介護予防サービスを利用します。地域包括支援センターが中心となって、介護予防プランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援します。

○介護予防サービスは1割、2割または3割の自己負担で利用できます。

介護予防サービスでは要介護状態区分に応じて、上限額(支給限度額)が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は1割、2割または3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が自己負担となります。

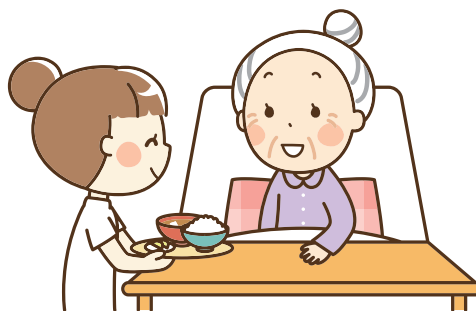
- ・1か月の在宅サービスの上限額(支給限度額)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

○介護予防支援

地域包括支援センターの保健師などが、利用者に応じた「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って利用者が安心してサービスを利用できるよう支援します。

介護予防ケアプランの作成やその他の相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)



介護予防サービス(在宅サービス)

➡長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

○訪問してもらい利用する

●介護予防訪問入浴介護

居宅の浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

●介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

○施設に通って利用する

●介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のため支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

○施設に入居している方が利用する

●介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

○短期間施設に入所して利用する

●介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

地域密着型サービス

○住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として他の市町村のサービスは受けられません。

※サービスの種類、内容などは市町村によって異なります。

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

○多機能なサービス

●小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム グリアの里	56-8355	西新町9-7	20
	小規模多機能型居宅介護事業所桜おかだ	72-8717	岡田町14-20	25
	小規模多機能型居宅介護事業所 ぬくもりの里たてやま	52-3330	上院内字小沢102-3	20
	JAこまち小規模多機能型居宅介護夢こまちはたの	78-2060	倉内字三ツ屋6-1	29
	JAこまち小規模多機能型居宅介護夢こまぢやまだ	73-3137	山田字中屋敷126-2	18
	小規模多機能型居宅介護もみじ	72-7101	愛宕町3-7-46	25
	小規模多機能型居宅介護スマイルケアみつなし	55-8778	三梨町字烏帽子橋28	19

介護予防・日常生活支援総合事業

➡地域包括支援センター

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。要介護認定を受けていなくても、サービス利用ができます。

○総合事業を利用できる方

●介護予防・生活支援サービス事業

- ・平成29年4月以降に要支援認定を受けた方
- ・65歳以上で基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された方

※基本チェックリストは、市ホームページからダウンロードできます。

●一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の方及びその支援のための活動に関わる方

○総合事業で実施するサービス

●介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

【通所型サービス】

通所介護施設などで日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、レクリエーション等を行います。

【その他の生活支援サービス】

見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。

●一般介護予防事業

介護予防教室を開催するなど介護予防のための取り組みを行います。

➡長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

○小規模な施設サービス

●地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホーム等で食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。
※要支援1・2の方はご利用になれません。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
特定施設入居者生活介護	ケアハウスさつき	72-7100	愛宕町3-7-46	15

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。
※要支援1・2、要介護1・2の方はご利用になれません。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
介護老人福祉施設	平成園サテライト型 特別養護老人ホームぬくもりの里たてやま	52-3330	上院内字小沢102-3	20
	シャイントピアみなせサテライト型 特別養護老人ホームふれあいの里	58-4155	皆瀬字下菅生32	20
	特別養護老人ホームすみれ	72-7100	愛宕町3-7-46	29
	健寿苑サテライト型特別養護老人ホームスマイルケア みつなし	55-8778	三梨町字烏帽子橋28	20
	サン・グリーンゆざわサテライト型特別養護老人ホーム 桜おかだ	72-8787	岡田町14-28	20

○認知症の高齢者を対象としたサービス

●認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
認知症対応型通所介護	すずらん湯沢共用型デイサービス	79-6300	元清水2-5-20	3
	すずらん稲川共用型デイサービス	42-5294	川連町字大館川原120	3
	グループホームかつら	55-8325	川連町字大館屋布前124	3

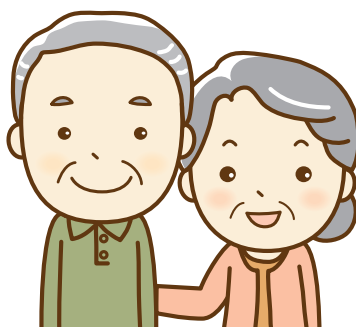
●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

※要支援1の方はご利用になれません。

種類	事業所名	電話番号	住所	定員
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホーム夕陽の丘 柳田	79-5158	柳田字中嶋227-1	9
	グループホームすずらん湯沢	79-6300	元清水2-5-20	9
	グループホーム夕陽の丘 山田	78-0515	山田字中屋敷14	9×2
	グループホーム湯沢四季の里	72-2735	西新町9-7	9
	グループホームすずらん稲川	42-5294	川連町字大館川原120	9×2
	グループホームしゃくやく	78-6221	小野字諏訪23-6	9×2
	グループホームかつら	55-8325	川連字大館屋布前124	18
	グループホームしゃくやく3号館	55-8535	杉沢字森道下87-20	9



福祉用具貸与・購入、住宅改修

長寿福祉課介護保険班・各総合支所市民サービス班

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

福祉用具を貸し出しています。

◇対象となる用具

- ①車いす
- ②車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード等)
- ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器
- ⑦認知症老人徘徊感知機器
- ⑧移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ※入浴用リフト(垂直移動のもの)、段差解消機(段差解消リフト)、立ち上がり座いすも含まれます。
- ⑨手すり(工事を伴わないもの)
- ⑩スロープ(工事を伴わないもの)
- ⑪歩行器 ⑫歩行補助つえ ⑬自動排泄処理装置
- ※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割から3割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸出料は異なります)

※要支援1・2の方及び要介護1の方は、⑨から⑫の品目のみ利用できます。

※③の品目は、要介護4・5の方のみ利用できます。

福祉用具購入【介護予防福祉用具購入】

福祉用具の購入に対して、購入費が支給されます。

◇対象となる用具

- ①腰掛便座
- ②特殊尿器
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

◇支給限度額

同一年度(4月から翌年3月まで)で10万円

※実際の支給額は購入費の9割から7割相当額で、同一年度を通じて9万円から7万円が上限となります。

(負担割合によって、実際の支給額及び上限が変わります。)

また、支給限度額を超えた部分は自己負担となります。

※事前に担当のケアマネジャー(介護支援専門員)等に、購入を希望する福祉用具が介護保険の対象となるかなどを相談されるようお勧めします。

※福祉用具は指定を受けた事業所で購入してください。指定を受けていない事業所で購入した場合は、原則として介護保険の対象となりませんのでご注意ください。

種類	事業所名	電話番号	住所
福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売	介護プラザすずらん	78-1294	愛宕町2-6-22
	有限会社ケア・フレンド	72-6557	倉内字熊ノ堂22-1
	県南福祉レンタルセンター	72-7020	倉内字下川原52-3
	JAこまち福祉レンタルサービス夢こまち	78-2020	倉内字三ツ屋6-1
	アムールケアレンタルサービス	56-6834	杉沢字森道下40-2

居宅介護住宅改修【介護予防住宅改修】

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、改修費が支給されます。

◇対象となる工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止・移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え(取替えに比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り新設も含む)
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要な工事

◇支給限度額

同一住宅で20万円

※実際の支給額は改修費の9割から7割相当額で、同一住宅で18万円から14万円が上限となります。(負担割合によって、実際の支給額及び上限が変わります。)

また、支給限度額を超えた部分は自己負担となります。

◇事前申請について

保険給付の適正化を図るため、住宅改修費の支給を受けるには、市に事前に申請して承認を受けることが必要です。事前申請なしに住宅改修を行った場合には、原則として住宅改修費の支給対象となりません。ケアマネジャー(介護支援専門員)等と十分に相談したうえで、事前申請の手続きをしてください。

なお、住宅改修について介護保険の対象になるかどうか不明な場合には、長寿福祉課介護保険班までご相談ください。


広 告

介護保険事業所番号0570708545

***福祉用具レンタル**

***介護用品販売**

***住宅改修** ご用命下さい



株式会社 トラスト
県南福祉レンタルセンター
 湯沢市倉内字下川原52-3
0183-72-7020



湯沢市の特別給付

●紙おむつ費の支給

◇対象となる方

湯沢市の介護保険の被保険者のうち「要介護」または「要支援」の認定を受けている方で、常時紙おむつを使用している方。

対象となるのは、認定の有効期間内に購入された紙おむつ費(尿とりパッドを含む)です。

ただし、介護保険施設に入所している期間は該当になりません。

◇支給限度額

月額5,000円(購入した月ごと)

◇次のような場合は、支給できないことがあります。

- ・介護保険料を滞納している場合
- ・介護保険施設に入所している場合(有料老人ホーム、グループホームは支給対象です。)
- ・紙おむつを第三者に不正に使用させているなどの事実が認められた場合
- ・紙おむつ・尿とりパッド以外の製品(女性用生理用品等)は、対象となりません。

○介護に関する相談は

- 福祉保健部長寿福祉課介護保険班 (☎55-8309)
湯沢市地域包括支援センター (☎78-2311)
湯沢ゆうあい在宅介護支援センター (☎73-8696)
稲川在宅介護支援センター (☎78-5305)
雄勝在宅介護支援センター (☎52-5210)
皆瀬在宅介護支援センター (☎58-4004)

高齢者福祉

高齢者福祉サービス

➡長寿福祉課高齢福祉班

○市では、在宅の高齢者を支援するため、次のサービスを提供しています。

●軽度生活援助サービス

おおむね65歳以上の1人暮らしや、高齢者世帯などで日常生活に援助が必要な方に、シルバー人材センターの会員やヘルパーを派遣し、外出時の付き添い、買い物、薬の受け取り、家屋内の整とん、代筆などの軽易な日常生活を援助します。

●福祉除雪サービス

おおむね65歳以上の在宅高齢者世帯及びこれに準ずる高齢者又は障がい者世帯で、近隣からの援助もなく自力による除雪が困難な世帯を対象に、早朝に稼動した除雪車により除雪された雪塊を、道路に面した間口の1mから1.8m幅で取り除きます。

●寝たきり高齢者等移動費用援助事業

在宅の寝たきり高齢者等に対し、医療機関等への移動に要する費用の一部を援助しています。

●自立生活支援事業

心身状況、家庭環境などにより、食事の摂取や調理が困難な在宅高齢者世帯に対し、食事を作り定期的に居宅を訪問し提供します。その際に、安否や健康状態を確認します。

●雪下ろし費用助成事業

市内に居住している高齢者世帯、障がい者世帯及び母子世帯などのうち、労力的かつ経済的に自力で雪下ろしが困難であり、近親者及び地域ボランティアによる福祉活動などの援助を受けることができない世帯であって市民税が非課税である世帯を対象に、屋根の雪下ろしに要する費用の一部を助成します。

●すこやかデイサービス

おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険で非該当となった方や自立者のうち、介護予防の観点からデイサービスが必要な方を対象に、会場に送迎し、入浴、食事、趣味活動などを行います。

●長寿祝い金の支給について

市に引き続き6か月以上住所を有し、満100歳に達する方に対して、祝金10万円を支給します。

●ふれあい安心電話の設置

家庭内で急病などの緊急事態が発生したとき、緊急ボタンを押すことにより、市が委託している警備会社を通じて救急出動を求めることができます。また、この電話を利用して、いつでも健康相談等できます。また、月に1回、自宅の電話に電話をかけ、安否確認を行います。

なお、設置には協力員(ご近所の方や近くに住んでいる親族など)がおおむね3人以上必要となります。

●安心キット

氏名、かかりつけ医、緊急連絡先等の救急医療活動に必要な情報が書かれている紙を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫等に保管して万一の救急時に備えます。

救急車を呼んだ時に、その医療情報を確認することで適切で迅速な処置ができます。

老人福祉施設

➡長寿福祉課高齢福祉班

●湯沢市高齢者生活支援ハウスみなせ(シルバート)

市内に住所を有するおおむね65歳以上の要介護高齢者に対し、一時的な住居を提供しています。入居期間は、原則として6か月以内です。所得に応じた入居者負担金と、光熱水費及び共用費の負担があります。

◇お問い合わせ・利用の申込み

社会福祉法人みなせ福祉会(☎58-4004)

◇所在地

皆瀬字小野181

●湯沢市稲川老人福祉センター緑風荘

体が温まると評判の天然温泉です。高齢者に限らず、どなたでもご利用いただけます。

◇営業時間

9:30～21:00

(月曜日は午後5時30分まで)

※祝日等で営業時間が変更となる場合があります。

◇休館日

- ・毎月第3月曜日(祝日等の場合は翌火曜日)
- ・12月31日、1月1日

◇入浴料金

大人(中学生以上)	400円
高齢者(65歳以上)・障がい者	350円
小人(小学生)	200円

※入湯税を含みます。

※小学生未満は無料です。

◇お問い合わせ

湯沢市稲川老人福祉センター緑風荘(☎42-2310)

◇所在地

駒形町字八面寺下谷地22-1



地域包括支援センター

☑ 地域包括支援センター

○ 地域包括支援センターは幅広く高齢者を支援する窓口です(総合相談と支援)。

- ・ご本人やご家族、地域の皆さまからのさまざまな相談を受けて、適切な情報提供や各種サービスの紹介を行い、安心して生活できるよう支援します。
- ・支援が必要な高齢者へ、必要な情報やサービスが行き届くように、電話や窓口のほかに訪問などでの相談に対応します。
- ・地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、ケアマネジャー等が配置されています。

○ 自立した生活が続けられるように…(介護予防マネジメント事業)

- ・支援や介護が必要となるおそれが高い方を把握し、介護予防事業を行います。
- ・自立した生活を続けるために介護予防事業を行います。
- ・要支援1、要支援2と認定された方→介護保険の介護予防サービスを利用できるよう調整します。

○ 地域のケアマネジャーの支援を行います(包括的・継続的ケアマネジメント)。

- ・病院や施設と地域の事業所等との連携体制を作ったり、ケアマネジャーの相談を受けたり、介護保険サービス等の利用がスムーズに行えるよう支援します。

○ 皆さんの権利を守るお手伝いをします(権利擁護事業)。

- ・高齢者に対する虐待の未然防止や早期発見のために地域と連携して取り組みます。
- ・身寄りのない認知症高齢者等の皆さんの権利を守るため、成年後見制度の活用などの支援を行います。

障がいのある方のために

障がい者(児)のための手帳

☑ 福祉課障がい福祉班・各総合支所市民サービス班

○ 身体障害者手帳

手帳の対象となる障がいは、視覚、聴覚、平衡機能、音言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障がいで、障がいの程度により1級から6級に区分されます。申請には、申請書、指定医師による診断書・意見書、本人の写真、マイナンバーが必要です。

○ 療育手帳

児童相談所又は福祉相談センターが知的障がい児者と判定した場合、申請に基づいて交付されます。判定によりA(最重度、重度)とB(中度、軽度)に区分されます。申請には、申請書、本人の写真、学校の成績表の写しが必要です。

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が制度上の便宜を受ける場合に使用する手帳です。申請には、申請書、医師の診断書又は障害年金受給者は障害年金証書か年金振込通知書、本人の写真、マイナンバーが必要です。

障がい福祉サービス

☑ 福祉課障がい福祉班・各総合支所市民サービス班

障がいのある方が必要なサービスを選択し、事業者との契約に基づいてサービスを利用する制度です。利用には申請が必要になりますので、ご相談ください。

○ 主なサービスの内容

居宅介護、生活介護、施設入所、短期入所、行動援護、グループホーム、自立訓練、就労支援、放課後等デイサービスなどです。

○ サービスの手続き・利用の流れ

①市窓口への相談、②申請・認定調査・受給者証の交付、③利用申し込み・事業者との契約、④サービスの利用、⑤利用者負担額(原則1割)の支払い

障がい福祉サービス以外のサービス

☑ 福祉課障がい福祉班・各総合支所市民サービス班

次の支援制度がありますので、市窓口にご相談ください。なお、65歳以上の方は、介護保険によるサービスが優先されません。

○ 育成医療の給付

18歳未満で身体に障がいがある方が、生活の能力を得るために指定医療機関で医療を受ける場合、費用の一部が公費負担されます。

○ 更生医療の給付

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方が、障がいの程度を軽減したり機能回復を図るために指定医療機関で医療を受ける場合、費用の一部が公費負担されます。

○ 精神通院医療の給付

精神に障がいがある方で継続的に通院治療を受ける必要のある方が、指定医療機関で医療を受ける場合、費用の一部が公費負担されます。

○ 日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度身体障がい者(児)、重度知的障がい者(児)の日常生活を容易にするために、特殊寝台、盲人用時計、聴覚障がい者通信装置、透析液加温器、ストーマ用器具などの給付または貸与、簡易な住宅改修が受けられます。

○ 補装具の交付・修理

身体障がい者(児)に対して、必要に応じて、盲人用安全杖、補聴器、義手、義足、車いすなどの交付・修理を行います。

○ 人工透析通院等交通費の助成

人工透析治療のための通院及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターへの通所にかかる交通費の一部を助成します。

○ 移動支援事業

障がい者が、病院受診、研修・会議、冠婚葬祭などへの移動に困難が生じる場合、移動を支援します。

○ 訪問入浴サービス

重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを提供します。

○ 日中一時支援事業

障がい者(児)に日中活動の場を提供します。

○地域活動支援センター事業

障がい者(児)の社会交流などを促進するため、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

○声の広報「ゆざわ」

視覚障がいの方に声のボランティアグループ「こだま」が中心となって、月1回発行される広報ゆざわ「コネクト」の録音テープ・CD等を対象者の自宅に郵送でお届けします。

○その他の制度

盲導犬の利用や、手話通訳者の派遣、自動車運転免許取得・自動車改造費用の助成(以上福祉課障がい福祉班又は各総合支所市民サービス班)、駐車禁止除外制度(湯沢警察署)、JR・航空・バス運賃及び有料道路通行料金、NHK受信料、郵便・NTT料金などの各種割引制度(以上各社)、県点字図書館の利用(☎018-845-0031、秋田市土崎港南3-2-58)など。

心身障がい者(児)の病気、入院に

53ページの「医療費の助成」をご覧ください。

湯沢市指定相談支援事業所

地域で生活する障がい者の保健・福祉サービスなどを含めた日常生活の支援、相談に応じています。

事業所名	住所	電話・FAX
地域生活支援センター 松風(者)	山田字中屋敷15-1	☎72-5855 FAX78-0067
ぱあとなあ 相談支援事業所(者・児)	字両神15-1	☎55-8678 FAX72-5644
愛光園 相談支援事業所(者・児)	寺沢字段の上4-5	☎52-4313 FAX52-4314
やまばと園指定 相談支援事業所(者・児)	三梨町字飯田二ツ森43	☎42-2141 FAX42-4709
カメラーデン 相談支援事業所(者)	皆瀬字桜坂17	☎46-2064 FAX46-2677
指定相談支援事業所 ワークセンターゆざわ(者・児)	前森3-3-4	☎73-2644 FAX55-8388
皆瀬更生園 相談支援事業所(者)	皆瀬字上小保内6	☎46-2729 FAX46-2055
湯雄福祉会相談支援事業所(者・児)	愛宕町5-2-17	☎55-8980 FAX55-8578

障がい者福祉施設一覧

○障がい者支援施設(市営)

施設名	住所	電話	定員
湯沢市障害者支援施設 皆瀬更生園	皆瀬字上小保内6	46-2729	生活介護 80 短期入所 - 施設入所支援 80

○障がい者支援施設(法人営)

施設名	住所	電話	定員
湯沢雄勝広域市町村圏組合 やまばと園	三梨町字飯田二ツ森43	42-2141	生活介護 50 短期入所 - 施設入所支援 60 放課後デイ 10 就労継続B 10
社会福祉法人 雄勝なごみ会 愛光園	寺沢字段の上4-5	52-4313	生活介護 54 短期入所 - 施設入所支援 50

障がい者(児)のための手当

☑福祉課障がい福祉班・各総合支所市民サービス班

○特別障害者手当、障害児福祉手当

- 対象 重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方や絶対安静を要する方、または常に厳重な注意を要する方。ただし、次の①から④の場合は支給の対象となりません。

- ①施設に入所している方
- ②病院、診療所に3か月以上継続して入院している方
- ③障がい者本人等の所得が限度額を超えている方
- ④20歳未満で障がいを理由とする公的年金を受けている方

○特別児童扶養手当→38ページをご覧ください。

障がいのある子どもの教育は

39ページをご覧ください。

障がい者(児)の相談

障がい者(児)のさまざまな相談に応じ、制度の紹介や必要なアドバイスを行います。次項の指定相談支援事業所および相談窓口、障がい者福祉施設のほか、福祉課障がい福祉班、各総合支所市民サービス班にご相談ください。



○障がい福祉サービス事業所

事業所名	住所	電話	定員	
社会福祉法人雄勝なごみ会 複合施設ばあとなあ	字両神15-1	72-8107	重度訪問介護 行動援護 居宅介護	－ － － 同行援護 就労継続B 24
社会福祉法人雄勝なごみ会 多機能型事業所かざぐるま	字両神17-1	72-1616	生活介護 放課後デイ	30 10 短期入所 －
社会福祉法人湯沢民生協会 ワークセンターゆざわ	前森3-3-4	73-2644	就労継続B	20
社会福祉法人偕行塾	寺沢字本郷99-1	52-2377	就労継続B	40
医療法人仁恵会 障害者総合支援事業所 松風	山田字中屋敷15-1	78-0066	宿泊型自立訓練 就労継続B	15 27 生活訓練 12
特定非営利活動法人ひだまり	岩崎字寝連沢1-10	79-5062	就労継続B 就労移行支援	20 6
特定非営利活動法人湯雄福祉会 羽後のうさん・あじさい	愛宕町5-1-1	55-8042	就労継続B 短期入所	40 －
社会福祉法人長いスプーン 工房くまごろう	皆瀬字桜坂17	46-2064	就労継続A	10 就労継続B 20
社会福祉法人いなかわ福祉会 いなかわ障害福祉サービス事業所	駒形町字八面狐塚58	42-2557	居宅介護 重度訪問介護	－ － 短期入所 －
社会福祉法人みなせ福祉会 みなせ障害福祉サービス事業所	皆瀬字小野188-1	58-4004	居宅介護	－
社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 湯沢ゆうあい訪問介護センター	古館町4-5	73-8696	居宅介護 重度訪問介護	－ －
合同会社さわやかサポート 就労継続支援B型 あんみつ姫	吹張1-1-42	56-5361	就労継続B	20
特定非営利活動法人 障害者就労支援事業施設 NPOあきたアグリネット	関口字道地58-1	56-7991	就労継続B	20
特定非営利活動法人 サポートセンター・ビーイング ビスコーサ	小野字東水口205-2	56-7310	放課後等デイ	10
社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会 通所支援事業所 なないろ	古館町4-10	56-7716	放課後等デイ	10

○障がい者グループホーム(法人営)

施設名	住所	電話	定員
グループホームばってりー	杉沢字野々沢115-1	42-2141	5
グループホーム松風	清水町3-5-30 外	78-0066	19
グループホームカメラーデンⅠ・Ⅲ	皆瀬字桜坂17	46-2064	8
グループホームカメラーデンⅡ	駒形町字八面下谷地66-5	72-0353	8
グループホーム希桜	愛宕町5-2-22	73-9777	24
かざぐるま共同生活援助事業所	字両神17-1	72-1616	10
共同生活施設みらいの家	川連町字大館川原119-2	56-6155	5
グループホームあっぷるはうす 1号館・2号館	愛宕町3-3-6 外	56-7545	20
グループホームおがちA	寺沢字東90-1	56-7721	7
グループホームあじさい	愛宕町5-2-7	55-8042	9

生活にお困りの方に

生活保護制度

☞福祉課保護班

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。生活保護は世帯単位で行い、支給される保護費は、世帯の状況によって異なります。

最低生活費	
就労や年金・手当による収入	支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

生活困窮者自立支援制度

☞福祉課地域福祉班

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度です。

湯沢市では、複合的な課題を抱える方を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う「自立相談支援事業」や離職や収入の減少などにより住居を失うおそれのある方を対象とし、家賃相当額を一定期間支給する「住居確保給付金」などを実施しています。

●住居確保給付金

- 支給金額：世帯員数によって異なります
(単身/上限35,000円、2人/42,000円)
- 支給期間：原則3か月間
- 支給方法：貸主へ直接振込

※持家に居住している方や収入・預貯金が一定額以上の方、住宅ローンの返済は対象外。



生活福祉資金貸付制度(実施主体:秋田県社会福祉協議会)

低所得世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とする制度です。

※貸付資金の種類によっては、自立相談支援事業への申請が必要な場合があります。

○貸付内容

相談・申請窓口 湯沢市社会福祉協議会

貸付資金の種類	使途内容	対象
1 総合支援資金		
(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	低所得世帯
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	低所得世帯
(3)一時生活再生費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な場合の費用	低所得世帯
2 福祉資金		
(1)福祉費	日常生活、自立生活する上で一時的に必要な経費	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯
(2)緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯
3 教育支援資金		
(1)教育支援費	学校教育法に定める学校に入学するまたは在学している場合の修学に必要な経費	低所得世帯
(2)就学支度金	学校教育法に定める学校に入学する場合の入学に必要な経費	低所得世帯
4 不動産担保型生活資金		
(1)不動産担保型生活資金	将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者に対し、不動産を担保として、生活費を貸付	高齢者世帯
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者に対し、不動産を担保として、生活費を貸付	高齢者世帯



保健・福祉・医療

湯沢市社会福祉協議会

☎湯沢市社会福祉協議会 ☎73-8696

「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ことが出来るように住民主体の地域福祉活動を目指し、市民から寄せられる多様な福祉相談を受け止め、課題に対して地域を基盤とした解決につなげる支援や、その仕組みづくりを構築していきます。

また、地域福祉課内の総合相談室では、様々な生活上の問題をかかえた方が、就労や社会的自立を目指しながら問題解決に向けて一歩を踏み出すお手伝いを専門機関と協力し継続的に行っています。

なお、各地区の福祉サポートセンターでも各種相談に応じています。

施設名	住所	電話・FAX
湯沢市社会福祉協議会(湯沢地区福祉サポートセンター)	古館町4-5(湯沢市福祉センター内)	☎73-8696 FAX73-3558
稲川地区福祉サポートセンター	川連町字上平城120(稲川庁舎内)	☎78-5603 FAX78-5105
雄勝地区福祉サポートセンター	横堀字小田中5-2 (湯沢市横堀交流センター内)	☎52-5333 FAX52-5334
皆瀬地区福祉サポートセンター	皆瀬字沢梨台51(皆瀬庁舎内)	☎58-4010 FAX46-2880

医療費の助成

福祉医療制度

☎市民課国保年金班・各総合支所市民サービス班

福祉医療制度は、心身の健康の保持と生活の安定を図るため、乳幼児や小・中学生、ひとり親家庭の子どもや身体に障がいのある方などの医療費自己負担分を県と市が助成する制度です。申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。診療を受けるときに、医療機関の窓口健康保険証とこの受給者証を呈示することで、医療費が無料になります。

○福祉医療制度の対象者

区分	対象者の条件	共通の条件	所得制限
乳幼児および小・中学生	出生の日または転入日から中学校修了年度の3月31日まで	◎市内に住んでいる方 ◎健康保険加入者 ▷ 国民健康保険の被保険者 ▷ 後期高齢者医療制度の被保険者 ▷ 被用者保険の被扶養者(重度心身障がい者(児)は、被用者保険本人も対象になります。)	無し
ひとり親家庭の子ども	18歳に達する日以降の最初の3月31日まで		有り
父・母のない子ども			
父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている子ども			
高齢身体障がい者			
重度心身障がい者(児)	身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人 被用者保険本人以外	無し

※所得制限額の詳細については、市ホームページをご覧ください。

※所得制限額を超過する世帯は、助成の対象外となります。



国民健康保険

➡市民課国保年金班・各総合支所市民サービス班

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときの医療費に充てるため、加入者みなでお金を出し合って備える制度です。国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に入っている方、生活保護を受けている方を除くすべての方が加入します。

○保険給付の種類

高額療養費等の給付にはいずれの場合にも受付の窓口での事前申請もしくは申請が必要です。

医療費の自己負担割合	小学校入学前の方は2割、小学生から70歳未満の方は3割、70歳以上75歳未満の方は2割(現役並みの所得がある方は3割)
高額療養費	医療機関等で1か月(暦月)に支払った一部負担金の額が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を払い戻します。
限度額適用・標準負担額減額認定証	世帯主と国保加入者全員が市民税非課税の場合、1か月当たりの入院費が、高額療養費の自己負担限度額までの窓口負担となります。また、食事代も減額になります。
限度額適用認定証	1か月当たりの入院費が、高額療養費の自己負担限度額までの窓口負担となります。
入院時食事療養費	入院時の食事に要する費用のうち、標準負担額を除いた費用を国保で負担します。市民税非課税世帯の方は、減額認定証の提示により標準負担額の減額があります。
療養費	医師が治療のために必要と認めたコルセットなどの補装具代や、やむを得ない事由で本人が全額を医療機関等に支払った場合、国保適用分を払い戻します。
出産育児一時金	出産したときに40.4万円+1.6万円(産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合)を世帯主に支給します。
葬祭費	被保険者が死亡したときに葬祭を行う方に5万円を支給します。
海外療養費	海外で治療を受けた場合、国保適用分を払い戻します。

○その他の制度

高額療養費貸付制度	高額療養費に該当する方に高額療養費支給見込み額の9割を無利子で貸付する制度です。
出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度	出産育児一時金受取代理制度を利用して出産したとき、給付される出産育児一時金を市から秋田県国民健康保険団体連合会を経由し、出産した医療機関等へ直接支払う制度です。
出産費資金貸付制度	出産育児一時金の支給を受けるまでの間、被保険者の出産に要する費用を支払うための資金を貸付する制度です。
高額医療・高額介護合算制度	医療保険と介護保険の限度額を適用後に合算して限度額を超えたときに超えた分を支給する制度です。
人間ドック・脳ドック助成制度	人間ドック・脳ドックを受診した場合、市で定めている基準額の1/2を助成する制度です。
特定疾病の方への助成制度	厚生労働大臣が指定した疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等)の方は、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると毎月の自己負担額は1万円(所得状況により2万円)までとなります。



後期高齢者医療制度

⇒ 市民課国保年金班・各総合支所市民サービス班

75歳以上の方(65歳以上で一定の障がいがあり、申請により認定された方)すべてが加入する医療制度で、秋田県後期高齢者医療広域連合と秋田県内の市町村が協力して運営する制度です。

○ 保険給付の種類

高額療養費等の給付にはいずれの場合にも受付の窓口での事前申請もしくは申請が必要です。

医療費の自己負担割合	一般の方は1割、現役並みの所得がある方は3割
限度額適用・標準負担額減額認定証	世帯全員が住民税非課税の場合、申請により交付されるもので、医療機関等の窓口で提示すると医療費が、自己負担限度額までの負担となります。また、入院の際の食事代も減額になります。
限度額適用認定証	現役並み所得者で課税所得が690万円未満の場合、申請により交付されるもので、医療機関等の窓口で提示すると医療費が、自己負担限度額までの負担となります。
高額療養費	医療機関で1か月(暦月)に支払った一部負担金の額が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を払い戻します。一度申請すると、次から自動的に払い戻されます。
特定疾病の方への助成制度	厚生労働大臣が指定した疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等)の方は、「特定疾病療養受給者証」の交付を受けると毎月の自己負担額は医療機関ごとに1万円までとなります。
療養費	給付の内容は国民健康保険と同じです。
葬祭費	
海外療養費	
高額医療・高額介護合算制度	
人間ドック・脳ドック助成制度	

国民年金

⇒ 市民課国保年金班・各総合支所市民サービス班

農業や自営業の方だけでなく、厚生年金等の加入者とその被扶養配偶者を含め、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、老後や障がい、死亡に対して国民の共同連帯により生活の安定と維持・向上を図ることを目的とした制度です。

○ 国民年金の被保険者について

- ・ 第1号被保険者…自営業者、学生など
- ・ 第2号被保険者…会社員や公務員など厚生年金に加入している方
- ・ 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

○ 保険料の納付について

現金納付(納付書)や口座振替などの納付方法があります。前納したり、口座振替早割制度を利用すると保険料が割引になります。

○ 保険料の免除等について

所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」、「一部納付(一部免除)」または「猶予」される制度があります。10年以内であれば、免除または猶予された部分の保険料を納めることができます。

● 免除(全額免除・一部納付)

本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。免除期間は一部年金額に計算されます。

● 納付猶予(50歳未満の方)

本人、配偶者の所得審査があります。納付猶予の期間は年金額に計算されません。

● 学生納付特例

本人の所得審査があります。学生納付特例の期間は年金額に計算されません。

● 法定免除

生活保護を受けている方、障がい年金(1、2級)を受給している方は、届けることにより免除になります。

● 産前産後期間の免除

国民年金第1号被保険者の方は、出産日が属する月の前月から4か月間免除されます。

○ 国民年金から受けられる年金

- ・ 老齢基礎年金
- ・ 障害基礎年金
- ・ 遺族基礎年金
- ・ 寡婦年金
- ・ 死亡一時金など

※年金を受けるためには手続きが必要です。

また、受給するには様々な要件や制限がありますので受付窓口にお問い合わせください。



国保・年金





税金

納税班 ☎73-2118
 市民税班 ☎55-8094
 固定資産税班 ☎55-8095
 若者女性未来班 ☎55-8274

稲川総合支所 ☎42-2111
 雄勝総合支所 ☎52-2111
 皆瀬総合支所 ☎46-2111

市税について

【市税について】

皆さまから湯沢市に納めていただく各種税金は、私たちが安心して生活できる社会を支えていくための大切な財源として公共の事業やサービスに使われています。

個人市民税

➡ 税務課市民税班

個人市民税は、住みよい地域社会をつくるために必要な費用を市民(個人)がその能力に応じて広く負担し合うという性格の税金で、均等の税額によって納めていただく均等割と所得に応じて納めていただく所得割があります。また、個人市民税の申告と納税は、納税する皆さまの便宜を図るため個人県民税と合わせて行うことになっています。(個人市民税と個人県民税を合わせて個人住民税と呼んでいます)

●納める方(個人県民税も同様です)

個人市民税の納税義務者はその年の1月1日現在湯沢市に住所がある方です。

●個人市民税が課税されない方(個人県民税も同様です)

- (ア) 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (イ) 1月1日現在、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (ウ) 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ① 控除対象配偶者および扶養親族がいない場合 38万円
 - ② 控除対象配偶者および扶養親族がいる場合 28万円×(扶養人数+1)+26万8千円

●個人市民税の計算(個人県民税も同様です)

個人市民税は、税金がかかる年の前年1年間の所得をもとに計算されます。

(A) 均等割額 + (B) 所得割額 = 個人市民税(県民税額も同様です)

(A) 均等割額…一人3,500円(県民税は一人2,300円)

※県民税の均等割額には、水と緑の森づくり税(800円)が含まれています。

(B) 所得割額…所得割は前年の所得に基づき、次の順序で計算します。

- 1、収入金額 - 必要経費 = 所得金額
- 2、所得金額 - 所得控除 = 課税標準額
- 3、課税標準額 × 税率 - 税額控除額 = 所得割額

※所得割額の税率は6%です(県民税は4%)

●退職所得に対する市民税

市民税は前年の所得に対して課税されますが、所得税の源泉徴収対象の退職手当等については、他の所得と分け、支払の際所得税と同様に退職手当等から差し引いて納めていただくことになっています。

退職手当等にかかる市民税の計算方法は次のとおりです。

[平成25年1月1日以降に支払われる退職金について]

(退職金 - 退職所得控除額) × 1/2 × 税率 ※ = 税額

※税率については、一律10%(市民税6%、県民税4%)の税率が適用されています。

退職所得控除額

勤続年数	控除される金額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

税金

広告

私たちがサポートいたします。

- ◆ 企業の人事・労務管理
- ◆ 社会保険・労働保険の事務手続
- ◆ 就業規則の整備
- ◆ 助成金等申請
- ◆ 公的年金
- ◆ 労災申請

お気軽にご相談ください。

～労務関係もお気軽にご相談下さい～

田中税理士事務所
田中社会保険労務士事務所

○ 法人税・所得税・相続・譲渡等資産税に関する税務相談及び各種申告書の作成
 湯沢市湯ノ原 2-4-53

○ 税務調査立ち会い ☎(0183)73-2440

○ 会社設立・合併・事業承継に関する相談 FAX(0183)73-2731

～決算書・各種申告書・届出書等の作成はおまかせ下さい～



○納税の方法

市民税の納税方法には、「普通徴収」と「特別徴収」があります。なお、いずれの方法でも市民税は県民税と合わせて湯沢市に納税していただきます。

(1) 普通徴収(納付書納付または口座振替)

税務課から送付される納税通知書(納付書)により直接金融機関に納めていただくか、前もってお届けいただいた口座から納期ごと(または一括)に振り替えさせていただきます。

普通徴収の場合、通常は1年分の税額を年4回に分けて納付していただきます。なお、納税通知書は毎年6月上旬に納税義務者へ送付いたします。

(2) 特別徴収(給与天引き)

事業所(特別徴収義務者)が納税義務者本人に代わって納める方法です。1年分の税額を12回に分けて、事業所が毎月の給与から天引きして翌月の10日までに本人に代わって納付します。特別徴収の税額通知書は、毎年5月上旬に市役所から事業所あてに郵送され、事業所からそれぞれの納税義務者に渡されます。そして、6月分の給与から翌年5月分の給与にかけて天引きされます。

(3) 特別徴収(年金天引き)

年金の支払者(特別徴収義務者)が、納税義務者本人に代わって納める方法です。

年金の支払者が、1年分の税額を通常4月から翌年の2月まで年6回に分けて年金の支払いの際に天引きし、納税義務者に代わって納付します。

法人市民税

税務課市民税班

法人市民税とは、市内に事務所・事業所または寮などがある法人(株式会社・合資会社・合名会社など)にかかる税金です。法人市民税には、国税である法人税額に応じて課税する法人税割と、市内に事務所などを有していた月数に応じて課税する均等割があります。

法人市民税額=法人税割額+均等割額

○法人税割額の計算

法人の所得に応じて負担していただくもので、その基礎となる課税標準額は法人税額(国税)を用います。

法人税額×(市内の従業者数/全従業者数)×6.0%=法人税割額

○均等割額の計算

法人の資本金等の額と市内の事業所の従業者数および所在月数に応じて納めます。

均等割税率×(事務所、事業所等を有していた月数÷12)=均等割額

※均等割の税率

号数	資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計	税額(年額)
1	下記以外の法人等		5万円
2	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	12万円
3	1千万円を超え1億円以下である法人	50人以下であるもの	13万円
4		50人を超えるもの	15万円
5	1億円を超え10億円以下である法人	50人以下であるもの	16万円
6		50人を超えるもの	40万円
7	10億円を超える法人	50人以下であるもの	41万円
8	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	175万円
9	50億円を超える法人	50人を超えるもの	300万円

○法人市民税の申告と納税について

事業年度終了後2か月以内に、市に申告書を提出するとともに申告した税額を納めていただきます。

○法人の設立・支店等の設置届及び法人等の異動届

設立・設置の届け出は事業開始等の日から2か月以内、異動の届出は異動後すみやかに提出してください。

軽自動車税種別割

税務課市民税班

○納める方

毎年4月1日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等をお持ちの方です。したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に廃車・譲渡してもその年度分の軽自動車税種別割を納めていただくことになります。

(軽自動車等とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいいます)

○納税の方法

軽自動車税種別割は、市役所から送付された納税通知書により毎年5月末日までに納めていただくことになっています。

なお、軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割課税制度はありません。そのため、4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、その年度分の税金はかかりませんが、4月2日以降に廃車または譲渡してもその年度分の税金は全額納めていただくことになります。



税金

○原付・小型特殊自動車の登録・廃車の方法

原因	申告に必要なもの	申告の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・車両を購入した ・湯沢市へ市外から引っ越してきた ・車両の定置場を市外から市内へ変更した 	・車名、車台番号、排気量、型式認定番号のわかるもの	新規登録
<ul style="list-style-type: none"> ・使用不能になり廃棄した ・市外へ転出した ・車両が盗難にあった ・車両の定置場を市外へ変更した 	・ナンバープレート(紛失した場合は200円の弁償金がかかります)	廃車
<ul style="list-style-type: none"> ・名義を変更する 	廃車されていない場合(標識がある) ・車名、車台番号、排気量、型式認定番号のわかるもの ・ナンバープレート(今のナンバーをそのまま使う場合は要りません)	名義変更 (廃車と新規)
<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバーを変更したい ・ナンバーをなくした 	・ナンバープレート(紛失した場合は200円の弁償金がかかります)	廃車と新規登録

※軽乗用・軽貨物の手続き(秋田ナンバーの車両)は「湯沢雄勝地区自家用自動車協会」(☎72-0101)へお問い合わせください。

○減免制度について

身体または精神・知的に障がいがあり歩行が困難な方がお持ちの軽自動車等について、軽自動車税種別割を減免する制度があります。

●軽自動車等を所有する方の条件(※障がいの程度に条件があります)

- ①障がいのある方本人
- ②18歳未満の障がいのある方と生計をいっしょにする方
- ③知的障がいのある方・精神に障がいのある方と生計をいっしょにする方

●運転する方の条件(※障がいの程度に条件があります)

- ①障がいのある方本人
- ②障がいのある方と生計をいっしょにする方
- ③障がいのある方のおのみの世帯の場合は、その方を常時介護する方

○申請に必要なもの

- ・軽自動車税種別割減免申請書(窓口へ備え付けてあります)
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・運転する方の運転免許証
- ・納税通知書

○申請期間

納税通知書を受け取った日から納期限7日前まで
 ※減免の対象となる車両は、障がいのある方1人について1台です。自動車税種別割の減免を受けている場合は、軽自動車税種別割の減免を受けることはできません。

入湯税 ➡税務課市民税班

入湯税は、鉱泉浴場(温泉など)に入浴する入湯客にかかる税金です。この税金は、鉱泉浴場の所在地として、環境、衛生、消防などの公的施設の整備や、観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

○税額

入湯客一人一日について150円。
 ※宿泊・日帰りを問いません。

○課税免除

- 次の入湯客には入湯税を課税しません。
 - ・12歳未満の方
 - ・共同浴場または一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に入湯する方

○納税

鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収して、毎月1日から末日までの分をまとめて翌月の15日までに市へ納めることになっています。

市たばこ税 ➡税務課市民税班

市たばこ税は、たばこの製造者・輸入業者・卸売販売業者が市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。この税金は、たばこの小売価格に含まれており、実際にはたばこを買う方が負担しています。たばこには、市たばこ税のほか、たばこ税(国税)・県たばこ税なども課税されています。

○税額

1,000本あたり6,122円
 ※平成30年度税制改正におけるたばこ税関係法令の改正により、平成30年10月から次の3段階に分けて税率引き上げが実施されます。

平成30年10月からは	1,000本あたり	5,692円
令和2年10月からは	//	6,122円
令和3年10月からは	//	6,552円

国民健康保険税 ➡税務課市民税班

国民健康保険税(保険税)は、国などの補助金と合わせて、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用に充てられます。
 1年間の保険税額は、医療分と支援金分及び介護分を合計した金額です。

○保険税を納める方

保険税を納める方(納税義務者)は世帯主です。そのため、世帯主が会社の健康保険に加入していて、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合などでも、保険税の納税通知書は世帯主の名前で送付されます。



税金

○保険税の算出方法

保険税は、「医療分」と「支援金分」と「介護分」の合算額です。

「医療分」と「支援金分」は年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に算定され、「介護分」は40歳以上65歳未満の加入者についてのみ算定されます。

上記の3つの分類それぞれで、加入者ごとに「所得割額」、「均等割額」を算定し、世帯全員分の合計に「平等割額」を加えたものが世帯の年間の保険税額になります。

「所得割額」…(前年中の総所得金額等－基礎控除430,000円)×所得割税率

「均等割額」…加入者一人当たりの金額

「平等割額」…一世帯当たりの金額

○月割計算

賦課期日(4月1日)後に加入者の異動(出生・死亡・転入・転出・他保険脱退・他保険加入等)の届出があった場合は、国民健康保険加入期間で月割計算した納税通知書を届出月の翌月に送付します。ただし、それまでに納期が到来した分は、お手持ちの納付書で納付していただくことになります。

なお、納め過ぎになった場合は、後日還付(返金)又は充当します。

- 年度の途中から国民健康保険に加入した場合…加入した月の分から保険税を納付していただきます
- 年度の途中で国民健康保険を脱退した場合…脱退した日の前月分までの保険税を納付していただきます。

○軽減制度

世帯(世帯主及び加入者)の前年の所得合計額が下記の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。ただし、所得の有無にかかわらず、所得申告をしていることが必要です。

軽減割合	判定の基準(前年の所得合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数※-1)
5割軽減	28.5万円×加入者・特定同一世帯所属者※の数+10万円×(給与所得者等の数※-1)+43万円
2割軽減	52万円×加入者・特定同一世帯所属者※の数+10万円×(給与所得者等の数※-1)+43万円

※給与所得者等…

一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方をいいます。

※特定同一世帯所属者…

後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保の資格を喪失した方で、国保資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属する方のことをいいます。ただし、世帯主の異動があった場合は、同一の世帯とみなされなくなり、特定同一世帯所属者ではなくなります。

○納税の方法

保険税は、普通徴収(納付書納付・口座振替)、特別徴収(年金天引き)のいずれかの方法で納付していただきます。

(1) 普通徴収(納付書納付・口座振替)

税務課から送付される納税通知書(納付書)により直接金融機関に納めていただくか、前もってお届けいただいた口座から納期ごと(または一括)に振り替えさせていただきます。

普通徴収の場合、通常は1年分の税額を年8回に分けて納付していただきます。なお、納税通知書は毎年7月上旬に納税義務者へ送付いたします。

(2) 特別徴収(年金天引き)

年金の支払者(特別徴収義務者)が、納税義務者本人に代わって納める方法です。

年金の支払者が、1年分の税額を通常4月から翌年2月まで年6回にわけて年金の支払いの際に天引きし、納税義務者に代わって納付します。

○後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の軽減等

●低所得世帯に対する軽減

国民健康保険の加入者が75歳到達で後期高齢者医療制度に移行し国保世帯の加入者数が減少することで、保険税の軽減世帯に該当しなくなる場合があります。このため、保険税の計算に際しては、後期高齢者医療制度に移行した方の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。(手続きや申請の必要はありません)

●国保単身世帯に対して平等割額を緩和

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、国保世帯の加入者が1人となる世帯について、後期高齢者医療制度に移行後5年間は同世帯(単身世帯)の平等割額(介護分を除く)が半額になり【特定世帯】、その後3年間は平等割額(介護分を除く)が4分の1減額されます【特定継続世帯】。(手続きや申請の必要はありません)

●被用者保険の旧被扶養者に対する減免措置

被用者保険の旧被扶養者であった65歳以上の方(後期高齢者医療制度がなければ国民健康保険に加入しない方)については、所得割を課税しません。また、7割軽減、5割軽減に該当しない場合は、均等割が2年間半額、旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割が2年間半額になります。2割軽減に該当する場合は2年間軽減前の額の3割を各々減額します。

○非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇、雇い止めなどにより失業されて国民健康保険に加入された方が、安心して医療を受けられるよう、保険税が軽減されます。

①対象となる方

以下のどちらかにあてはまる方で、離職日に65歳未満の方。

- 倒産・解雇などで離職した「雇用保険の特定受給資格者」(雇用保険受給資格者証の離職理由:11、12、21、22、31、32)
- 雇い止めなどで離職した「雇用保険の特定理由離職者」(雇用保険受給資格者証の離職理由:23、33、34)

②軽減の内容

保険税は、国民健康保険に加入している方の前年の所得を基に算定します。上記にあてはまる場合、その方の前年の給与所得を30%に減額して離職日の翌日が属する月分から保険税額を算定します。

また、高額療養費などの所得区分の判定についても、前年の給与所得を30%に減額して判定します。

③軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末までです。

④手続き

次の1・2をご持参のうえ手続きをしてください。

- 1、雇用保険受給資格者証(原本)
- 2、国民健康保険被保険者証



税金

固定資産税

税務課固定資産税班

固定資産税とは、湯沢市内に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、湯沢市に対して納める税金です。

固定資産税を納める方（納税義務者）

毎年1月1日現在において湯沢市内に固定資産を所有している方が納税義務者となります。所有している方とは、下表に所有者として登記または登録されている方のことです。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳
家屋	家屋登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳

※年の途中で、売買等により所有者の変更があった場合でも、登記簿等の名義変更が1月1日現在完了していなければ、そのまま旧所有者の方が納税義務者になります。

また、登記がなされていない、いわゆる未登記家屋も課税の対象となります。

固定資産の評価

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

土地と家屋については、原則として3年ごとの基準年度（最近では令和3年度）に評価替えを行い、価格を見直します。また基準年度の翌年度、翌々年度については、基準年度の価格が据え置かれます。（土地の地目の変更、家屋の新增築等があった場合を除きます。）ただし、土地については地価の下落により価格の修正を行う場合があります。

償却資産については、毎年の所有者からの申告に基づき、価格を決定します。

固定資産税課税台帳の閲覧

固定資産税の課税内訳を固定資産課税台帳によって確認することができます。

閲覧期間	通年（土日祝日を除く） 8:30～17:15	
閲覧場所	税務課固定資産税班（市役所本庁舎1階） 各総合支所	
閲覧できる方	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人	・借地・借家人
閲覧できる内容	・納税義務者の課税台帳	・賃貸契約等の対象となっている土地・家屋の課税台帳
必要なもの	・本人であることが確認できるもの ・代理人は委任状	・賃貸契約書等 ・本人であることが確認できるもの
手数料	200円（縦覧期間中は無料）	200円

住宅用地の特例

住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、課税標準の特例措置が適用されています。

《小規模住宅用地》

- 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。
- 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の1/6の額となる特例措置があります。

税額の計算方法

税額＝課税標準額×1.4%

ただし、市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

- ・土地 30万円
- ・家屋 20万円
- ・償却資産 150万円

納税通知書と納期

固定資産税は、納税通知書によって納税義務者に対し税額等が通知されます。

納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに納付しなかった場合の措置等が記載されています。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、土地または家屋を所有する納税者（納税義務者のうち免税点で課税されない方を除く）の方が所有する固定資産（土地・家屋）の価格と比較したい市内の土地または家屋の価格を縦覧帳簿によってご覧いただいております。

縦覧期間	4月1日から第1期納期限の日（土日祝日除く）8:30～17:15	
縦覧場所	税務課固定資産税班（市役所本庁舎1階） 各総合支所	
縦覧できる方	土地または家屋を所有する納税者 納税者と同居している親族、納税管理人 納税者から委任を受けている方	
縦覧できる内容	土地価格等縦覧帳簿	所在地・地目・地積・価格
	家屋価格等縦覧帳簿	所在地・家屋番号・建築年・種類・構造・床面積・価格
必要なもの	・本人であることが確認できるもの（納税通知書、マイナンバーカード、運転免許証など） ・委任状（代理人がご覧になる場合）	
手数料	無料	

《一般住宅用地》

- 小規模住宅用地以外の住宅用地（住宅用地のうち、住宅1戸あたり200㎡を超える部分）を一般住宅用地といいます。
- 一般住宅用地の課税標準額については、価格の1/3の額となる特例措置があります。

※店舗や事務所、工場などの住宅以外の家屋の敷地、または空地を非住宅用地といいます。非住宅用地には課税標準の特例措置は適用されません。



税金

○新築住宅に対する軽減措置

居宅、併用住宅、共同住宅を新築された場合、次の表の条件を満たすと、新築住宅の軽減措置が受けられます。軽減措置は、居宅部分の120㎡に相当する税額について、固定資産税が1/2に軽減されるものです。

軽減措置の期間は、2階建てまでの建物は3年間、3階建以上の中高層耐火住宅等の場合は5年間です。

住宅の種類	条件	床面積
一戸建の専用住宅		50㎡～280㎡
一戸建の併用住宅	居宅部分が全体の1/2以上であること	50㎡～280㎡
共同賃貸住宅	区画された居住部分の床面積＋共用部分の按分面積	40㎡～280㎡
マンション(分譲)	区画された居住部分の床面積＋共用部分の按分面積	50㎡～280㎡

※平成21年6月4日に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅については、新たに課税される年度から5年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分)に限り、当該住宅に係る固定資産税額(居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度)が1/2に軽減されます。

※住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修などに伴う工事を行った場合、それぞれ一定要件を満たした家屋について、固定資産税が減額されることがあります。詳しくは税務課固定資産税班へお問い合わせください。

○家屋調査について

家屋の新築や増築をした場合、家屋の価格を算出するために家屋の調査に伺っております。家屋調査の際には、評価事務を円滑に行うため確認済証のような間取りの確認できる書類(平面図・立面図等)を用意していただきますよう、ご協力ください。

○各種届出について

●納税義務者の方が死亡された場合⇒「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」

納税義務者の方が死亡された場合は、相続人の方が納税義務を引き継ぐことになります。正式な名義変更は法務局での相続による所有権移転登記となります。

登記が完了するまでの間は、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」により相続人の代表者を決めていただき、その代表者に納税通知書等を送付させていただきます。

●湯沢市外にお住まいの場合⇒「納税管理人申告書」

湯沢市に納税義務があり、市外に居住している方で固定資産税の納税に不便な方は、「納税管理人申告書」により納税管理人を定めてください。

これにより、納税義務者の方に代わり、納税管理人に納税通知書等を送付させていただきます。

●未登記家屋の所有者を変更する場合⇒「納税義務者変更届」

未登記の家屋について、売買等による所有者の変更があった場合は「納税義務者変更届」を届出していただく必要があります。

届出がない場合、旧所有者に課税されることとなります。

※添付書類…印鑑登録証明書

●家屋を取り壊した場合

所有されている家屋の一部または全部を取り壊した場合は、取り壊された家屋を確認にお伺いしますので、税務課固定資産税班までご連絡ください。

ご連絡がない場合、その家屋に対して固定資産税が翌年度以降も課税されてしまうことがあります。

●住所を変更した場合

湯沢市に納税義務があり、市外に居住している方で住所を変更した場合は、税務課固定資産税班までご連絡ください。

市税の納付

税務課納税班

○市税の納期

税の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税(納付書納付・口座振替)			○		○		○			○		
個人市民税(給与天引き)	毎月(6月から翌年5月までが1年分)											
個人市民税(年金天引き)	○		○		○		○		○		○	
固定資産税		○		○					○		○	
軽自動車税種別割		○										
国民健康保険税(納付書納付・口座振替)				○	○	○	○	○	○	○	○	
国民健康保険税(年金天引き)	○		○		○		○		○		○	
法人市民税	事業年度終了の日の翌日から2か月以内											

※個人市民税は、個人県民税と合わせて市県民税として課税されます。

※納期限は、納期月の月末となります(12月のみ25日)。なお、土日祝日に重なる場合は、その翌日となります。

○課税の対象となる方

税の種類	課税の対象となる方(納税義務者)	納税通知書
個人市民税	1月1日現在市内に住所を有し、前年に一定以上の所得があった方	6月発送
固定資産税	1月1日現在市内に固定資産を所有していた方	5月発送
軽自動車税種別割	4月1日現在市内に軽自動車を登録されている方	5月発送
国民健康保険税	国保資格を有する方が属する世帯の世帯主の方	7月発送
法人市民税	市内に事業所等を有する法人(事業年度終了後、2か月以内に申告)	※1

- ・市民税は、転居された場合でも、1月1日現在の住所地で1年分が課税されます。
 - ・固定資産税は、1月1日以降に譲渡等された場合でも、1年分が課税されます。
 - ・軽自動車税種別割は、所有者が転居された場合でも、登録地を変更しない限り登録地で課税されます。
- ※1 事業年度終了月の翌月10日頃に申告書および納付書を送付します。

○納付の方法

税金は、納期限までに指定の金融機関または市役所各窓口へお願いいたします。

納付書納付	<ul style="list-style-type: none"> ●北都銀行 ●秋田銀行 ●北日本銀行 ●東北労働金庫 ●羽後信用金庫 ●こまち農業協同組合 ●湯沢市役所本庁舎税務課・会計課および各総合支所市民サービス班 ●湯沢市内の郵便局および東北6県内の郵便局(ゆうちょ銀行) ●コンビニエンスストア ●スマートフォンアプリ
口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ●北都銀行 ●秋田銀行 ●北日本銀行 ●東北労働金庫 ●羽後信用金庫 ●こまち農業協同組合 ●ゆうちょ銀行(郵便局) <p>※口座振替は、ご指定の口座から税額を引き落とし、納税する制度です。 引落方法は、第1期の納期限に年額を一括で振替する方法と、納期毎に振替する方法があります。 お申し込みは、各金融機関窓口でお願いします。</p>

○滞納には延滞金が加算されます

市税の滞納(納期限までに納付がない場合)には、延滞金(年率8.8% 1か月以内2.5%(令和3年現在))が加算されます。また、納期限日から20日以内に督促状を送付いたします。督促状を送付しますと督促手数料が加算されます。滞納のままにしておきますと法の定めにより滞納処分(財産の差押え)を受けることになります。

市税に関する証明

税務課納税班

○税に関する証明・閲覧

税に関する証明書が必要な方は、以下をご準備の上、税務課納税班または各総合支所市民サービス班へ

種類・内容	手数料	必要なもの
所得課税証明書	1通…200円	◎本人または同一世帯分の申請 公的な身分証明書
納税証明書・完納証明書	1通…200円	
軽自動車税種別割納税証明書(車検用)	無料	◎上記以外の方の分の申請 本人の委任状および代理申請者の公的な身分証明書(住所が同じでも世帯分離されている場合は、委任状が必要です。)
固定資産税評価証明書・公課証明書	1通…200円	
営業(所在地)証明書	1通…200円	◎軽自動車税種別割納税証明書(車検用)の場合は、車検証の写し(委任状不要)
住宅用家屋証明書(登録免許税の軽減用)	1通…1,300円	
土地・家屋名寄帳兼課税台帳	縦覧期間中は無料 それ以外は1件…200円	
土地家屋価格通知書 (登記の際、法務局に提出するもの)	不要	価格通知書交付依頼書

ふるさと納税「湯沢市ふるさと輝き寄附金」について

ふるさと納税は、「ふるさとを大切にしたい」、「ふるさとの発展に貢献したい」というかけがえのない想いをかたちにするための制度です。

湯沢市では、応援してくださる皆さまからお寄せいただいた寄附金を「湯沢市ふるさと輝き寄附金」と名づけ、湯沢市の目指すまちづくりに活用させていただいています。(市内在住の方への返礼品の送付はございません。)

ふるさと納税による寄附金については、税金の控除(軽減)を受けることができます。

所得税と市町村民税を合算すると、寄附金額から2千円を除いた額が控除されます。ただし、それぞれ控除額に上限があります。

所得税および市町村民税の控除を受けるためには確定申告が必要となりますので、市が発行・送付する「寄附金受領証明書」をお持ちになり、最寄の税務署で手続きしてください。また、ふるさと納税先団体へワンストップ特例申請書を提出することで、確定申告なしで控除が受けられる制度があります。対象要件がありますので、詳しくはふるさと納税先団体にご確認ください。

担当 ふるさと納税(寄附)全般に関すること 協働事業推進課若者女性未来班 ☎55-8274
ふるさと納税による寄附金控除に関すること 税務課市民税班 ☎55-8094



生活・環境

生活環境班 ☎55-8069 都市計画班 ☎73-2156
 市民相談窓口班 ☎73-2115 建築班 ☎55-8158
 上下水道お客様センター ☎73-2165 稲川総合支所 ☎42-2111
 管理用地班 ☎73-2155 雄勝総合支所 ☎52-2111
 維持班 ☎55-8268 皆瀬総合支所 ☎46-2111

ゴミ

➔ 暮らしの相談課生活環境班・各総合支所市民サービス班

家庭ゴミ

家庭ゴミは「湯沢市ゴミ収集カレンダー（地区別）」の日程に基づいて収集されます。このカレンダーは毎年度末に各家庭に配布されます。

湯沢市のゴミ収集は有料化が図られていますので、市内のスーパーや商店から市指定のゴミ袋を購入して、64から65ページのゴミ分別表をご覧になってゴミを出してください。（分別収集にご協力ください。）

事業ゴミ

事業ゴミは、飲食店や店舗、工場などの事業活動に伴って発生するゴミです。処分は湯沢市の許可業者に依頼するか、直接処分場へ搬入してください。（有料）

多量ゴミ

引っ越し、大掃除などで家庭から出た大量のゴミを処分する場合は、できるだけ直接ゴミ処分場に持ち込んでください。（有料）

粗大ゴミ (100×150×70cm以内／30kg未満)

- ①粗大ゴミステッカーを購入します。
(大きさ等により、200円、500円、1,000円の3種類)
- ②粗大ゴミステッカーを貼って、粗大ゴミ収集日にゴミの集積所に出してください。

特別粗大ゴミ

(100×150×70cm以上150×210×80cm以内／30～60kg)

- ①粗大ゴミステッカーを購入します。
(大きさ等により、500円から3,000円の6種類)
- ②粗大ゴミステッカーを貼って、粗大ゴミ収集日に自宅前に出してください。（あらかじめ住所、氏名、電話番号をお伺いします）

ゴミ処理施設ご利用案内(直接搬入)

もえるゴミ

●湯沢雄勝クリーンセンター

☎56-6120

住 所	湯沢市字中崎109-1
利用時間	8:30～16:30(12:00～13:00は運転休止) ※土日祝日は受け入れしません。
直接搬入の料金	家庭ゴミ→ 66円/10kg 事業ゴミ→133円/10kg
持込方法	施設内は一方通行です。受付で計量した後、係員の指示に従いゴミを投入し、再計量して料金を支払って下さい。
注意事項	・生ゴミはよく水切りをしてください。 ・大きさは、原則として市指定のゴミ袋に入るものです。(長さは70cm以内) ・木材は長さ70cm、直径10cm以内です。 ・剪定した枝は、70cm以内の長さにして束ねないでください。 ・コンパネ類は、70cm四方以内に切断してください。 ・使い捨てライターは使い切るか必ずガスを抜いてください。

※その他ご不明な点は、直接施設にお問い合わせください。
(注)直接搬入の場合は、市指定ごみ袋を使用する必要はありません。



生活・環境

廣 告

再生資源一般・産業廃棄物処理

有限会社 南商店

MINAMI

営業品目

鉄くず・非鉄金属くず・古紙類・空容器
 一般廃棄物 及び 産業廃棄物処理
 自動車リサイクル・その他リサイクル全般
 廃棄物・リサイクルは当社にお任せ下さい

秋田県湯沢市字万石364-1
 ☎0183-72-2226
 FAX0183-72-4311
 mail:minami-k@yutopia.or.jp

湯沢古紙センター
 〒012-0006 秋田県湯沢市柳田一東場 105
 TEL(0183)78-1820 FAX(0183)78-1880

廃棄物の事なら当社まで

事業所ゴミ ゴミ片づけ
 産業廃棄物 引越ごみ
 粗大ゴミ 蜂の巣駆除

一般廃棄物収集運搬
 有限会社
クリーンシステム

湯沢市小野字飯塚105-1
 ☎(0183)52-2199
 FAX(0183)52-3571

浄化槽維持管理
 一般くみとり・浄化槽清掃

株式会社
皆瀬清掃

代表取締役 沼倉義晴

湯沢市皆瀬字山岸69-内1
 ☎46-2272 FAX46-2370

●もえないゴミ・粗大ゴミ・その他プラ・ペットボトル

●湯沢雄勝リサイクルセンター ☎42-4422

住所	湯沢市駒形町字八面狼ヶ沢18-4 (緑風荘の近くです)
利用時間	8:30~16:30(12:00~13:00は運転休止) ※土日祝日は受け入れしません。
直接搬入の料金	ペット+プラ+不燃ゴミ→ 66円/10kg
	事業ゴミ→133円/10kg
	粗大ゴミ→165円/10kg
持込方法	施設内は一方通行です。受付で計量した後、係員の指示に従いゴミを投入し、再計量して料金を支払って下さい。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベは絶対に捨てないでください。 ・鉄板は、厚さ3.2mm以内のものしか受け入れできません。 ・袋を二重にしないでください。(中身が確認できません)
受け入れできないもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・もえるゴミ(湯沢雄勝クリーンセンターにお持ちください) ・コイルバネ(スプリング)や番線など機械に巻き付くもの。 ・モーター、エンジン、消火器、農機具類、バッテリー、爆発物、発火性のある危険物類、建築廃材、モルタル、コンクリート類、医療廃棄物、タイヤ、鉄パイプ類、粉塵発生物、中身の残っている塗料缶等。 	

※その他ご不明な点は、直接施設にお問い合わせください。
(注)直接搬入の場合は、市指定ごみ袋を使用する必要はありません。

●湯沢市ゴミ分別表 ルールを守ってゴミの分別にご協力ください ※令和3年4月1日以降適用


※すべてのゴミ袋に町内名、集落名及び氏名を必ず書いてください。

		ゴミの種類	排出方法
収集するゴミ	もえるゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ●発泡スチロール ●紙くず、衣類、ゴミ製品、台所のゴミ、小型木製品 ●リサイクルマークのないプラスチック製品 ●生ゴミ 中身を抜いて ●紙オムツ等は汚物を取り除く 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市指定「もえるゴミ袋」に入れて出してください。 ◆生ゴミは、十分に水を切って出してください。 ※使い捨てライターは一度に大量に出さないでください。発火事故の原因になります。 ※バッグやベルト、金具付きの長靴など少量の金属は付いていてもかまいません。 ※発泡スチロール(タッパー含む)はリサイクルマークが付いていても「もえるゴミ」で出してください。
	もえないゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電製品 ●陶磁器類 ●マンガン・アルカリ乾電池、コイン電池(型式CR等)の使い切り電池はもえないゴミ ★小型プロパンガスは購入店や販売店へ ★充電式電池・ボタン型電池は購入店や回収協力店へ(下記「持込みするゴミ」参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市指定「もえないゴミ袋」に入れて出してください。 ◆袋に入らないものは「粗大ゴミ」として出してください。 ◆傘や蛍光灯は袋からはみ出ても回収します。 ◆割れた蛍光灯・蛍光灯・電球や包丁などは、新聞紙に包んで「ケン」と記載して出してください。 ◆肥料袋や米袋、黒いゴミ袋などで二重袋にしたものは内容が確認できないため回収しません。 ※石膏ボード、コンクリート片、注射針、車の部品などは産業廃棄物なので出せません。「処理できないゴミ」参照してください。
	ビン	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食物用 ●その他ビン(人に害のないもの) ●ガラス類 ★劇薬・農薬・殺虫剤ビンは使いきって「もえないゴミ」へ ★ビンのフタ(金属)は「もえないゴミ」へ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「湯沢市資源回収箱」に入れて出してください。 ◆傘などに入れて出さないでください。 ◆中身を使いきり、軽くすずいであらして出してください。 ◆割れたビンやガラスは破片が回収箱の溝から出ないように、新聞紙に包んで「ケン」と記載して出してください。
	カン	<ul style="list-style-type: none"> ★食用油は完全に使いきり油が落ちないようにしてください ★リサイクルマークを確認! 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「湯沢市資源回収箱」に入れて出してください。 ◆傘などに入れて出さないでください。 ◆中身を使いきり、軽くすずいであらして出してください。 ◆スプレー缶やガス缶は完全に使いきって、屋外などの風通しのよい所で穴を開けてから出してください。(フタや噴出口は「もえるゴミ」へ)
	古紙	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボール ●新聞紙 ●紙バック ●雑誌・書籍類 ●その他紙類(折込チラシ・紙箱・包装紙・台紙・紙袋など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各品目ごとに「紙ひも」で結束して出してください。 ◆紙バックはすずいで切り開いて出してください。 ※汚れた紙、感熱紙、カーボン紙、写真などは「もえるゴミ」として出してください。
	古布	今年度は回収予定はありません。再開の際にはご協力をお願い致します。	
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ★ラベル、キャップを外して「その他プラ」へ ★リサイクルマークを確認! 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市指定「ペットボトル専用袋」に入れて出してください。 ◆つぶしたり刻んだりしないでください。 ◆中をすずいで出してください。 ※色付きのペットボトルや油や汚れがあるものは「もえるゴミ」で出してください。
	その他プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ●包装プラスチック、プラスチック容器など ★リサイクルマークを確認! 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市指定「その他プラスチック専用袋」に入れて出してください。 ◆リサイクルマークを確認するため、切り刻まないでください。 ※油や汚れがあるものは「もえるゴミ」で出してください。 ※発泡スチロール(タッパー含む)はリサイクルマークが付いていても「もえるゴミ」で出してください。
粗大ゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ゴミ(地区の集積所に出せるもの) ●特別粗大ゴミ(自宅回収が必要な大きいもの) 必ず町内名、氏名を記入すること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市役所本庁舎・各支所で「ステッカー」を購入し、町内名・氏名を記入の上、粗大ゴミの見やすい場所に貼り、出してください。 ◆特別粗大ゴミは「ステッカー」購入の際、回収に必要な住所・氏名・連絡先等を教えていただきます。 ◆軽自動車・普通自動車までのタイヤは粗大ゴミとして出せます。 	

生活・環境

広告

リサイクルを通して 社会に奉仕する




久 株式会社 斎 久

代表取締役 齊藤 久一

<ul style="list-style-type: none"> ●本社 湯沢市駒形町字八面村尻19 TEL(0183)42-2822・FAX(0183)42-4175 ●湯沢工場 湯沢市字下山谷123-6 TEL&FAX(0183)72-7072 ●狼ヶ沢工場 湯沢市駒形町字八面狼ヶ沢30-1 (担当:沓澤)090-3125-0595 	<ul style="list-style-type: none"> ●十文字故紙センター 横手市十文字町十五野新田字増田道東85-1 TEL(0182)42-3686・FAX(0182)42-4686 ●十文字工場 横手市十文字町仁井田字八萩64-2 TEL(0182)42-5570・FAX(0182)42-5571 ●増田工場 横手市増田町増田字伊勢堂41-1
--	--

限りある資源を大切に



持込み	小型家電 水銀含有物  <ul style="list-style-type: none"> ●使用済み小型家電(携帯電話、デジカメ、携帯型音楽プレーヤー、小型ゲーム機、電子辞書、ケーブル類など) ●小型家電電池一体型の取り外しのできない充電式電池(スマホ等) ●水銀体温計、水銀血圧計 	<ul style="list-style-type: none"> ◆15×25cm以下の小型家電は、市役所本庁舎・各支所などに設置している「こでん回収ボックス」へ出してください。 ◆機器内の個人情報情報は消去して出してください。 ◆水銀体温計、水銀血圧計は本庁舎くらしの相談課・各支所の窓口へ持込ください。
	電池の 分別  <ul style="list-style-type: none"> ●ボタン電池(型LR・PR・SR等) ※(一社)電池工業会のホームページを参照ください。(http://www.baj.or.jp/) ●モバイルバッテリー等、取外しが可能な充電式電池 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボタン電池は一つずつ電極にセロテープを貼り、市役所本庁舎・各支所などに設置している「ボタン電池回収ボックス」へ出すことができます。 ※CR型はコイン電池です、もえないゴミに出してください。 ◆市では回収できませんので、電器店、商品購入店等へお問い合わせの上、持込みください。
	廃食用油  <ul style="list-style-type: none"> ●使用済のんぶら油やサラダ油等を回収・精製してバイオディーゼル燃料(BDF)に再生します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆湯沢生涯学習センター・各総合支所などに設置している「廃食用油回収ポリタンク」へ出すことができます。
収集しないゴミ	家電 4品目  <ul style="list-style-type: none"> ●家電リサイクル法対象4品目 テレビ(液晶等含む)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄する家電製品を購入した小売店か、同じ種類の製品を買い替えようとする小売店に引き取りを依頼(有料)してください。 ◆購入した小売店がわからない場合は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、日本運送協機手支店(TEL.0182-35-4151)へ自己搬入してください。
	処理 できないゴミ  <ul style="list-style-type: none"> ●廃油、レキ(コンクリート、モルタル)、土砂、焼却灰、便器、塗料、車の部品 ●医療系ゴミ(注射器、注射針など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆購入店または専門処理業者へ処理を依頼してください。 ◆消火器は、消火器リサイクル推進センター(TEL.03-5829-6773)へお問い合わせください。 ◆プロパンガスは、秋田県LPガス協会(TEL.0120-44-3326)へお問い合わせください。
	事業系 ゴミ  <ul style="list-style-type: none"> ●事業活動(農業含む)により生じる廃棄物 ※事業終了(停止)後のゴミも同様です ●一時多量ゴミ(引越越し、大掃除など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業活動に伴う一般家庭と同様のゴミは、直接広域ごみ処理施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。 ◆事業活動に伴う産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。 ◆引越越しなどによる一時多量ゴミ(5袋を超える場合)は、市のゴミ回収時間に影響が出ますので、直接広域ごみ処理施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。
	パソコン  <ul style="list-style-type: none"> ●パソコン本体、ディスプレイ製品と同梱されていたキーボード、マウス、コード類などの装置も含まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各メーカーの受付窓口へ回収を依頼してください。 ◆受付窓口がわからない場合や自作パソコンの回収については、パソコン3R推進協会(http://www.pc3r.jp TEL.03-5282-7685)へ直接お問い合わせください。 ◆ディスプレイ(ブラウン管)以外は、湯沢雄勝リサイクルセンターで受け入れが可能ですので、お問い合わせの上、自己搬入してください。

<small>処分方法や料金は、処分するものにより異なります。事前の確認を必ず行うようお願いいたします。</small>	パソコン以外の「収集しないゴミ」についてのご相談は下記へ
	有限会社 南商店 湯沢市宇万石364番地1 TEL 72-2226
	有限会社 フジヤマクリーン 湯沢市上関字浦町12番地 TEL 79-2754
	株式会社 齋久 湯沢市宇下山谷123番地6 TEL 72-7072
ビヤガラスを直接搬入する場合	
マテリアルリソーシング東北株式会社 湯沢市岩崎字壇ノ上3番地4 TEL 56-8370	

その他、直接搬入する場合《広域ごみ処理施設》	
<ul style="list-style-type: none"> ●もえるゴミ …湯沢雄勝クリーンセンター 湯沢市宇中崎(湯沢火葬場の通り沿い) TEL 56-6120 ●もえないゴミ・粗大ゴミ・ペットボトル その他プラスチック …湯沢雄勝リサイクルセンター 湯沢市駒形町字八面狼ヶ沢(稲川スキー場手前) TEL 42-4422 	<ul style="list-style-type: none"> ◆受付時間：平日 午前8時30分～12時 午後1時～4時30分 ◆処理料金や受入の可否は各施設へ事前にお問い合わせください。


し尿

し尿のくみ取りは、し尿くみ取り許可業者へ直接お申し込みください。

一般廃棄物 収集運搬処理
(家屋内外のゴミ、事業系のゴミなど)
産業廃棄物 収集運搬処理
(特別管理産業廃棄物も可能です)
◎ゴミの分別・運び出し作業
ゴミの大小 多量少量 関わらず
なんでもご相談下さい。**お見積り無料!!**



有限会社 フジヤマクリーン
TEL 0183-79-2754
FAX 0183-79-2760
湯沢市上関字浦町12



ANDO GROUP

**株式会社湯沢クリーンセンター
株式会社アンドー**

湯沢市小野字西十日町 83
TEL 0183-52-5300
FAX 0183-52-5222

本当の「きれい」を身近から
プロの掃除は
やはり違います。

有限会社
湯沢総合ビルサービス
湯沢市倉内字才神41-11



そうじの事なら
ご相談ください。

TEL 0183-72-0737 湯沢 ビルサービス 検索



生活・環境

広告

くらしの相談

消費生活の相談は

➡くらしの相談課市民相談窓口班・各総合支所市民サービス班

悪質商法や契約のトラブルなどで困ったとき、心配なときにご相談ください。

○市の相談窓口

湯沢市消費生活センター ☎72-0874
くらしの相談課市民相談窓口班 ☎73-2115

○県の相談窓口

秋田県生活センター ☎018-835-0999
南部消費生活相談室 ☎0182-45-6104

○クーリング・オフ制度

一旦申し込みや契約をしてしまった後でも、冷静になって考え直し「契約をやめたい」と思ったとき、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフできる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限りです。

○クーリング・オフできる期間

取引・契約の内容	期間
訪問販売・訪問購入	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (学習塾、結婚相手紹介サービスなど)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法)	20日間

※期間は、契約書面を受け取った日から起算

○クーリング・オフできる要件

- ・自宅や路上など「営業所以外の場所」で契約したもの。
 - ・原則として契約書面を受け取ってからの日数が、「クーリング・オフ期間内」であること。
 - ・代金の総額が3,000円以上の商品であること。
- ※化粧品や健康食品等の商品は、未使用分のみ。
※海産物などの食品もクーリング・オフ可能。
※クーリング・オフの条件にあてはまらない契約でも、親権者の同意のない未成年者の契約や、詐欺・強迫まがいの方法による契約、業者がクーリング・オフを妨害した場合など解決できる場合があります。相談窓口にご相談ください。

○クーリング・オフの方法

必ず書面で通知します。発送前に控えとして通知のコピーを取り、簡易書留か特定記録郵便など、証拠が残る方法で出しましょう。クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも通知が必要です。契約書面を受け取ってから、クーリング・オフ期間内に発送してください。

【ハガキの記載例】

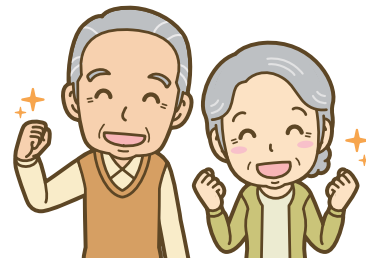
契約解除（申込み撤回）通知書 契約（申込）日 令和 年 月 日 商品・役務名 契約金額 _____ 円 販売会社名 （担当者名） 上記の契約を解除します。 すみやかに支払済の 商品を引き取ってください。 円を返金し、 申出日 令和 年 月 日 （契約者） 住所 氏名		府 都 県 道 町 市 区 村 区 町 （会社名） 代表者 様	
簡易書留		〇 〇 〇 〇 〇 〇	

※ハガキの表は、販売会社の代表者あてに出す。

※クレジット契約の場合は、担当者名の下にクレジット会社名を記入し、上記と同様の文面でクレジット会社の代表者あてにも出す。

○クーリング・オフの効果

- ・契約を解除しても、賠償金や違約金を支払う必要はありません。
- ・支払済みのお金は、全額返金されます。
- ・商品を受け取っている場合、販売会社の負担で商品を引き取ってもらえます。




行政に関することでお悩みの方

総務省の「行政相談委員」にご相談ください

毎月、相談所を開いています

※日時などの詳細は、**市広報紙**でご確認ください

「行政相談委員」は、総務大臣から委嘱を受けた身近な相談相手です



行政相談マスコット
キクー

総務省行政相談センター

まぐみみ秋田

行政相談マスコット（秋田行政監視行政相談センター）

秋田市山王七丁目1番3号（秋田合同庁舎4階）

<行政相談専用ダイヤル> 行政苦情110番

☎0570-090110

営業品目

☆ガラス造粒砂製造・販売（サンドウェーブ）

☆一般廃棄物リサイクル処理
(ガラス類・陶磁器類・金属くず・廃プラ・紙くず)

☆産業廃棄物リサイクル処理
(ガラス類・陶磁器類・金属くず・廃プラ・紙くず)

**マテリアルリソーシング
東北株式会社**

〒012-0801 湯沢市岩崎字壇ノ上3番地4



サンドウェーブG
（認定番号 201004号）

TEL0183-56-8370

FAX0183-56-8372



サンドウェーブG
（認定番号 08131018）

ペット・動物

犬の登録等

➡ 暮らしの相談課生活環境班・各総合支所市民サービス班

○登録

犬を飼う方は、飼い犬の登録が義務づけられています。また、飼っている犬が死亡した場合、飼い主が変更となる場合や住所が変更となる場合も届出が必要です。

○狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬については、狂犬病の予防注射が義務づけられています。予防注射は毎年春と秋に行われる集合注射か、最寄りの動物病院、獣医師で受けてください。

動物を飼うには

○動物(ペット)も定期検診を

➡ 暮らしの相談課生活環境班・各総合支所市民サービス班

動物由来感染症の病原体に感染しても動物は無症状なことがあるため、知らないうちに飼い主が感染してしまう場合があります。ペットの定期検診を受けるなど、日常の健康管理に注意し、病気を早めに見つけましょう。また、ペットが病気と診断された場合、人にうつる可能性があるが否かを獣医師に確認しましょう。

○特定動物については許可が必要です

➡ 県動物愛護センター ☎018-827-5051

特定動物とは、クマ、ライオン、カミツキガメなど人の生命や財産に害を加える恐れのある動物のことです。対象となる動物は、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例・施行規則で定められています。これらの動物を飼育する場合は、個人も法人も施設ごとに県知事の許可を得なければなりません。動物愛護センターまでご相談ください。

ペットを飼う場合は！

自己の経済・管理能力を考え適切な頭数にするとともにルールを守り、近隣に迷惑をかけないよう飼育しましょう。

また、自分が飼育していない動物への無責任なエサやりなどは慎みましょう。



上下水道

❖ 水道・下水道等 ———— ➡ 上下水道課

上下水道の使用開始・中止・廃止・名義変更

○湯沢市上下水道お客様センターの開設

市では、住民サービスの充実、経営の効率化を図るため、令和2年4月1日から5年間、メーターの検針や料金徴収、窓口業務にいたる一連の業務を民間事業者へ委託しています。

委託先である株式会社トータルオフィスマネージメントが市役所本庁舎2階建設部上下水道課内に『湯沢市上下水道お客様センター』を開設し、窓口での受付、料金徴収、水道の開閉栓などの業務を行います。料金収納はお客様センターのほか、市内各金融機関やコンビニエンスストア(PayPay、LINE Pay、PayB、支払秘書含む)に加え、郵便局窓口(東北管内)での取り扱いが可能となっています。

○水道・下水道・農業集落排水・合併浄化槽等の開始・中止・廃止

水道の使用を開始、中止、廃止しようとするときは、3営業日前までに申請が必要となっておりますので、インターネット受付や上下水道お客様センター窓口、電話、FAX、郵送等により事前申請してください。

なお、開栓作業の際は、お客さまに立ち会っていただきます。

作業前には、全ての蛇口を閉め、蛇口の向きが排水口に向いているか、また、水道水が排水できるように、排水口にフタなどがされていないかお客さま自身でご確認をお願いします。(市は開栓、閉栓の作業を行いますが、この作業で発生した損害については、一切責任を負いませんのでご了承ください。)

開閉栓は予約制となっておりますので、必ず開始、中止、廃止したい日の3営業日前までに申請をお願いします。

土日祝日、夜間(午後5時以降)は作業を行いませんので、ご了承ください。

○名義変更(売却、転居)

売却、転居などにより使用者が変わる場合は、中止の手続きをしていただき、新使用者に開始の手続きをしていただきます。

この手続きを忘れると、上下水道料金は前の使用者へ請求され続けることとなりますのでご注意ください。



○名義変更(死亡、世帯主変更)

死亡などにより、同一家族(親族)間で名義を変更する場合は、変更届の提出が必要となります。

○インターネット受付

令和2年4月から、より一層のお客さまサービス向上のため、ご家庭のパソコンやスマートフォンでの上下水道使用開始・中止の受付を開始しました。これにより、仕事などで夜遅くに帰宅される方など、いつでも手軽に手続きができますので、ぜひ、ご利用ください。なお、お申込みについては、**開始・中止ご希望日の3営業日前**までとなります。

●パソコンから申し込む(外部サイト)

<https://suisui.center/yuzawa/ks/>

●スマートフォンから申し込む(外部サイト)

<https://suisui.center/yuzawa/ksm/>

- QRコードをご利用ください。(外部サイト)



上下水道料金について

○水道料金について

毎月10日頃まで水道メータ検針を行い、使用した水量に応じて、口径ごとに基本料金、超過料金が請求されます。詳しくは上下水道お客様センターへお問い合わせください。

○下水道・農業集落排水・合併浄化槽について

下水道使用量などに応じて請求されます。詳しくは上下水道お客様センターへお問い合わせください。

●上下水道お客様センター(☎73-2165)

下水道使用量(排除汚水量の決め方)

水道使用量(メーター測定)と認定水量(世帯人数×6m³)を比べて多い方の水量で使用料を算定しています。(以下「比較計算」という。)

ただし、自家水道(地下水・沢水など)を使用せずに上水道や簡易水道だけを使用している世帯については、「算定方法変更届」を提出していただくことにより、水道使用量で料金を算定することができます。

広告

湯沢市水道施設業協会は湯沢市と水道災害応援協定並びに休日当番店協定を締結しています。

(構成員)

- ◆岩野設備工業(株) TEL 73-7138
- ◆(株)岡田水道施設 TEL 73-2810
- ◆(株)佐藤総合設備 TEL 72-5141
- ◆(株)水工社 TEL 72-1193
- ◆(株)東北カッター施設 TEL 73-7151

休日当番店では休日に直接のお電話は受付出来ません。右の手順で御連絡をお願い致します。

○算定方法変更届の可否判定

台所やトイレ、風呂など自宅の中で使っている水は、水道(公営水道)だけですか?

↓ はい 水道(公営水道)だけです

算定方法の変更を申請すると、水道メーターの数値を基にした算定方法に変更することができます。「算定方法変更届」を提出してください。

↓ いいえ 地下水等も使っています

現在の比較計算で使用料を算定します。水道メーターの数値だけでは下水道に流れた水量が計測できないので世帯人数を基にした数値と比較して算定します。「算定方法変更届」の提出は必要ありません。

○算定方法を変更するとどうなるの?

- 1.水道使用量で料金が計算されるので、実際の使用状況に沿った使用料が算定されます。
- 2.住民票を異動しないままで住んでいる人数が変わった場合でも、上下水道お客様センターに届出の必要なくなるため、手続きが楽になります。

○下水道使用料の計算方法が比較計算で下記のいずれかの届出をされた方は、上下水道お客様センターへ連絡をくださいますようお願いいたします。

- 1.世帯合併の届出(分かれていた世帯を一つの世帯にする場合)
- 2.世帯分離の届出(一つの世帯を二つの世帯に分ける場合)
- 3.転出・転居の届出(下水道を閉めずにそのまま転出・転居される場合)
- 4.死亡の届出(下水道使用者が死亡した場合)
また、学生、長期入院、施設入所などで実際は同居していない方がいる世帯の方も届出することにより、実際の居住人数で算定されますので、上下水道お客様センターへ連絡をお願いします。

上記の届出をされた方は、「算定人数変更届」を提出していただくことにより、実際の人数で使用料が算定されます。

なお、申告・届出がない場合、市に登録されている人数で使用料が計算されますので、ご注意ください。

水道設備の休日当番店について

土日祝日に水道設備にトラブルが発生した場合は、休日当番店が対応いたしますので、関口水源地にご相談してください。(☎55-8396)

水道料金・下水道・農業集落排水・合併浄化槽使用料の支払方法

お支払い方法には、『口座振替』と『直接納付』があります。

○口座振替による支払いについて

●口座振替日

毎月26日が振替日です。

万一、残高不足などで振替ができなかった場合は、翌月7日に再度振替します。

なお、再振替しても、振替できなかった場合は、後日、上下水道お客様センターから納入通知書を送付します。

上下水道お客様センター窓口やお近くの金融機関窓口、またはコンビニエンスストア(PayPay、LINEPay、PayB、支払秘書含む)でお支払いください。

●口座振替の申込み手続き

口座振替をご希望のお客さまは、市内に本支店を有する金融機関または郵便局の窓口で申込み手続きをしてください。
※口座振替の開始までには、1か月程かかりますのであらかじめご了承ください。

●手続きに必要なもの

上下水道料金納入通知書、通帳、通帳にご使用の印鑑

●口座振替取扱金融機関

- ・北都銀行 ・秋田銀行 ・北日本銀行 ・羽後信用金庫
- ・東北労働金庫 ・こまち農業協同組合 ・郵便局

○直接納付による支払いについて

直接納付によるお支払いの場合は、お届けした『納入通知書』で、納入期限内にお支払いください。

★次の金融機関(郵便局(東北管内)も支払可能となりました。)や上下水道お客様センター窓口、またはコンビニエンスストア(PayPay、LINEPay、PayB、支払秘書含む)でお支払いができます。

- ・北都銀行 ・秋田銀行 ・羽後信用金庫
- ・東北労働金庫 ・こまち農業協同組合
- ・郵便局(東北管内)

●下水道、農業集落排水、合併浄化槽等の使用料金と水道料金の合算請求について

水道のほかに下水道などを使用されている方は、下水道料金などを合算して請求しています。

上下水道料金納入通知書に明細が記載されていますので、お間違いがないかご確認のうえ、納付願います。

■転入・転出・転居時の上下水道の手続き

○転入(市外から)

アパートや貸家等に入居するときは、上下水道の使用開始の手続きが必要となります。

上下水道の使用開始の手続きをしていないのに水が出るときは、前の使用者が手続きをしないまま引っ越しをした可能性がありますので、上下水道お客様センターへお問い合わせください。

詳しい手続きは、使用開始・中止・廃止をご覧ください。

○転出(市外へ)

転出するときは、上下水道の使用の中止または廃止の手続きが必要となります。

この手続きを忘れると、使用していないのに料金を継続してお支払いしていただくことになります。

詳しい手続きは、使用開始・中止・廃止をご覧ください。

○転居(市内から市内へ)

市内から市内へ転居される場合は、前の住居等で使用していた上下水道の使用の中止または廃止の手続きをし、新しく使用する場所では、開始の手続きが必要となります。

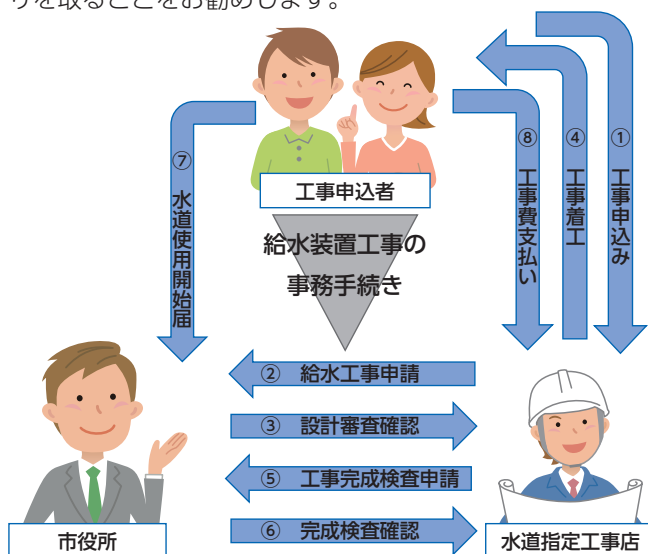
なお、上下水道料金の支払いを口座振替で行なっていた場合は、申し出ただけで前に使用していた口座を、そのまま引き継がせていただきます。

詳しい手続きは、使用開始・中止・廃止をご覧ください。

■給水装置工事の申し込みは、指定工事店へ

給水装置工事(新設・改造・修繕・撤去)は、湯沢市水道事業等給水条例により市指定給水装置工事業業者(以下「指定工事店」という。)でなければ工事できないことになっています。工事を依頼するときは、指定工事店であることを必ず確認してください。

工事の契約は、工事申込者と指定工事店との間で行うものです。工事後のトラブルを避けるため、工事内容、工事費用、本市に納入する費用等について十分話し合ってから依頼してください。そのため、複数の指定工事店からの見積もりを取ることをお勧めします。



❖ 下水道・農業集落排水施設

➡ 上下水道課

下水道や農集排水は、私たちの住む「美しく豊かな自然」を守るとともに、快適な生活環境を支えています。

清潔な美しい街をつくります

下水道等ができると、家庭や工場からの汚水が家のまわりや道路側溝などからなくなり、街が清潔で快適になります。



川や海をよみがえらせます

家庭や工場などから出される汚水が、直接河川等に流れ込むことがなくなるため、子供たちが将来も安心して遊べる川や海を保つことができます。



トイレの水洗化ができます

水洗トイレが使えるようになり、衛生的で快適な住まいになります。



■ 供用開始と排水設備工事(水洗化)

○ 供用開始の公告(お知らせ)

下水道等の整備が進み、使用できるようになると、下水道法(第9条)等により、供用開始(使用開始)年月日及び下水を排除すべき区域などを公告します。(広報でもお知らせします。)

下水道法(第10条)等において、「下水道が供用開始された場合、下水を公共下水道に流入させるため、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。」と定められており、この公告がされた公共下水道(特定環境保全公共下水道含む)区域の皆さんは、すみやかに排水設備を設置し、台所、風呂、トイレなどの汚水を下水道に流していただくよう願っています。



生活・環境

○水洗トイレへの改造は、3年以内に…

下水道法(第11条の3)等において、「供用開始後3年以内に、くみ取り便所は水洗便所に改造しなければならない。」と定められていることから、市では、3年以内のトイレの水洗化をお願いしています。

また、合併処理浄化槽を設置しているご家庭についても、浄化槽を廃止して、早期に下水道等に接続いただくようお願いしています。

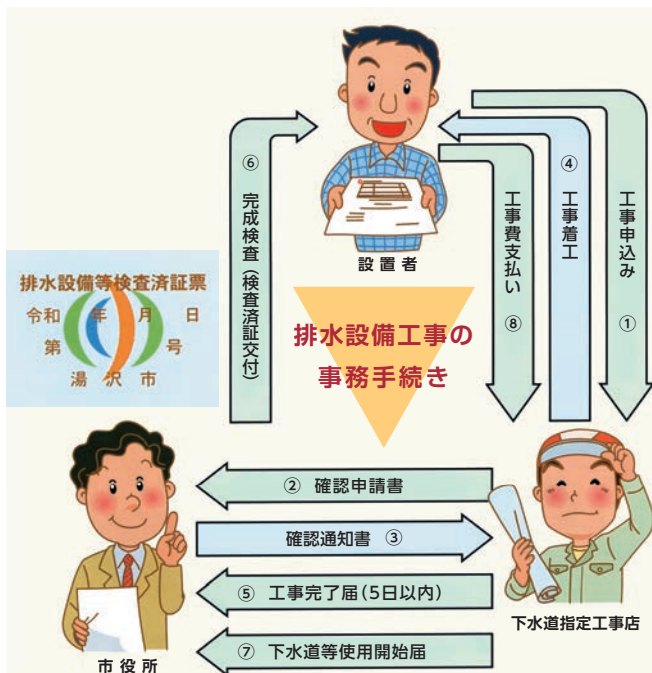


排水設備工事の申し込みは、指定工事店へ

下水道等は、市が公道などに設置し管理する部分(公共下水道等)と、皆さんの宅地などに設置し管理していただく部分(排水設備)からできています。〔公共ます〕までは市が設置し管理します。

水洗トイレ、排水設備の工事は、適正な工事の施工を確保するため、排水設備指定工事店として市の指定を受けたものでなければ施工することができません。

工事の申し込みは、指定工事店へ直接申し込んでください。



融資あっせん制度

○融資あっせんの申し込みは、指定工事店へ

市では、水洗化を推進するため、水洗化等整備資金の一部について「融資あっせん制度」を設けて支援しております。

融資あっせんを希望される方は、排水設備工事の申し込みと同時に、指定工事店に申し出てください。

申し込みを受けた指定工事店では、融資あっせん申請書等を作成しますので、内容をよくご確認のうえ、市に提出してください。(作成、提出等は指定工事店が代行します。)

区分	詳細説明
対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取りトイレから、水洗トイレへの改造工事 ・浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事 ・上記工事と同時に、他の排水設備工事(台所・風呂等)
申し込みの条件	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道供用開始後、3年以内の区域の一般世帯 ・市税及び受益者負担金等を、滞納していない方 ・連帯保証人1人(収入のある方)が必要(同居親族可)
融資あっせんの額	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に要した費用の範囲内で、1戸につき100万円まで (ただし、既設トイレが2か所以上ある場合は、1か所につき50万円以内とし、その限度額は200万円とします。)
利子の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子です。(市で利子を負担します。)
償還の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・融資を受けた翌月から、毎月元金均等償還となります。 ・72か月以内(6年)で償還していただきます。

受益者負担金(分担金)

○受益者負担金(分担金)制度とは？

下水道等整備の推進を図るため、下水道等整備により土地の価値の上昇や利便性の向上など、利益を受ける受益者に、建設費の一部を負担していただき、下水道等が整備されていない地域の皆さんとの公平を図る制度が「受益者負担金(分担金)制度」です。

この制度は、下水道事業等を実施している全国のほとんどの自治体で採用されている制度で、末端の管渠(補助対象とならない管渠等)整備費の1/3相当額を目安に各自治体の条例で「負担(分担)対象」や「負担(分担)額」等が定められています。

なお、受益者負担金(分担金)は事業区別によって異なりますので、パンフレットや市ホームページ等でご確認ください。

下水道等を正しく使用していただくために…

下水道等ができたからといって、何でも流していいということはありません。

下水道等は自然や皆様の生活環境をよりよくするための大切な財産です。下水道を使う一人ひとりがルールを守って上手に使うことを心がけましょう。

○台所では…

食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流すと管が詰まったり悪臭の原因となったりしますので流さないようにしましょう。



○トイレでは…

水洗トイレにトイレットペーパー以外の水に溶けない紙や紙おむつ、たばこ、ガムなどを流さないようにしましょう。



○洗濯場・風呂・洗面所では…

洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。毛髪などは管を詰まらせる原因となるので、目皿等を用いて管に入らないようにしましょう。



○その他では…

土砂や廃油、木片などの廃棄物は捨けないようにするとともに、「ます」はむやみに開けないようにしましょう。

ガソリン、シンナー、石油等は爆発する危険性がありますので流さないようにしましょう。



浄化槽

浄化槽の特徴

浄化槽は、微生物の働きで汚水が浄化処理されます。浄化槽には、次のような特徴があります。

1 処理機能が優れています。
(BOD除去率90%以上、処理水質BOD20mg/L以下)
公共下水道と同レベルの浄化機能を持っています。
生活排水1人/1日当たりのBODは40gです。浄化槽のBOD除去率は90%以上なので、処理水のBODは1/10の4g以下に減ります。

2 地形に左右されず、安価に設置できます。

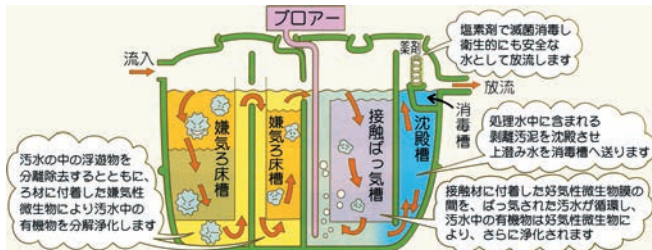
3 ガラス繊維強化プラスチック製 (FRP) なので、強度・耐久性に優れています。

4 短期間で設置でき、すぐ効果が発揮できます。

●数値は1人が1日出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです

浄化槽のしくみ

○嫌気ろ床接触ばっ気方式



●1年に1回たまった汚泥を抜き取る清掃が必要です。

浄化槽を設置することに決めたら…

○浄化槽に係る問い合わせ(上下水道課 ☎73-2166)

浄化槽の設置を希望する場合は、上下水道課へ電話などでお問い合わせのうえ、次の事項について必ずご確認ください。

- ①浄化槽の設置の可否(設置場所が対象地域かどうか)
 - ②設置希望年度の事業実施の可否(予算的に可能かどうか)
- なお、依頼する工事店が決まっている場合は、工事店経由でお問い合わせいただいても結構です。

○浄化槽設置工事の申し込み(契約)及び「浄化槽設置届出書」の提出

浄化槽の設置工事及び排水設備工事は、全て個人の責任で設置から維持管理まで行っていただくことになります。

浄化槽の設置工事は、適正な工事の施工を確保するため「浄化槽設備士(国家資格)」でなければ施工できませんので「浄化槽設備士」の資格のある工事店を選択のうえ、直接申し込んでください。

工事店では、契約後に事前協議等を踏まえ、浄化槽設置届出書を作成しますので、内容確認(納得)の上、保健所等へ工事着手の10日前まで提出(2部)していただきます。(指定工事店が代行)

なお、浄化槽設置届出書を保健所が受理した場合は「受理書」が交付されます。(浄化槽法第5条)

(1)新築の場合(建築確認通知書)

家屋の新築と同時に設置する場合は、建築確認申請書に必要な書類を添付して建築主事の確認を受けます。



(2)増改築の場合(受理書)

増改築にあわせてくみ取りトイレを水洗化する場合は、単独浄化槽を合併処理浄化槽に切り替える場合は、保健所に届け出ます。



広告

環境美化に貢献する

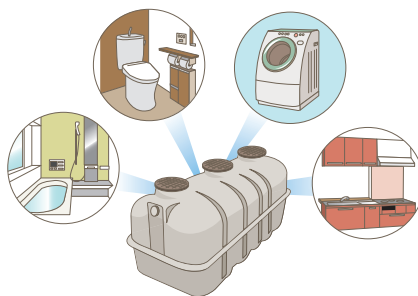
一般・産業廃棄物収集・運搬・処理・処分
解体業・し尿汲取・浄化槽清掃

(株)羽後環境

秋田県横手市雄物川町沼館字高畑439番地

TEL.(0182)22-4191
FAX.(0182)22-4192

一般・産業廃棄物最終処分場
秋田県雄勝郡羽後町新町字大又 20-1
TEL.(0183)62-5583



広告

NEW! 車載トイレ



軽トラック積載可能

仮設トイレ・ユニットバス・バリアフリー仮設トイレ
シャワールーム・車載トイレ・レンタル専門店

合資会社 県南清掃興業

湯沢市材木町2丁目3-12

TEL (0183) 73-3326
(0183) 72-2833

FAX (0183) 72-2823

○「補助金交付申請書」の提出

工事店では、前ページの「浄化槽設置届出書」を提出後、「浄化槽設置整備事業補助金交付申請書」を作成しますので、内容確認(納得)の上、上下水道課へ提出していただきます。(工事店が代行)

上下水道課では、その内容が適正かどうか審査するとともに、現地調査を実施し「浄化槽設置整備事業補助金決定通知書」を工事店を経由して交付(通知)します。(審査所要期間は、2週間程度です。)

■ 浄化槽の維持管理は設置者の責任で…

○ 浄化槽設置等に係る関係書類は大切に保管を…

浄化槽設置に係る関係書類(各種契約書、届出書、申請書等)は全て大切に保管してください。



○ 浄化槽の維持管理の重要性

個人設置の浄化槽は、個人(住民)が設置し、浄化槽の管理責任者となります。

浄化槽は、河川などの水質保全に大変有効な施設ですが、十分な維持管理を実施しなければ、環境汚染につながってしまいます。

市でも、浄化槽の普及はもちろんですが、いかに適正な維持管理を継続していただくかが最も重要と考えています。

○ 維持管理の内容

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する施設ですから、微生物が活発に活動できるような環境を保つことが大切です。

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、検査に分かれますが、浄化槽法により定期的に行うことが義務付けられています。

(1) 保守点検作業(20人槽以下:3回/年)(記録:3年間保存)
この作業は、機械の点検・調整、補修や消毒薬の補給等を行います。

(2) 清掃作業(1回/年)(記録:3年間保存)

浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業です。

市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっています。

(3) 法定検査(1回/年)(記録:3年間保存)

浄化槽を使い始めて3か月経過してから5か月以内の間に1回「7条検査((公財)秋田県総合保健事業団)」,その後は1年に1回「11条検査(県知事の指定する検査機関(公財)秋田県総合保健事業団)」の水質に関する検査を受けてください。

受検しない場合、勧告や命令を受けることがあり、命令違反には罰則が適用されます。



■ 道路・橋梁に関すること

■ 道路や橋の破損などについて

➡ 建設課維持班

市では、道路や橋を安全に通行できるよう、道路のパトロールや管理・補修を行っておりますが、次のような状態を発見したらご連絡ください。

- 道路の穴や陥没
- 道路照明灯の不点灯・破損
- ガードレールの転倒・破損
- 側溝及び側溝蓋の破損
- 街路樹の異常・倒木
- 橋梁の破損・老朽化



まちもん
QRコード

⇒まちもんゆざわで簡単投稿!

破損箇所は便利なアプリ「まちもんゆざわ」で簡単に投稿することができます。

写真・位置情報付きで投稿できるので場所や状況の説明などが不要。24時間どこからでも投稿できます!

詳しくは「まちもん ゆざわ」で検索してください。

■ 道路の占用許可について

➡ 市 道 建設部建設課管理用地班
国道13号 湯沢河川国道事務所・湯沢国道維持出張所
(☎72-1661)

国道108号 } 雄勝地域振興局・建設部用地課
国道398号 } (☎73-6165)
県 道

道路に工作物、物件または施設(看板、工事用仮囲い、足場など)を設けて継続的に道路を使用するときは、道路管理者の許可が必要です。

また、道路上空に突き出して看板等を設置する場合も、同様の手続きが必要となります。

※市道・県道・国道で道路管理者が違いますので、区別のわかる方は、上記へご連絡ください。

■ 歩道の切り下げ、取付道路の設置について

➡ 市 道 建設部建設課管理用地班
国道13号 湯沢河川国道事務所・湯沢国道維持出張所
(☎72-1661)

国道108号 } 雄勝地域振興局・建設部用地課
国道398号 } (☎73-6165)
県 道

宅地等への出入りのために歩道(歩車道境界ブロック)の切り下げや、取付道路などの工事を行うときは、事前に道路管理者の許可が必要です。

※市道・県道・国道で道路管理者が違いますので、区別のわかる方は、上記へご連絡ください。

■ 融資あっせん制度

浄化槽設置に伴う水洗化等整備資金についても下水道等と同様の「融資あっせん制度」が利用できます。

地域社会に貢献する

雄勝地区建設業協会

会員一同

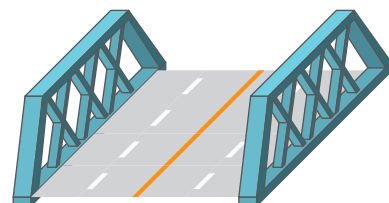


豊かな地域社会づくりを
応援します。

湯沢市建設業協会

会員一同

〒012-0826
秋田県湯沢市柳町1-1-13
TEL 0183-72-3151
FAX 0183-72-6800
E-mail:yuzawakk@yutopia.or.jp



総合建設業

有限会社 加藤工務店

営業品目

- ・一般土木工事(道路・河川・造成)等
- ・舗装工事
- ・道路標識・ガードレール設置工事
- ・住宅リフォーム全般
- ・新築住宅設計・施工
(2級建築士事務所)
- ・駐車場除雪作業
- ・産業廃棄物収集運搬
- ・解体(石綿作業主任者)



湯沢市字沖田58-5
TEL (0183)73-2341
FAX (0183)73-5738

舗装・土木一式工事



有限会社
新山建設

代表取締役 新山 勝

湯沢市稲庭町字新城台78-1
TEL (0183)43-2250
FAX (0183)43-2249

住みよい街づくりに
貢献します



土木工事・上・下水道施設工事・舗装工事

SA有限会社
サードニクス建設

代表取締役 菅原良貴

湯沢市西愛宕町6-19
TEL 0183 (72) 6462 FAX 0183 (72) 6463



土木工事一式



伸英エンジニアリング
株式会社

代表取締役 石川 義弘

〒019-0205
湯沢市小野字桐木田177-7
TEL 0183-52-5588
FAX 0183-52-5587

土木工事一式

秋田県知事許可(般-30)第81224号

合同会社 **鶴巻工業**

代表 佐藤孝司

秋田県湯沢市関口字上寺沢68-33
TEL・FAX
0183-72-0506



生活・環境

雪対策に関すること

道路の除排雪作業について

建設課維持班

市では、緊急時や幹線道路・通学路などの確保のため、道路の除排雪作業を行っております。除排雪作業を効率的に行うため、次のことについてご理解・ご協力ください。

○玄関先などの雪寄せは助け合って行いましょう。

除雪作業で家の前に残された雪は、市民の皆さんのご協力が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、お年寄りだけの家庭の雪は、地域の皆さんで助け合って排雪してください。

○路上駐車はやめましょう。

路上駐車は除雪の妨げになると同時に大変危険です。また、駐車車両のため、除雪作業が出来なくなることもあります。

○道路に雪を出さないようにしましょう。

除雪した雪や宅地内や屋根の雪などを道路に出さないでください。火災や急病の場合、緊急車両の通行の妨げになったり、自動車の事故にもつながります。

○障害物などを路上に出さないようにしましょう。

雪囲いや日よけ・庭木や果樹の枝・不完全な流雪溝の蓋や敷鉄板などが路上にはみ出していると、除雪作業の支障になるだけでなく、除雪車の事故や物損事故にもつながります。

○ごみ出しはルールを守りましょう。

無秩序なごみ出しは、路上散乱などの周辺の迷惑になります。※次のような場合は、除雪作業が遅れたり中止することがあります。

- ①異常天候のために降雪量が多く、幹線道路や通学路などを優先的に作業する場合
- ②除雪車の運転手が急病になった場合や、車両に故障や事故があった場合
- ③午前3時以降に雪が降り始めた場合

流雪溝の利用について

建設課維持班

流雪溝は、道路の排雪に大きな効果がありますが、反面、不規則な投雪のため、道路に水があふれ住宅などに浸水するなどのトラブルが起こっております。流雪溝を利用する皆さんは、次のことについてご協力ください。

- ・指定時間以外は、絶対投雪しない
- ・時間内でも水が流れていないときは、絶対投雪しない

- ・大きな雪の塊や氷は、小さく砕いて入れる
 - ・投雪口を使用しないときは、必ず蓋を閉めておく
 - ・パトロール員・ポンプ操作員の注意・指示は、必ず守る
- ※次のような条件では、流雪溝が十分機能しないときがありますのでご注意ください。

- ①気温が氷点下5度以下のとき⇒流下能力が低下します。
 - ②降雪が25センチメートル以上のとき⇒雪の絶対量が増加します。
 - ③土日祝日⇒投雪が増加します。
- ※利用にあたっての詳細は、お住まいの地区の流雪溝利用組合へお問合わせください。

小型除雪機械の貸し出しについて

建設課管理用地班

市では、道路や独力で除排雪できない世帯の除排雪作業を実施する団体に、小型除雪機械を貸し出し、作業の支援をしております。

- 対象団体 町内会・自治会・ボランティア団体
- 貸付機械 小型ロータリー車(歩行型)
- 貸付料 無料(燃料代などは、借受人の負担)

共助による雪対策支援について

協働事業推進課協働のまちづくり班

87ページをご覧ください

住まい・土地

建物を新築・増築・改築するとき

都市計画課都市計画班・建築班

- 都市計画決定されている都市計画施設(都市計画道路など)内で建物の建築、改築を行う場合はあらかじめ許可が必要です。また、都市計画区域内では、建築物の用途や容積率(建築物の延べ床面積÷敷地面積×100)、建ぺい率(建築物の建築面積÷敷地面積×100)、高さなどに制限があります。詳しくはお問い合わせください。
- 建築物を新築、または10㎡を超えて(準防火地域の場合は面積に関係なく)増築する場合は、建築確認申請が必要です。
- 住居表示区域において住宅等を新築した場合などは届け出が必要です。
- 居住誘導区域外において3戸以上の住宅を新築する場合、または3戸以上の住宅とするために建築物の改築や用途変更をする場合は届け出が必要です。

= 特定建設業 =

心ゆたかな地域環境づくり

株式会社 柴田組

本社
羽後町杉宮字東腰廻63
TEL 0183-62-2124(代)
FAX 0183-62-3317
湯沢営業所
湯沢市深堀字鎌切17-3
TEL 0183-73-2020(代)
FAX 0183-73-2021

ISO 9001:2015認証取得



土木・建築・管・舗装・水道施設
とび・土木・解体工事業ほか

株式会社 皆瀬土木

代表取締役 高橋 光明

湯沢市皆瀬字宮田115
TEL.0183-46-2216
FAX.0183-46-2628
Email:kurikoma@yutopia.or.jp

地域のみなさまと共に

建設・土木工事一式

有限会社

進和興業

〒012-0107
湯沢市稲庭町字沢口台131

TEL:0183-43-2170
FAX:0183-43-2189



※都市計画区域や居住誘導区域、住居表示区域の範囲についてはお問い合わせください。

開発行為をするとき

→都市計画課都市計画班・建築班

○次に該当する開発行為を行う場合はあらかじめ協議や許可、または届け出が必要になります。

- ・都市計画区域内における1,000㎡以上(3,000㎡未満)の開発行為【宅地開発指導要綱に基づく協議】
- ・都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為、または都市計画区域外における10,000㎡以上の開発行為【都市計画法に基づく許可】
- ・居住誘導区域外における3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為、または2戸以下の住宅の建築を目的とする1,000㎡以上の開発行為【都市再生特別措置法に基づく届け出】

※開発行為とは

主として建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、造成工事等を行い建築(宅地分譲)する場合や農地等を宅地に転用して建築する場合などが該当します。

国道付近などで建築・造成するとき

→都市計画課都市計画班

国道や県道、鉄道の境界線から200m以内における高さ13mまたは延べ面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の色彩の変更については、秋田県の景観を守る条例に基づく届け出が必要になります。このほか次の行為についても大規模なものは届け出の対象となります。対象となる規模については、お問い合わせください。

- ・工作物の新築、増築、改築、移転、外観の色彩の変更
- ・屋外における物品の集積または貯蔵
- ・土砂等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更(極めて大規模なものは200m以外でも届け出の対象になります)

市営住宅に入居を希望される方

→都市計画課都市計画班

- 市営住宅に空室が出た場合は「広報ゆざわ」等により募集をお知らせします。
- 市営住宅に入居できる方は次の入居資格を有している必要があります。
 - ・現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 - ・収入が基準内であること。(詳細はお問い合わせください)
 - ・現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
 - ・税金等の滞納がないこと。
 - ・本人及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- 入居を希望される方は申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して募集期間内に申し込んでください。入居資格や申込書、必要書類の詳細についてはお問い合わせください。

公園

都市公園の使用・占用許可について

→都市計画課都市計画班

- 公園を使用して催事・集会をする場合や、看板等を一時的に設置する場合などは、許可申請が必要です。申請内容によっては、使用料または占用料をお支払いいただくことがあります。特に使用に関しては、事前に空き状況をお問い合わせいただくことをおすすめします。

墓地公園

湯沢墓地公園の使用を希望される方

→都市計画課都市計画班

○墓地公園の概要

所在地	湯沢市字金堀沢山
申し込みできる墓所	第4墓所(規制墓地)
	第5墓所(自由墓地)
一区画の面積	間口 2.5m 奥行 3.0m 7.5㎡
永代使用料	670,000円
※お墓を建てる土地を買うものではなく、永代使用するために納めていただくものです。墓地を返還される場合でも既納の永代使用料は還付されません。	
管理手数料	3,960円(毎年度納付)

○使用者の資格

- ・湯沢市に本籍または住所を有する方
- ・湯沢市に本籍または住所を有しないが、当市出身者で市内に縁故者が居住している方
- ・将来当市に居住する意志を有し、市内に居住する代理人を有する方

○使用申し込みに必要なもの

- ・住民票または戸籍抄本
- ※市外の方は、上記のほか、代理人の承諾届と代理人の住民票(本籍も記載)が必要です。

湯沢墓地公園の使用を許可されている方

→都市計画課都市計画班

○次の場合は届け出が必要です。

- ・お墓の工事をするとき
- ・埋葬するとき
- ・使用されている方または代理人の住所や本籍が変更になったとき
- ・使用されている方が亡くなるなど、名義変更が必要なとき
- ・墓地を使用しなくなったなど墓地を返還するとき

＝ 告 白 ＝

(協)民間車検工場 特自検登録

有限会社
一 湯沢重工業

秋田県湯沢市小豆田 139

TEL(0183)73-1514
FAX(0183)73-2309

車 販売 買取 钣金塗装 予約1日車検

建設機械整備 特定自主検査
除雪ロータリー車 整備・販売

建設機械の修理、販売買取
お気軽にご相談ください。



生活・環境



教育

総務班 ☎73-2161
 学事班 ☎55-8033
 社会教育班 ☎73-2163
 スポーツ振興班 ☎55-8286

文化財保護室 ☎55-8193
 稲川総合支所 ☎42-2111
 雄勝総合支所 ☎52-2111
 皆瀬総合支所 ☎46-2111

学校教育

小・中学校就学援助制度

➡ 学校教育課学事班・通学する学校

小・中学校に在学しているお子さんをお持ちの保護者を対象に、経済的な理由で就学させることが困難なとき、学用品費、給食費等を援助いたします。通学先の学校または教育委員会学校教育課学事班までお問合せください。

○ 特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在学しているお子さんをお持ちの保護者を対象に、学用品費、給食費等を所得に応じて援助いたします。通学先の学校または教育委員会学校教育課学事班までお問合せください。

小中学校への入学

➡ 学校教育課学事班

1月下旬に、入学する小学校を指定した「入学通知書」を送付します。

6歳になる児童(4月2日から翌年4月1日生まれ)を対象に、前年10月上旬に教育委員会から、入学前の「就学時健康診断通知書」が送付されますので、通知に従って健康診断を受けてください。通知書に記載されている学校が入学予定校となりますが、一定の基準にしたがって、入学校の変更ができます。

また、新たに中学校に入学する場合も、1月下旬に、入学する中学校を指定した「入学通知書」を送付いたします。なお、一定の基準にしたがって、入学校の変更ができます。

詳しくは教育委員会学校教育課学事班までお問合せください。

小中学校の転校手続き

➡ 学校教育課学事班・市民課窓口・各総合支所

転出・市内転居により通学区域が変わる場合は転校の手続きが必要になります。

○ 他市町村から転入するとき

「転入届」の手続きをしますと、「転入学通知書」が交付されます。これを新しい学校に持参し、手続きをしてください。

○ 他市町村に転出するとき

「転出届」の手続きをしますと、「転退学通知書」が交付されます。これを在学中の学校に持参し、手続きをしてください。

○ 市内で学区外に住所が変わるとき

「転居届」の手続きをしますと、在学中の学校への「転退学通知書」、新しい学校への「転入学通知書」が交付されますので、それぞれの学校に通知書を持参し、転校の手続きをしてください。

奨学金制度について

➡ 教育総務課総務班

○ 応募要件

経済的理由により修学が困難であり、かつ、次の全ての項目に該当する方が対象となります。

- (1) 市内に住所を有する方又は保護者(原則として父母またはこれに代わる方)が市内に住所を有する方
- (2) 義務教育修了後の上級学校に在学する方(入学予定者含む)
- (3) 向学心に富み、品行方正である方
- (4) 奨学金の返還に十分な能力を有する連帯保証人を選任できる方

- ・他の奨学金制度と併せてご利用いただけます。

○ 貸付額

(1) 高等学校等	月額15,000円以内
(2) 高等専門学校	月額20,000円以内
(3) 大学等	月額50,000円以内
(4) 入学一時金	500,000円以内

- ・いずれも無利子貸付となります。
- ・「入学一時金」は、4年制以上の大学の入学予定者に限りません。
- ・「入学一時金」のみの貸付もしております。

○ 返還期間

最長10年以内。ただし、4年制以上の大学を卒業した方については、正規の修学期間の3倍の年数以内。

広告

入試対策 離関対策 数学 英理社国
 苦手克服 リモート対応 君だけの授業がここにある
 定期対策 基礎応用 アルファ
 対策 高認 個別指導
 中高 学習塾 **α**

わからない問題があっても、先生が真剣に向き合ってくれます。学校に何があっても心強いです。 北中→湯沢

先生のおかげで、苦手科目の克服ができた!! 秋大

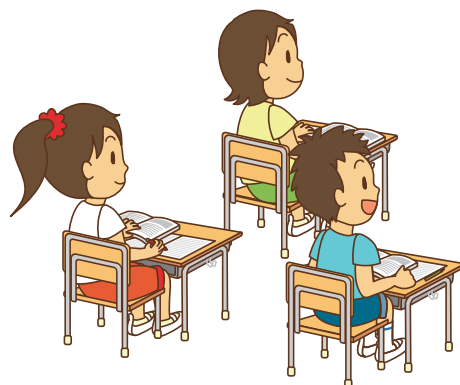
生徒のペースに合わせてくれるので分かりやすいです。気軽に質問、相談できるのもこの塾のいいところですね。 中学生

学校でわからなかった所を苦手な所を重点的に教えてくれた。精神面のサポートもしてくれて、焦らず安心して受験することができました。 国立大

「わからない」を徹底的に丁寧に教えてくれる!! 横手高校女子

「わかる」を得意!! 数学も得意になった。テスト対策もバッチリ。 横手高校女子

当塾は消毒・換気・マスク着用等感染症対策を実施しております。
 湯沢市田町2-2-41 TEL 0183-72-1231



学校関係施設

区分	学校名	所在地	電話番号
高等学校(全て県立)	湯沢高等学校	字新町27	73-1160
	湯沢翔北高等学校	湯ノ原2-1-1	73-2600
	湯沢翔北高等学校雄勝校	下院内字小白岩197-2	52-4355
中学校(全て市立)	湯沢北中学校	杉沢新所字八斗場33	72-5127
	山田中学校	山田字下館10	73-3017
	湯沢南中学校	南台6-1	73-5145
	稲川中学校	三梨町字間明田140	42-2160
	雄勝中学校	横堀字板橋5	52-2375
	皆瀬中学校	皆瀬字下菅生24-1	46-2003
	湯沢東小学校	杉沢新所字八斗場33	72-5125
小学校(全て市立)	湯沢西小学校	字万石26	72-5150
	山田小学校	山田字土生原52	73-3016
	稲庭小学校	稲庭町字琵琶倉24	43-2002
	三梨小学校	三梨町字清水小屋244	42-2503
	川連小学校	川連町字道下86	42-2501
	駒形小学校	駒形町字三又前田面47-4	42-2502
	雄勝小学校	横堀字板橋5	52-5515
	皆瀬小学校	皆瀬字下菅生27	58-4080

※令和4年4月1日から、稲庭・三梨・川連・駒形小学校が学校統合により稲川小学校となります。

稲川小学校	川連町字道下86	42-2501
-------	----------	---------

学校教育相談

湯沢市適応指導教室そよ風教室

〒012-0824 湯沢市佐竹町4-52
湯沢市教育研究所 適応指導教室「そよ風教室」
☎0183-78-0720

○設置(平成13年5月1日から)

- 所在地 湯沢市佐竹町4-52
湯沢市教育研究所内
(青少年ホーム隣)
☎/FAX0183-78-0720
- 運営 湯沢市適応指導教室
- 指導者 相談員2人
- 開設日 月曜日を除く週4日間(火～金)
- 開設時間 10:00～15:00

○基本方針

- 「そよ風教室」では、不登校の児童生徒の一日も早い学校復帰を願い運営しています。
- 活動・学習の中で意欲を育て自分への誇りと自信を回復できるよう援助・支援していきます。
- 社会性を育て、コミュニケーションを密にして集団生活に溶け込めるよう援助します。
- 学校と連絡を密にし、保護者への指導や支援にあたります。

○指導内容

登校したら、その日の自分の計画を自主的に作成します。児童生徒の自主性・自発性を培うため、次のような活動も行います。

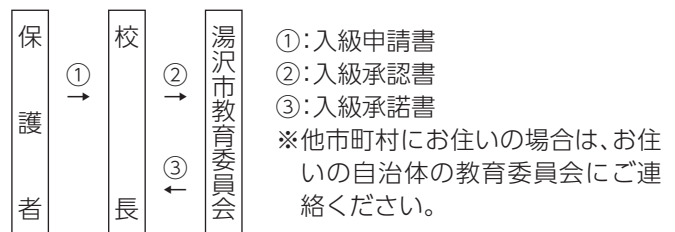
●体験学習

- ①軽スポーツ
- ②野外活動
- ③創作活動
- ④調理実習
- ⑤その他(目的達成のために必要な活動)

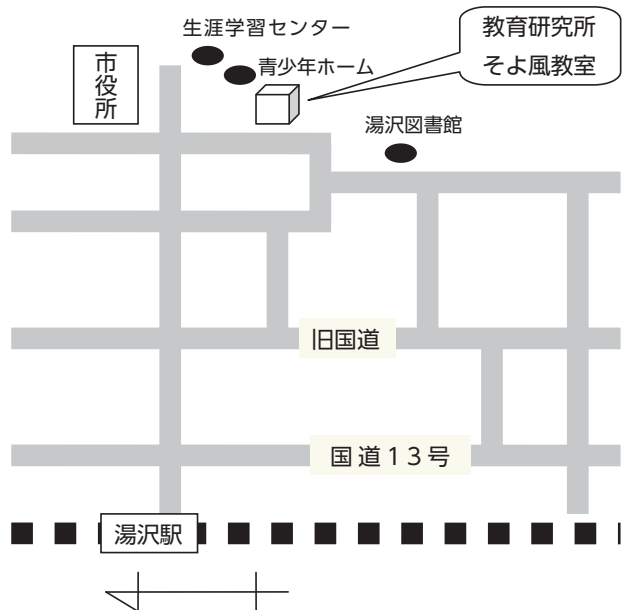
○主な時程

学習タイム 10:00～11:00
活動タイム 11:00～12:00
昼食 12:00～13:00
清掃タイム 13:00～13:15
活動タイム 13:15～14:45
帰宅 15:00

○入級について



- 入級にあたっては、家族や本人に教室の様子を見学してもらい、学校と相談の上決定します。(入級希望者については随時受け付けます)



子どもの教育相談

子どもの教育や学校生活、家庭生活などでお悩みの方のために、次の各相談機関に相談できます。

教育相談	秋田県総合教育センター「すこやか電話」 ☎0120-377-804	学習、発達、進路、交友、不登校、いじめなど、子どもの教育に関すること
	南教育事務所雄勝出張所「すこやか電話」 ☎0120-377-949	
少年相談	秋田県警察本部「やまびこ電話」(24時間対応) ☎018-824-1212	非行、いじめ、交友、子どもの問題行動や困りごとなど
心の相談	秋田県精神保健福祉センター「こころの電話」 ☎018-831-3939	お父さん・お母さんの心の悩み、飲酒、薬物、拒食、思春期相談など
人権相談	秋田県地方務務局大曲支局(子どもの人権110番) ☎0120-007-110	子どもの人権、いじめ、体罰など
不登校のための相談電話	市教育研究所「適応指導教室(そよ風教室)」 ☎78-0720	不登校、学校生活に適應できないなど

生涯学習

生涯学習・文化

➡生涯学習課社会教育班

生涯学習(教養・趣味など)は各生涯学習施設において、市民の文化・教養の向上を目指し各種学級・講座、講習会、講演会などを開催しています。また、自主サークルやグループ活動、学習支援として各施設の貸し出しなどを行っています。詳しくは各施設、もしくは生涯学習課(☎73-2163)までお問い合わせください。

施設名	施設内容	利用時間	休館日
湯沢生涯学習センター (佐竹町4-5 ☎73-1132)	[1階] 調理実習室 [2階] 第1～第4集会室(洋室)、第5集会室・寿の間(和室)	8:30～22:00	年末年始
稲川生涯学習センター (川連町字上平城120 ☎42-5816)	[1階] 多目的ホール、創製作活動室 [2階] 会議室、視聴覚研修室、サークル室 ※稲川農村環境改善センターが併設されています。	8:30～21:00	毎週火曜日、 年末年始
雄勝生涯学習センター (横堀字白銀町49-1 ☎52-2113)	※雄勝文化会館に併設されています。	8:30～17:15	土日祝日、 年末年始
皆瀬生涯学習センター (皆瀬字沢梨台106 ☎46-2033)	[1階] 研修室、図書室、展示ホール [2階] 調理実習室、視聴覚室、会議室	8:30～17:15(火・木) 8:30～22:00(月・水・金)	土日祝日、 年末年始
湯沢コミュニティセンター (千石町2-4-8 ☎73-5396)	[1階] 体育室 [2階] 第1～第2研修室(和室)、調理室	8:30～22:00	年末年始
岩崎コミュニティセンター (岩崎字寝連沢1-10 ☎73-2904)	体育館、グラウンド	8:30～22:00 (4/1～10/31) 8:30～21:00 (11/1～3/31)	年末年始
湯沢勤労青少年ホーム (佐竹町4-52 ☎73-1132)	[1階] 講話室(和室)、講習室(洋室) [2階] スポーツ室	8:30～22:00	年末年始
湯沢図書館 (字内館町27 ☎73-3040)	[1階] 一般開架室、児童読書室 [2階] 読書室、郷土資料室、集会場	9:30～18:30(平日) 9:00～17:00(土・日)	毎月第3日曜日、 特別図書整理期間 10日以内、図書整理 日1回、祝日、 年末年始
雄勝図書館(雄勝文化会館4階) (横堀字白銀町49-1 ☎52-5387)	一般開架室、児童読書室	9:30～17:30	毎週月曜日、特別 図書整理期間10 日以内、祝日、年末 年始
稲川カルチャーセンター (川連町字大関下6 ☎78-5557)	ホール(図書・閲覧室)、交流ロビー	10:00～19:00(平日) 9:00～19:00(土日祝日)	年末年始
雄勝郡会議事堂記念館 (北荒町2-20 ☎72-1806)	[1階] 展示室 [2階] 展示場	8:30～17:00	年末年始

施設名	施設内容	利用時間	休館日
院内銀山異人館 (上院内字小沢115 ☎52-5143)	[1階] PRルーム、手づくり工房 [2階] 展示室	9:00~16:30	毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときはその翌日)、年末年始
湯沢文化会館 (字沖鶴103-1 ☎72-2121)	[1階] 大ホール、特別会議室、展示室、リハーサル室、練習室、ホワイエ [2階] 中ホール [3階] 第1~第4会議室	9:00~22:00	月曜日(月曜日が祝日に当たるときはその翌日)、祝日の翌日、年末年始
雄勝文化会館 (横堀字白銀町49-1 ☎52-2112)	[1階] 防音サークル室、研修室2室、楽屋2室、ふるさとホール、視聴覚ホール、メインホール [2階] ホワイエ [3階] 調理実習室、創作活動室、和室3室 [4階] 雄勝図書館	9:00~22:00	月曜日、祝日、年末年始
文化交流センター (字沖鶴69-5 ☎73-9690)	第1~第2研修室、多目的ホール、展示交流ホール、調理室	8:30~22:00	年末年始
郷土学習資料展示施設 (ジオスタ☆ゆざわ) (高松字上地6-2)	埋蔵文化財資料室、民俗資料展示、地熱関連展示室、湯沢の大地の歴史展示ルーム、湯沢の鉱石・岩石コーナー、三途川化石資料室、酒造用具 お問い合わせは 生涯学習課まで(☎55-8193)	9:30~16:30	年末年始

生涯学習人材バンク → 生涯学習課社会教育班

職業・趣味・生活などで身につけた知識・技術・特技等を、社会に役立てたいという思いを持った方々に登録していただき、学校の教育活動、市民の文化活動やスポーツ活動などの様々な生涯学習の場で、指導者や講師等として活躍していただくための制度です。登録者、利用者を募集しています。

出前講座

→ 生涯学習課社会教育班

職員が講師として出向き、市の取組みや暮らしに役立つ情報をお話しします。皆さんの「自主的な活動」、「仲間づくり」、「地域づくり」などにご活用ください。



広告

湯沢市上・下水道指定工事店

温泉施設配管・熱交換器設備
暖房設備器具設置・住宅リホーム
融雪設備施工配管・タイルデザイン施工
浄化槽設備工事

水まわりとくらしのパートナー

中央設備工業
代表 高橋 幹夫

湯沢市川連町字大館下山王53-4

TEL 0183-42-2391
FAX 0183-42-4788

文化財

湯沢市の指定文化財等件数一覧

生涯学習課文化財保護室

令和3年4月1日現在

種別		国指定	県指定	市指定	計		
有形文化財	建造物	重文	0	2	5	7	
	絵画	重文	0	0	7	7	
	彫刻	重文	0	7	10	17	
	工芸品	重文	0	1	12	13	
	書跡・典籍	重文	0	0	7	7	
	古文書		0	1	13	14	
	考古資料	重文	0	3	15	18	
	歴史資料	重文	0	0	23	23	
	無形文化財		0	0	0	0	
民俗	有形民俗文化財	重有民	0	1	4	5	
	無形民俗文化財	重無民	0	0	8	8	
記念物	史跡	特別史跡		0	0	0	0
		史跡		1	3	15	19
	名勝			0	0	0	0
		特別名勝及び天然記念物		0	0	0	0
		名勝及び天然記念物		0	0	0	0
	天然記念物	特別天然記念物		0	0	0	0
		天然記念物		1	2	8	11
	重要伝統的建造物群保存地区			0	0	0	0
	合計			2	20	127	149
種別		国登録		計			
登録有形文化財(建造物)		19件(5箇所)		19件(5箇所)			
種別		国選択	県選択	市選択	計		
記録選択無形民俗文化財		0	1	0	1		

湯沢市の指定文化財一覧

生涯学習課文化財保護室

●国指定文化財

指定年月日	種別	名称	所在地	所有(管理者)
S53.9.18	史跡	岩井堂洞窟	上院内字岩井堂外	湯沢市
T13.12.9	天然記念物	鱒状石および噴泉塔	秋ノ宮字役内山外	国(農林水産省)

●国登録有形文化財

登録年月日	種別	名称	所在地	所有(管理者)
H8.12.20	建造物	両関酒造本館外4棟	前森	両関酒造(株)
H10.12.11	建造物	石孫本店内蔵外4棟	岩崎字岩崎	(有)石孫本店
H19.10.2	建造物	山内家住宅主屋外6棟	吹張	個人
H31.3.29	建造物	四同舎(旧湯沢酒造会館)	前森	個人
H31.3.29	建造物	願空庵	湯ノ原	(医)恭和会

●秋田県指定文化財

指定年月日	種別	名称	所在地	所有(管理者)
S50.4.10	建造物	旧雄勝郡会議事堂	北荒町	湯沢市
H15.3.25	建造物	菅生橋	皆瀬字下菅生	湯沢市

指定年月日	種別	名称	所在地	所有(管理者)
S30.1.24	彫刻	懸仏	稲庭町字小沢	個人
〃	彫刻	懸仏	稲庭町字下桃倉 稲庭町字高野	個人 個人
〃	彫刻	懸仏	皆瀬字白沢	個人
S31.5.21	彫刻	木造十一面自在観音	山田字北土沢	土沢神社
〃	彫刻	女神像	松岡字聖ヶ沢	白山神社
S34.1.7	彫刻	木造阿弥陀如来立像	下院内字新馬場	誓願寺
S53.2.14	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	上院内字町後	愛宕神社
S38.2.5	工芸	刀装束出羽秋田住正阿弥伝兵衛作	秋ノ宮字小沢	個人
S60.3.15	古文書	佐竹南家日記	字内館町	湯沢市
S31.5.21	考古資料	魚形文刻石	上院内字小沢	湯沢市
H23.3.22	考古資料	東福寺村上出土土偶	高松字上地	湯沢市
H23.3.22	考古資料	鎧田遺跡出土土偶	秋田県立博物館	湯沢市
H3.3.19	有形民俗文化財	旧山田八幡神社獅子頭1頭及び鉾1振	山田字上ノ宿	個人
S34.1.7	史跡	磨崖	横堀字板橋	熊野神社
S38.2.5	史跡	一里塚	愛宕町	湯沢市
S48.12.11	史跡	旧院内銀山跡	院内銀山町字下夕町 院内銀山町字上本町	湯沢市
S43.10.15	天然記念物	木地山のコケ沼湿原植物群落	皆瀬字松森	国(国土交通省)
H28.8.30	天然記念物	川原毛の酸性変質帯	高松字高松沢	国(農林水産省)

●湯沢市指定文化財

指定年月日	種別	名称	所在地	所有(管理者)
S39.3.26	建造物	八幡神社社殿	字内館山	八幡神社氏子
S48.12.24	建造物	岩崎八幡神社本殿	岩崎字千年	岩崎八幡神社氏子
S51.5.7	建造物	旧妙心山金剛院	相川字外ノ目	個人
H16.11.30	建造物	旧院内尋常高等小学校及び校庭の石垣	下院内字田用橋	湯沢市
H30.8.8	建造物	白山神社社殿	松岡字聖ヶ沢	白山神社
S44.12.19	絵画	光聚院肖像	字内館町	湯沢市
〃	絵画	佐竹義處肖像	字内館町	湯沢市
〃	絵画	長谷堂合戦図屏風	内町	個人
〃	絵画	楊柳観音図	金谷字白旗	金谷町内会
S52.3.30	絵画	当麻曼荼羅	表町	称名山浄土寺
H8.12.24	絵画	院内番所絵図	清水町	個人
H16.2.12	絵画	涅槃図	稲庭町字万田平	亀籠山善龍寺
S43.12.23	彫刻	歓喜天尊神社及び旧大寺伝来諸像並びに棟札類	湯ノ原	歓喜天尊神社
〃	彫刻	三途川十王堂伝来諸像	高松字三途川	三途川部落
〃	彫刻	伝千手観音菩薩立像	杉沢字野々沢山	杉沢町内会
S46.3.15	彫刻	木造不動明王像及び二童子立像	吹張	松玉山湯仙寺
S47.5.29	彫刻	弥勒大仏像	関口字関口	青龍山香川寺
H7.3.1	彫刻	木造聖観音菩薩立像	岩崎字桂沢	萬松山永蔵寺
H16.2.12	彫刻	十一面観音坐像	三梨町字御嶽堂	實福山桂園寺
〃	彫刻	六地藏立像	稲庭町字万田平	亀籠山善龍寺
H30.8.8	彫刻	石造仁王像	松岡字聖ヶ沢	坊中自治会
〃	彫刻	八幡大菩薩像御正躰	内館町	個人
S39.3.26	工芸	横柄桶側胴具足	前森	個人
S42.5.30	工芸	松岡焼染付大皿	松岡字坊中	個人
〃	工芸	佐竹南家使用の手洗鉢	字内館町	個人
S44.12.19	工芸	紅葉狩図鐺	秋ノ宮字小沢	個人
S48.2.12	工芸	佐竹義睦拝領の鉢	下関字本内	個人
S51.5.7	工芸	火繩銃二挺及び付属品一式	内町	個人
S52.3.30	工芸	大名行列御道具	湯沢地区	個人
S55.2.25	工芸	松岡焼染付大皿	山田字川原	個人
S56.5.22	工芸	黒漆塗紺糸威五枚胴具足	内町	個人
S59.3.13	工芸	金燈籠	院内銀山町字上本町	金山神社

指定年月日	種別	名称	所在地	所有(管理)者
S59.3.13	工芸	五本骨扇紋付水引幕	院内銀山町字上本町	金山神社
H17.2.17	工芸	日吉神社厨子	川連町字下山王外	日吉神社
S41.6.3	書跡・典籍	解体新書	字内館町	個人
S47.5.29	書跡・典籍	佐竹義和書「時習」	字内館町	湯沢市
S48.2.12	書跡・典籍	見聞雑話百物語	前森	個人
S58.4.15	書跡・典籍	後藤逸女真筆歌文集	川連町字野村	個人
H7.3.1	書跡・典籍	法帖	大町	個人
H16.2.12	書跡・典籍	稲庭古今事蹟誌	稲庭町字南ヶ沢	個人
//	書跡・典籍	夜籠雑談断	川連町字上平城	湯沢市
S48.2.12	古文書	大町祭賑帳	大町	大町町内会
S58.4.15	古文書	大倉村物成並議役相定条々及び諸勅達合判	駒形町字大倉	大倉集落
//	古文書	稲庭村物成並議役相定条々及び諸勅達合判	川連町字上平城	湯沢市
//	古文書	宮田村物成並議役相定条々及び諸勅達合判	三梨町字宮田	個人
//	古文書	三梨子物成並議役相定条々及び諸勅達合判	川連町字上平城	湯沢市
//	古文書	慶安元年大倉村検地帳	駒形町字大倉	個人
//	古文書	文化十年稲庭村検地帳	稲庭町字稲庭	個人
//	古文書	慶長十九年稲庭村検地帳	稲庭町字南ヶ沢	個人
//	古文書	慶長十九年大館村検地帳	川連町字麓	個人
//	古文書	御公用日記	稲庭町字稲庭	個人
//	古文書	高段稻荷修復願書	三梨町字京政	個人
//	古文書	稲庭うどん朱印状	稲庭町字稲庭	個人
//	古文書	天樹院様御用日記	川連町字上平城	湯沢市
S41.6.3	考古資料	高松長蓮寺跡の板碑	高松字上地	上地部落
S42.5.30	考古資料	山下孫継調査の遺物	高松字上地	湯沢市
S46.3.15	考古資料	阿弥陀堂境内の板碑	上関字鍋ヶ沢	個人
S51.5.7	考古資料	鎧田遺跡出土の遺物	秋田県立博物館	湯沢市
S61.8.1	考古資料	嘉暦元年碑	皆瀬字白沢	白沢地区
H11.3.24	考古資料	永和二年碑	二井田字掬上	二井田部落
H12.10.26	考古資料	応永七年碑	寺沢字田中	湯沢市
//	考古資料	嘉暦二年碑	寺沢字堀ノ内	個人
//	考古資料	暦応元年碑	寺沢字館堀	赤塚神社
//	考古資料	嘉暦元年碑	横堀字板橋	熊野神社
//	考古資料	川連遺跡出土土偶	上院内字小沢	湯沢市
H15.3.13	考古資料	建武元年碑	相川字岩ノ沢	個人
//	考古資料	建武二年碑	相川字中山	個人
H28.3.23	考古資料	亀座紐蓬菜松菊双鏡接隣文鏡	川連町字中久保	個人
//	考古資料	素紐梅柏双鳥文鏡	川連町字中久保	個人
S39.3.26	歴史資料	湯沢絵図	内町	個人
//	歴史資料	川原毛硫黄山の制札	大町	個人
S46.3.15	歴史資料	麗沢舎教師の墓碑	大町	湯柴山安乗寺
S52.3.30	歴史資料	岩崎絵図	岩崎字北一条	個人
S58.4.15	歴史資料	稲庭村郷絵図	川連町字上平城	湯沢市
//	歴史資料	三梨村絵図	三梨村字上久保	個人
//	歴史資料	大館村絵図	川連町字上平城	湯沢市
//	歴史資料	与惣右衛門堰流水碑	三梨町字京政	京政部落
//	歴史資料	稲庭うどん御用版木	稲庭町字小沢	個人
//	歴史資料	川連漆器木地師関係文書	川連町字大館	個人
//	歴史資料	岩崎藩主佐竹義理書「愛日菴」	川連町字大水口	個人
//	歴史資料	後藤逸女頌徳碑	川連町字野村	龍泉寺、湯沢市
//	歴史資料	江州木地師関係文書	川連町字大館	個人
S62.4.10	歴史資料	八口内尾張守の墓碑	秋ノ宮字内城	役内町内会
S62.12.18	歴史資料	佐竹南家関係資料一式	字内館町	湯沢市
S50.4.5	歴史資料	八色八筋の旗	八幡字古館	八幡集落
S58.4.15	歴史資料	旧川連町高橋利兵衛家文書	川連町字上平城	湯沢市
//	歴史資料	木地師関係文書	川連町字中野	個人
H8.12.24	歴史資料	門屋盛信、和田雙輪画賛	桑崎字中泊	個人

指定年月日	種別	名称	所在地	所有(管理)者
H29.2.6	歴史資料	川向・畠等村絵図	川連町字上平城	湯沢市
//	歴史資料	松岡銀山絵図	川連町字上平城	湯沢市
//	歴史資料	近松永和華院内銀山真景甲子春月図	川連町字上平城	湯沢市
//	歴史資料	近松永和華院内銀山鋪岡路絵図	川連町字上平城	湯沢市
S39.3.26	有形民俗文化財	湯沢凧		
S44.12.19	有形民俗文化財	六日町の市神	山田字下六日町	六日町部落
S47.5.29	有形民俗文化財	高倉案蔵作のまなぐ凧	川連町字上平城	湯沢市
H17.2.17	有形民俗文化財	百万遍こけし	川連町字大館	大館集落
S39.3.26	無形民俗文化財	関口ささら舞	関口	関口ささら舞保存会
S47.5.29	無形民俗文化財	湯沢祇園囃子		湯沢祇園囃子保存会
S48.2.12	無形民俗文化財	愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」		大名行列保存会
S50.4.5	無形民俗文化財	切畑番楽	松岡字切畑	切畑番楽保存会
S52.3.30	無形民俗文化財	高松番楽	高松字上地	高松番楽保存会
S59.8.31	無形民俗文化財	板戸番楽	皆瀬字板戸	板戸番楽保存会
H3.3.5	無形民俗文化財	鹿嶋まつり	岩崎(末広町・栄町・緑町)	岩崎(末広町・栄町・緑町)
H12.10.26	無形民俗文化財	役内番楽	秋ノ宮	役内番楽保存会
S39.3.26	史跡	一里塚	湯ノ原	個人
S42.5.30	史跡	湯沢城址	字古館山	湯沢市外
S46.3.15	史跡	佐竹南家の塋域	内町	個人
S50.4.5	史跡	了翁禅師の経塚	八幡	八幡部落
S55.2.25	史跡	松岡経塚遺跡	松岡字聖ヶ沢	個人
S59.3.13	史跡	御膳水	院内銀山町	(株)立石林業
//	史跡	大切疎水道と御野立所跡		
//	史跡	正楽寺跡	院内銀山町	湯沢市
//	史跡	鉱山分局跡	院内銀山町	(株)立石林業
//	史跡	西光寺跡	院内銀山町	湯沢市
//	史跡	院内番所跡	上院内字荒町	湯沢市
//	史跡	小関清水	院内銀山町	(株)立石林業
H12.10.26	史跡	小野城址	泉沢字古館	湯沢市
//	史跡	門屋家墓所	院内銀山町字西三番共葬地 院内銀山町下本町正楽寺跡	個人
H15.11.26	史跡	院内所預大上山家墓所	上院内字小沢	雄勝山信翁院
S50.4.5	天然記念物	雲岩寺のシダレザクラ	相川字古館ノ下外	梅松山雲岩寺
S56.5.22	天然記念物	風穴	関口字糸倉山	個人
//	天然記念物	院内銀山のシダレザクラ	院内銀山町正楽寺跡 金山神社	立石林業(株) 金山神社
S59.8.9	天然記念物	競いのモミ	山田字上堂ヶ沢	大乗山最禪寺
S62.4.10	天然記念物	千代世神社のホオノキ	秋ノ宮字川連	千代世神社
H16.2.12	天然記念物	蟹沢のハイマツ	三梨町字蟹沢	個人
//	天然記念物	三梨のナシノキ	三梨町字古三梨	五ヶ村集落
H19.4.13	天然記念物	赤塚白山神社のシダレザクラ	横堀字赤塚	偕行塾

●県記録選択無形民俗文化財(記録選択)

選択年月日	種別	名称	所在地	所有(管理)者
H23.3.17	無形民俗文化財	鹿嶋まつり	岩崎(末広町・栄町・緑町)	

スポーツ振興

スポーツ施設

生涯学習課スポーツ振興班

○スポーツがしたい!!

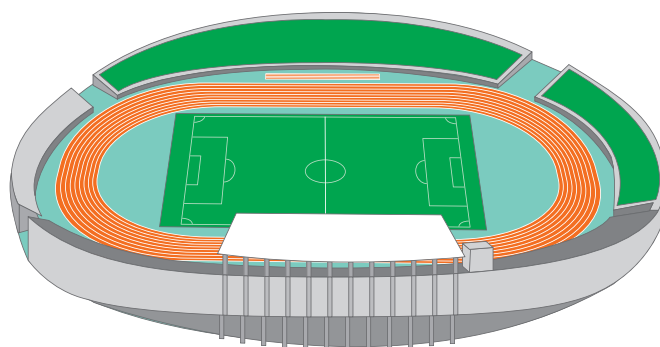
以下のようなスポーツ施設があります。お気軽にご利用ください。

なお、施設ごとに使用料が定められていますので、お問い合わせの際にご確認ください。

種別	施設名	所在地	施設内容	備考(使用時間など)
体育館	総合体育館	字沖鶴140	アリーナ1面(50×36m、高さ15m)。競技コートとして取れる範囲=ハンドボール1面、バレーボール2面、バスケットボール2面、剣道6面、バドミントン8面、卓球12面。ジョギングコース(2階・1周約180m)トレーニング機械(ベンチプレス1、背筋・腹筋ベンチ各3、スクワット1、バタフライ・プルダウン・アームカール複合機1ほか)、研修室1。使用申請・問い合わせは総合体育館(☎72-6500)へ。	9:00~21:00 年末年始休館
	体育センター	千石町2-1-57	アリーナ1面(32×24m)。競技コートとして取れる範囲=バスケットボール1面(練習用は2面)、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球5面。ミーティングルーム1室。使用申請・問い合わせは体育センター(☎72-3979)へ。	9:00~22:00 年末年始休館
	稲川体育館	川連町 字上平城120	アリーナ1面(36×30m)。競技コートとして取れる範囲=バスケットボール1面(練習用は2面)、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球10面。使用申請・問い合わせは稲川生涯学習センター(☎42-5816)へ。	9:00~21:00 毎週火曜及び年末年始休館
	皆瀬体育館	皆瀬 字沢梨台107-1	アリーナ1面(30×18m)。競技コートとして取れる範囲=バスケットボール1面、バレーボール1面。使用申請・問い合わせは皆瀬生涯学習センター(☎46-2033)へ。	9:00~22:00 土日祝日、年末年始休館
	雄勝 スポーツセンター	秋ノ宮 字中島365	アリーナ1面(30×22m)。競技コートとして取れる範囲=バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン2面、会議室2、活動室3、トレーニングルーム1。問い合わせは雄勝スポーツセンター(☎55-2277)へ。	9:00~21:00 年末年始休館
野球場	稲川野球場	三梨町 字間明田140	両翼97m、センター118m。ナイター利用可。使用申請・問い合わせは稲川生涯学習センター(☎42-5816)へ。	朝野球可・ナイター終了 21:00
	雄勝野球場	横堀 字六郎川原52	両翼92m、センター116m。使用申請・問い合わせは雄勝生涯学習センター(☎52-2113)へ。	朝野球可・ナイターなし
	皆瀬野球場	皆瀬 字上小保内3	両翼90m、センター120m。使用申請・問い合わせは皆瀬生涯学習センター(☎46-2033)へ。	朝野球可・ナイターなし
	河川敷運動広場 松ノ木グラウンド	山田 字下新山沖地内	野球場2面、自由運動広場1面。使用申請・問い合わせは総合体育館(☎72-6500)へ。	5:00~19:00



種別	施設名	所在地	施設内容	備考(使用時間など)
武道館・弓道場	湯沢武道館	千石町2-1-59	柔道場(98畳)及び剣道場(160㎡)。 使用申請・問い合わせは体育センター(☎72-3979)へ。	9:00～22:00 年末年始休館
	湯沢弓道場	千石町2-3-25	6人立。 使用申請・問い合わせは体育センター(☎72-3979)へ。	9:00～22:00 毎週月曜及び年末年始休館
屋内運動広場・テニスコート・ゲートボールコート他	稲川交流スポーツエリア	川連町 字大館中野87-1	ストリートバスケットコート1面、テニスコート4面、壁打ちテニスコート、ゲートボールコート、屋内運動場(1,342.42㎡スーパーサンド舗装)。使用申請・問い合わせは稲川交流スポーツエリア(☎42-5060)へ。	9:00～21:00 毎週火曜及び年末年始休館
	健康ドーム	字沖鶴168	ドーム型屋根付き土間運動場(750㎡)。使用申請・問い合わせは総合体育館(☎72-6500)へ。	9:00～21:00 (月曜日は午後5時まで)
プール	B & G海洋センター	字沖鶴171	25m×6コース、幼児用プール、温水シャワー有、開設期間は6月中旬から9月上旬。使用申請・問い合わせについては、開設期間中は海洋センター(☎72-6555)、期間外は総合体育館(☎72-6500)へ。	10:00～12:00 13:00～16:00 (7,8月はナイター有)
パークゴルフ場	ヘルシーパーク パークゴルフ場	字沖鶴110	パークゴルフコース18ホール、開設期間は5月から10月。使用申請・問い合わせは総合体育館(☎72-6500)へ。	9:00～17:00
多目的運動広場	ヘルシーパーク	字沖鶴地内	多目的広場(6,882㎡クレー舗装オープンスペース)、芝生広場(2,830㎡)、壁打ちテニスコート2面、ストリートバスケットコート1面。使用申請・問い合わせは総合体育館(☎72-6500)へ。	
陸上競技場	稲川陸上競技場	三梨町 字間明田140	1周400mトラック(第4種(L)公認)例年4月後半から10月末まで使用可能。夜間照明なし。使用時間等詳細については、生涯学習課(☎55-8286)へ。	平日夕方や休日の日中は、隣接する中学校陸上競技部が使用している場合あり。
スキー場	稲川スキー場 スベロッタ	駒形町 字八面深沢地内	ペアリフト1基、ロープ1基。 コース構成：初級コース50%、中級コース40%、上級コース10%。 例年12月20日前後から翌年3月中旬まで開設。 1日券：一般2,030円、小中高生1,010円。 ナイター開設日：火～土。ナイター券：一般1,520円、小中高生810円。使用申請・問い合わせについては、開設期間中は稲川スキー場(☎42-4185)、期間外は生涯学習課(☎55-8286)へ。	日中営業 9:00～16:00 ナイター営業 17:30～21:00





産業・労働

地場産業班 ☎73-2135
 商工労政班 ☎55-8186
 農政班 ☎73-2133
 農業振興班 ☎72-0631
 農業委員会 ☎73-2138

企業支援

➡ 商工課

○～あなたの会社の「いいところ」を「輝くもの」へ～ 湯沢市ビジネス支援センター(ゆざわ-Biz)

「ゆざわ-Biz」では、売上拡大や起業に関することなど、経営に関することを何度でも無料で相談することができます。

経営の専門家が事業者の強みや良いところを見つけて伸ばし、お金をかけずに知恵による売上向上を目指してサポートします。

相談予約は、湯沢市ビジネス支援センター(☎56-7117)へ



湯沢市ビジネス支援センター
ゆざわ - Biz

農業支援

認定農業者制度

➡ 農林課農業振興班

意欲と能力のあるプロの農業経営者及び法人を育成・確保し、支援する制度です。

○認定農業者・法人になるためには

今後5年間、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現していくのかなどの具体的な経営プラン(農業経営改善計画)を作成し、市からこの計画の認定を受ける必要があります。

○認定農業者になると

経営改善のための研修会参加や、施設整備のための融資・補助制度など、支援制度を利用できます。

意欲ある農業者を支援します

➡ 農林課農業振興班

持続可能な大規模経営体の育成や多様な担い手の確保のため各種支援制度を展開しています。戦略作目の安定的な取り組みのための施設整備や農業機械の導入など補助制度を活用しながら支援活動を展開しております。

農地に建物を建築したいとき…

➡ 農林課農政班

農地に住宅等を建築される際は農地転用の許可を受ける前に農用地区域から除外する手続きが必要です。計画されている方は前もって農林課で確認してください。

新規就農者・農業後継者を支援します

➡ 農林課農業振興班

新規部門を立ち上げ独立する就農者に対して、最長5年間資金を助成するほか、市独自の経営セミナー等を通じて、研修の機会を提供し、安定経営につながるように応援します。



産業・労働

広告

みどり 水と里ネット **秋田県土地改良事業団体連合会雄勝支部**

湯沢市 羽後町 東成瀬村 湯沢雄勝土地改良区

事務局

〒012-0862 湯沢市関口字道地26番地

TEL 0183-78-0670 FAX 0183-78-0671

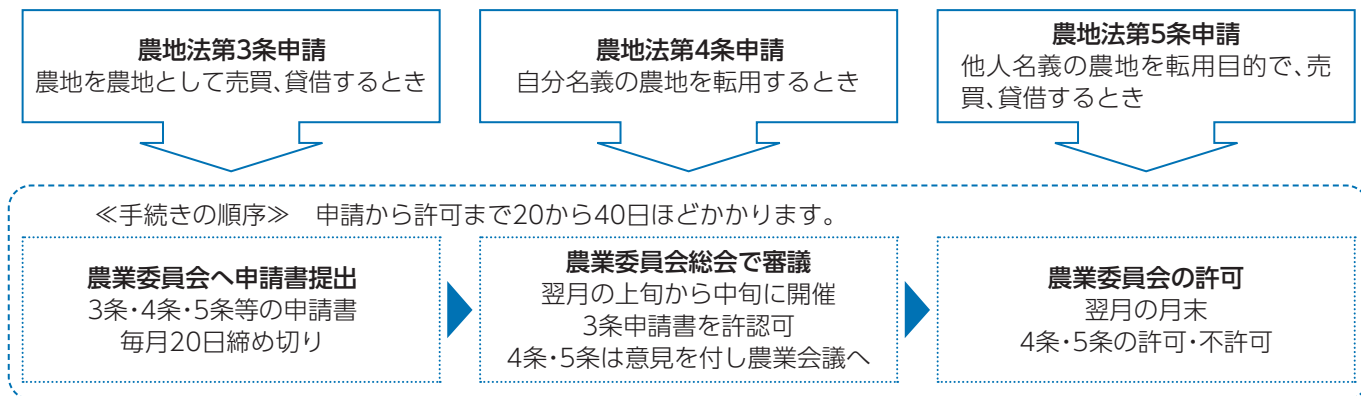
農業委員会とは

農地等の利用関係の調整をはじめ、農業全般にわたる問題を総合的に解決していくことを目的とした、農業・農業者を代表する機関として設置されている行政委員会です。

平成21年12月の改正農地法の施行により、農地面積を確保するため、転用規制の強化や農地の定期的な調査、遊休農地の是正指導権限が強化されました。

農地についての届出、許可申請手続き

農地を売買、貸し借り、贈与、交換、転用等するときは、農業委員会や県知事の許可が必要です。許可まで一定期間かかりますので、余裕を持って農業委員会窓口にご相談のうえ、申請してください。農地法と同様に、農業経営基盤強化促進法によって行うこともできます。



相続等により農地の権利を取得したときも、遅滞なく農業委員会への届け出が必要です。

耕作証明等各種証明書の交付申請

軽油免税の申請に必要な「耕作証明書」や、生前一括贈与の納税猶予申請に必要な「引き続き農業経営を行っている等の証明書」は、農業委員会事務局で交付しています。

農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、農業委員会に届出することになっています。

忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

農業者年金

農業者年金は、農業者のための公的年金制度で、独立行政法人農業者年金基金が運営しています。自分が納めた保険料と運用益を将来受給する年金の原資として積み立てていき、年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式の年金です。

◎加入できる方 年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方で、国民年金の第1号被保険者の方（保険料納付免除者を除きます）。

◎保険料 毎月の保険料は、2万円から6万7千円まで千円単位で選択でき、いつでも見直すことが出来ます。

認定農業者等一定の要件を満たす担い手には、基本保険料（2万円）のうち国から2から5割の保険料助成があります。

◎年金給付 原則65歳になれば誰でも終身にわたって受給することができます。仮に、80歳に達する前に亡くなっても、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

◎税制の優遇措置 その年に支払った保険料の金額が所得税、住民税の「社会保険料控除」の対象になります。

農業者年金への加入や受給等にかかる諸手続きは、農業委員会事務局あるいは農業協同組合で行ってください。

転用の相談は農業委員会へ

例えば…

- 農地に住宅を建てたい
- 農地に工場を建設したい
- 農地を駐車場にしたい

こんな場合には、「**転用許可**」が必要です。

＝ 告 告 ＝

あいた
社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 **会田一男**
全国農業経営支援社労士ネットワーク会員
中小企業福祉事業団幹事



TEL: 0183-78-6027
FAX: 0183-52-5288

〒019-0112 湯沢市下院内字常盤町26番地
<https://r.goope.jp/tokiwa674>



市民活動

協働のまちづくり班 ☎55-8249
若者女性未来班 ☎55-8274
総務法制班 ☎73-2112

市民参加・協働

➔協働事業推進課協働のまちづくり班

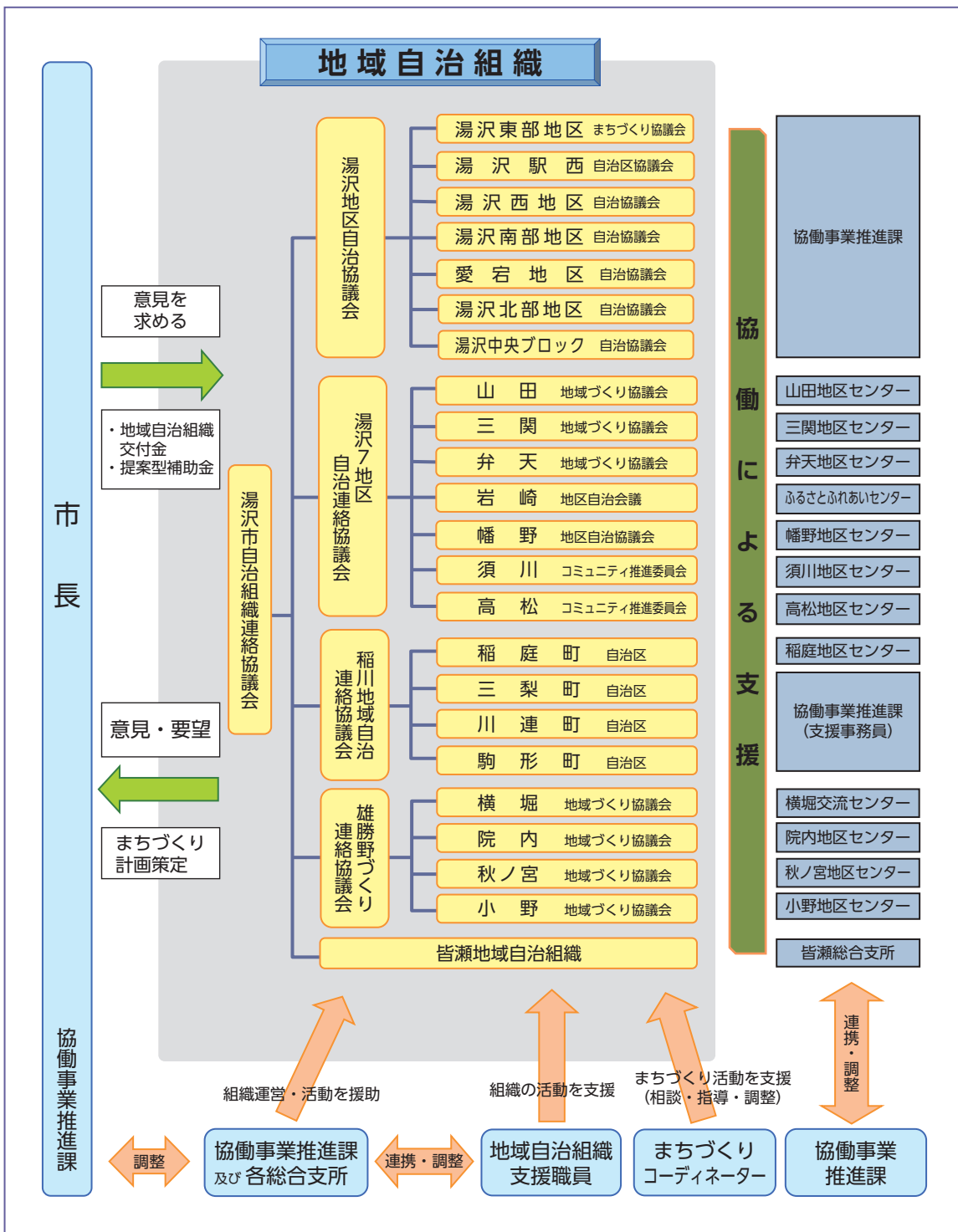
地域自治組織

地域自治組織とは、地域の身近な課題を地域住民自らが解決するとともに個性豊かな独自のまちづくりを住民主体で進めていくために、住民が自主的、自発的に設置することができる組織です。

市では地域自治組織への財政的支援策として、地域自治組織が実施する地域課題の解決と、個性豊かな地域づくりを進めるための事務及び事業に要する経費などに対して「地域自治組織交付金」を交付しています。

また、人的支援策として、各地域自治組織に支援職員（市職員）を配置し、職員が有する知識と各種情報を提供し、共有することで、住民の主体的な地域づくり活動を支援しています。

○地域自治組織イメージ図



市民活動

地域活動拠点施設

参加協働のまちづくりの推進、地域文化等の伝承、健康増進等の活動を通じた生涯学習の拠点施設としてご利用いただけます。施設の貸し出しについては、各センターにお問い合わせください。

施設名	施設内容	利用時間	休館日
山田地区センター (山田字中屋敷135-1 ☎73-3001)	[1階] 講堂、研修室(洋室)、調理室 [2階] 集会室(洋室)、和室2室	8:30~22:00	年末年始
三関地区センター (下関字下舞台5-1 ☎72-9500)	[1階] 多目的ホール、視聴覚室兼研修室(洋室)、教養文化室(和室)、音楽室(洋室)、調理実習室	8:30~22:00	年末年始
弁天地区センター (森字熊ノ堂上羽場13-1 ☎73-2717)	[1階] トレーニング室兼講堂、調理室 [2階] 研修室(和室)、青年研修室(洋室) ※農家高齢者創作館が併設されています。	8:30~22:00	年末年始
幡野地区センター (金谷字樋口123 ☎73-2718)	[1階] 多目的ホール、生活改善実習室 [2階] 研修室(和室)、研修室(洋室) ※湯沢農村環境改善センターが併設されています。	8:30~22:00	年末年始
須川地区センター (相川字須川150-3 ☎79-2111)	[1階] 講堂、和室、調理室 [2階] 集会室(洋室)、和室	8:30~22:00	年末年始
高松地区センター (高松字上地6-2 ☎79-3370)	[1階] 講堂、集会室兼音楽室(洋室)、第1~第2研修室(洋室)、和室、調理室	8:30~22:00	年末年始
稲庭地区センター (稲庭町字稲庭238-1 ☎43-2001)	[1階] 相談室、図書室、集会室、娯楽談話室、軽運動室、卓球室 [2階] 第1~第4講習室、料理実習室・試食室、音楽室	9:00~21:00	火曜日、 年末年始
院内地区センター (下院内字田用橋61 ☎52-2498)	[1階] トレーニング室、交流室、遊戯室、児童室	8:30~21:30	年末年始
秋ノ宮地区センター (秋ノ宮字山岸146 ☎55-2862)	[1階] 交流室・児童活動室、体育室、トレーニング室	8:30~21:30	年末年始
小野地区センター (小野字油屋敷15 ☎52-2590)	[1階] 交流室、体育室、トレーニング室	8:30~21:30	年末年始
ふるさとふれあいセンター (岩崎字寝連沢9-4 ☎73-2904)	[1階] 多目的ホール、第1会議室~第4会議室、調理実習室	8:30~22:00	年末年始
横堀交流センター (横堀字小田中5-2 ☎52-5110)	[1階] 体育館、和室、音楽室 [2階] 第1会議室~第3会議室	8:30~22:00	年末年始

自治会館整備費補助金事業

市では、自治会や町内会などが事業主体となって、地域の融和や連携を図るための活動拠点となる公共的な集会施設(自治会館)の建築(新築、増改築、土地の購入)に対し、経費の一部を補助しています。

対象事業	補助対象事業費	補助率	補助限度額
新築	100万円以上	1/3	300万円
増改築	50万円以上		100万円
土地購入	50万円以上		100万円

※解体工事費、建築本体工事に関わらない、設計委託費などは対象経費に含まれません。

地域雪対策支援事業について

➡協働事業推進課協働のまちづくり班

市では雪によって生ずる生活上の支障解消のため住民自らが実施する共助による雪対策を推進するために、補助金を交付しています。

●対象団体

積極的に地域における課題を解決する意欲があり、住民共助の雪対策を継続して実践する町内会(複数の町内会の連合体も含みますが、一つの町内会とみなします。)及びこれらに準ずる団体

●対象事業

高齢者世帯などの除雪作業、安全な通行を確保するための除排雪作業、雪下ろし安全講習会の開催など

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



男女共同参画

▶ 協働事業推進課若者女性未来班

男女共同参画センター はあとぴあ

すべての市民が、性別に関わりなく個人として尊重され、生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会を目指して設置された施設です。

男女がともに活動している、あるいは今まで外に出る機会の少なかった女性が、仲間と社会参画するグループをつくって活動している、そんな皆さまを応援します。

- ・住所 柳町2-1-39
「ファミリーサポートセンター」の2階です。
- ・開所時間 13:00～21:00(土・日は18:00まで)
- ・休館日 年末年始(12月29日から翌年1月3日)
お盆休み8月13日から15日※土日祝日も利用できます。
- ・☎/FAX 0183-72-5750
- ・会議室、備品等

種類	名称	定員等	備考
会議室等	研修ルーム	約20人	絵画10点ほど展示可
	活動ルーム	約8人	
インターネット閲覧		(2台)	利用料 無料
印刷機、コピー機、 カラープリンター		—	利用料 有料(別途)

※男女共同参画センターを利用するには登録が必要です。(登録無料)

男女共同参画を推進している個人、グループが登録できます。

男女イキイキ職場宣言事業所

男女共同参画の取り組みを進め、女性も男性もイキイキと働くことができる職場づくりのため、秋田県では「男女イキイキ職場宣言事業所」を支援しています。

湯沢市内で「男女イキイキ職場宣言」を行っているのは、次の事業所です。

事業所名	営業内容
(福)雄勝福祉会	社会福祉施設運営及び関連事業
秋田エプソン(株)	製造業(プリンターヘッド部品他)
(株)協同企画	飲食・宿泊業
(株)佐々木組	総合建設業
(有)佐藤養助商店	稲庭うどん製造・卸小売業
秋田銘醸(株)	酒類製造販売業
(株)和賀組	総合建設業
(福)いなかわ福祉会	社会福祉施設運営及び関連事業
こまち農業協同組合	総合農業(信用・共済・購買・販売事業)
(株)日敷	小売業
(株)田村組	土木工事業
(株)高嶋組	総合建設業
(株)丸臣高久建設	総合建設業
(株)三友建築所	総合建設業
(株)フォラックス教育	卸売業及び情報通信業
(株)山脇組	総合建設業
(名)ヤマモ味噌醤油醸造元	味噌・醤油醸造及び卸小売業
山一建設(株)	土木工事業
(株)ロイヤルパソコンサステム	情報通信業
柴田工事調査(株)	測量業及び地質調査業
(株)雄勝野きむらや	漬物製造及び卸小売業

広報・広聴

▶ 協働事業推進課協働のまちづくり班

市民ご意見ボックス

市民の皆さまの声を聞き、取り入れながら柔軟な発想で「一緒に考える市政」に取り組み、活気あるまちをつくりあげるため「市長へご意見」をお受けしております。

市民ご意見ボックスは、市役所本庁舎、各総合支所に設置しておりますので、市政についてご意見やご要望をお寄せください。

広報ゆざわ「コネクト」の発行

市民の皆さまに市政の動きや行事、地域の催し物などの情報を伝える広報紙を毎月1回(1日)、行政員を通じて各世帯に配布しています。

市ホームページ

各課の業務内容や行政手続きなどの日常生活で必要とする情報のほか、物産・観光など市内外の方たちにも役立つ情報を掲載しています。

市公式SNS

市政情報や観光情報など、湯沢市の最新情報を市内外に広く発信するため、公式SNSを運用しています。

各アカウント情報は市ホームページをご確認ください。



情報公開・個人情報保護

総務部総務課総務法制班

情報公開制度

○行政文書の公開

市が作成し、又は取得した文書(行政文書)をどなたからの求めにも応じ、個人に関する情報など一部の情報を除き原則として公開します。

●請求の窓口及び請求の方法

総務課にある請求書に必要事項を記入して提出してください。請求書は、ホームページからもダウンロードできます。

●制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者の権限を行う市長、議会

●公開・非公開の決定

公開するかどうかは、請求を受けた日から30日以内に決定します(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

●公開の方法

行政文書の公開には、閲覧、視聴又は写しの交付があります。なお、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。また、郵送による交付の場合は、郵送料を負担していただきます。

個人情報保護制度

市民の皆さまの個人情報を適切に取り扱い、保護するためのルールを定めています。また、自分の情報について開示、訂正、利用停止を求める権利を保障しています。

「個人情報」とは、氏名、住所、生年月日、職業、学歴、財産など、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

○個人情報を適切に取り扱うためのルール

●取扱いの制限

思想・信条・宗教に関する個人情報や社会的差別の原因となる個人情報は、原則として取り扱いません。

●収集の制限

個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で、原則として本人から収集します。

●利用・提供の制限

個人情報を事務の目的の範囲を超えて内部で利用したり外部に提供したりすることは、原則として行いません。

●その他適正な管理

事務の目的に必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないように適正に管理します。また、不要となった個人情報は、速やかに廃棄します。

○個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

市が保有している個人情報について、本人がその開示を請求することができます。また、開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときはその訂正を、取扱いのルールに違反して取り扱われているときはその利用停止を請求することができます。

●請求の窓口及び請求の方法

総務課にある請求書に必要事項を記入して提出してください。請求書は、ホームページからもダウンロードできます。

請求の際には、免許証など本人であることを証明するものがが必要です。訂正請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料も必要です。

●制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者の権限を行う市長、議会

●公開・非公開の決定

公開するかどうかは、請求を受けた日から15日以内に決定します(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

●公開の方法

行政文書の公開には、閲覧、視聴又は写しの交付があります。なお、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。また、郵送による交付の場合は、郵送料を負担していただきます。

広告

★配達エリアは、日本全国★

◎全国で行政情報誌・電話帳を
配達するお仕事をしております!!

■全国各地で、配達スタッフ160名在籍!!

配達に興味がある方は、お気軽に
お問い合わせください!!

箕浦商事株式会社

住所：岐阜県岐阜市八代2-12-24

☎0120-03-7184 ☎058-233-7184



市民活動



議会

➡ 議会事務局

市議会

市議会は市民に選挙で選ばれた議員が構成する合議制の意思決定機関です。住民自治の理念に基づき、市長（執行機関）とは対等な立場で、条例の制定や市行政の監視を行い、公正な行政運営に努めています。

定例会と臨時会

市議会は年4回開催される「定例会」（3月、6月、9月、12月）と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。

本会議

定例会および臨時会において、議場で議員全員が審議する会議を本会議といいます。

本会議では、議案の審議や市の事務全般について考えを質す代表質問・一般質問等が行われ、市民の意思が反映されるよう市としての意思決定が行われます。

委員会

委員会には常任委員会、議会運営委員会および特別委員会があります。

委員会では、それぞれの委員会が担当する案件や事務などについて詳しく調査や審査を行います。

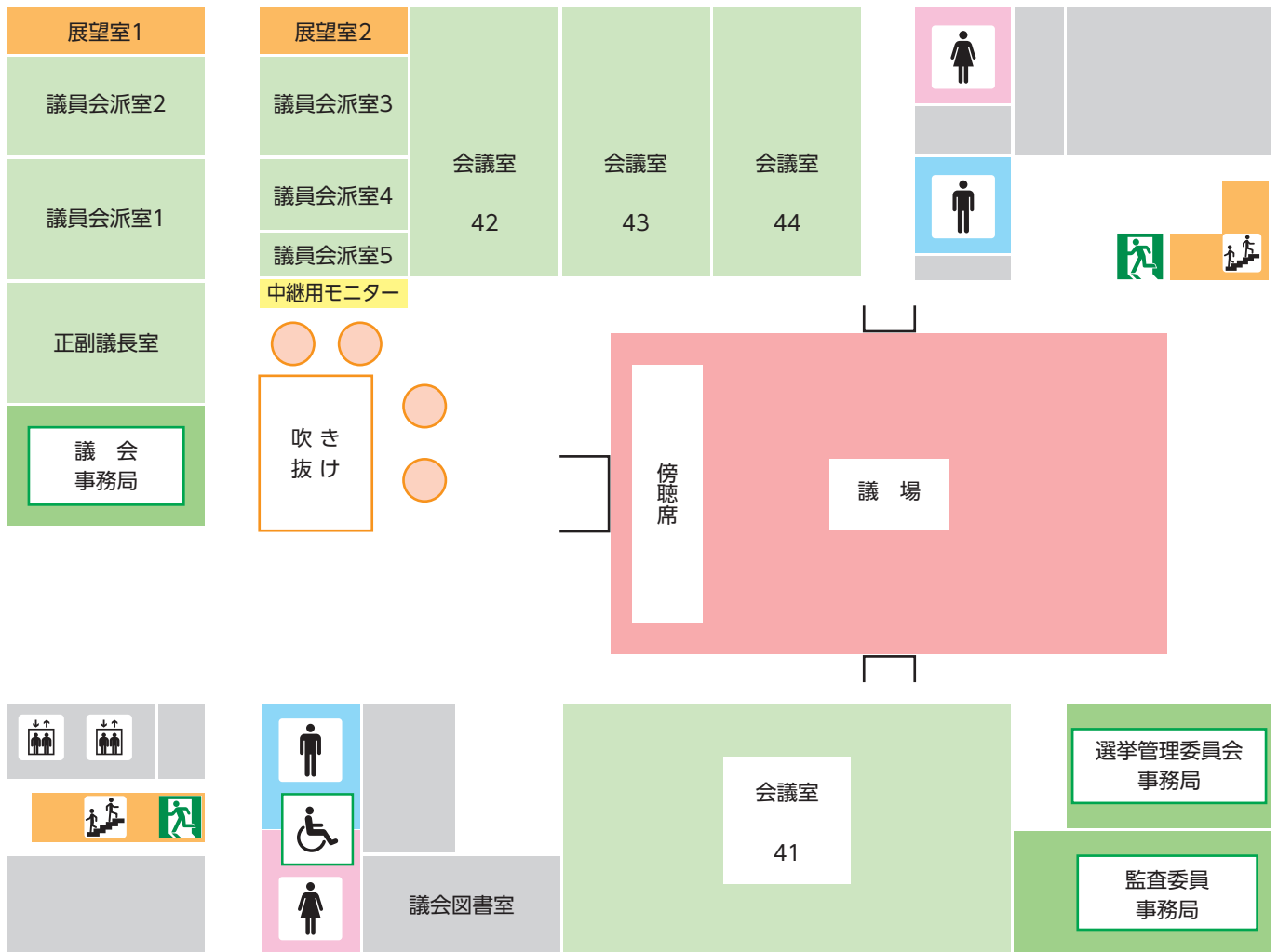
○ 常任委員会

湯沢市議会では、総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、予算決算常任委員会を設け、それぞれ所管の案件について調査や審査を行います。

○ 特別委員会

特定の事項について、調査や審査をするときに設けられます。

議事堂案内図（本庁舎4階）



請願と陳情

市政などについて要望がある場合、市議会に請願や陳情ができます。

請願は市議会議員の紹介が必要ですが、陳情には不要です。議会が請願や陳情を採択し、措置されることが適当であると認めたものについては、市長などにその実現を要請します。

傍聴と議事録の閲覧

本会議はどなたでも傍聴できます。本庁舎4階の議会事務局で受付が必要です。傍聴の際は注意事項を厳守してください。

委員会の傍聴は、委員長の許可が必要となりますので、希望される方は事前に議会事務局までお問い合わせください。

また、議事の内容を記録した議事録は、湯沢市議会ホームページのほか、議会事務局、湯沢図書館、稲川総合支所、雄勝総合支所、雄勝図書館、皆瀬総合支所でも閲覧できます。



湯沢市議会
ホームページ
QRコード

市議会中継

本会議の中継は、市役所本庁舎1階市民ロビー・4階議事堂、稲川・皆瀬総合支所ロビー、雄勝文化会館(オービオン)に設置したテレビモニターでもご覧になれます。

また、湯沢市議会ユーチューブチャンネルからライブ配信・録画中継も行っておりますのでぜひご覧ください。



湯沢市議会
ユーチューブ
チャンネル
QRコード

市議会だより

議会広報編集委員会では、議会や議員の活動内容を知っていただくために、定例会ごとに(年4回)市議会だよりを発行し、全世帯に配布しています。市議会だよりは、湯沢市議会ホームページからも閲覧できます。

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

自分の大切な一票を

私たちが、よりよい暮らしを願って私たちの代わりにその思いを実現してくれる方々を選ぶ制度が「選挙」です。

選挙は、市長、市議会議員をはじめとして、国会議員を選ぶものまで、その種類はさまざまあります。

私たちは、選挙をすることで、くらしや社会づくりに参加しているのです。

自分の大切な一票を有効にいかしましょう。

選挙権と被選挙権

選挙権は、日本国民で、次の要件を備えていることが必要です。

- 衆議院議員と参議院議員の選挙は、満18歳以上であること。
- 県知事と県議会議員の選挙は、満18歳以上であり、引き続き3か月以上その県内の同一市町村内に住所があること。
- 市長と市議会議員の選挙は、満18歳以上であり、引き続き3か月以上その市内に住所があること。

なお、選挙権を持っていても、選挙人名簿に登録されていなければ、実際に投票することができません。

被選挙権は、日本国民で、次の要件を備えていることが必要です。

- 衆議院議員と市長は、満25歳以上であること。
- 参議院議員と県知事は、満30歳以上であること。
- 県議会議員と市議会議員は、満25歳以上であり、その選挙の選挙権を持っていること。

投票は

選挙のつど、投票所入場券を発送します。入場券に記載の投票所で投票してください。

○代理投票と点字投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない方のための制度です。

また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器を用意しており、点字での投票もできるようになっています。

選挙公報

選挙のときには、選挙管理委員会が、候補者の経歴や政見、政党の政策などを掲載した選挙公報を発行し、投票日の2日前までに各世帯に配布します。

投票日に投票所へ行けない方は

○期日前投票

投票日に投票所へ行けない方は、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票をすることができます。

期日前投票所は、入場券裏面に記載されている投票所であれば、どの投票所でも投票することができます。

○他市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

仕事の都合などで市外に滞在し、投票日に投票所で投票できない方は、市選挙管理委員会に請求することで、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

○指定病院等における不在者投票

病院や施設に入院又は入所中の方は病院長又は施設長に申し出ること、その場所で不在者投票をすることができます。

○郵便等による不在者投票

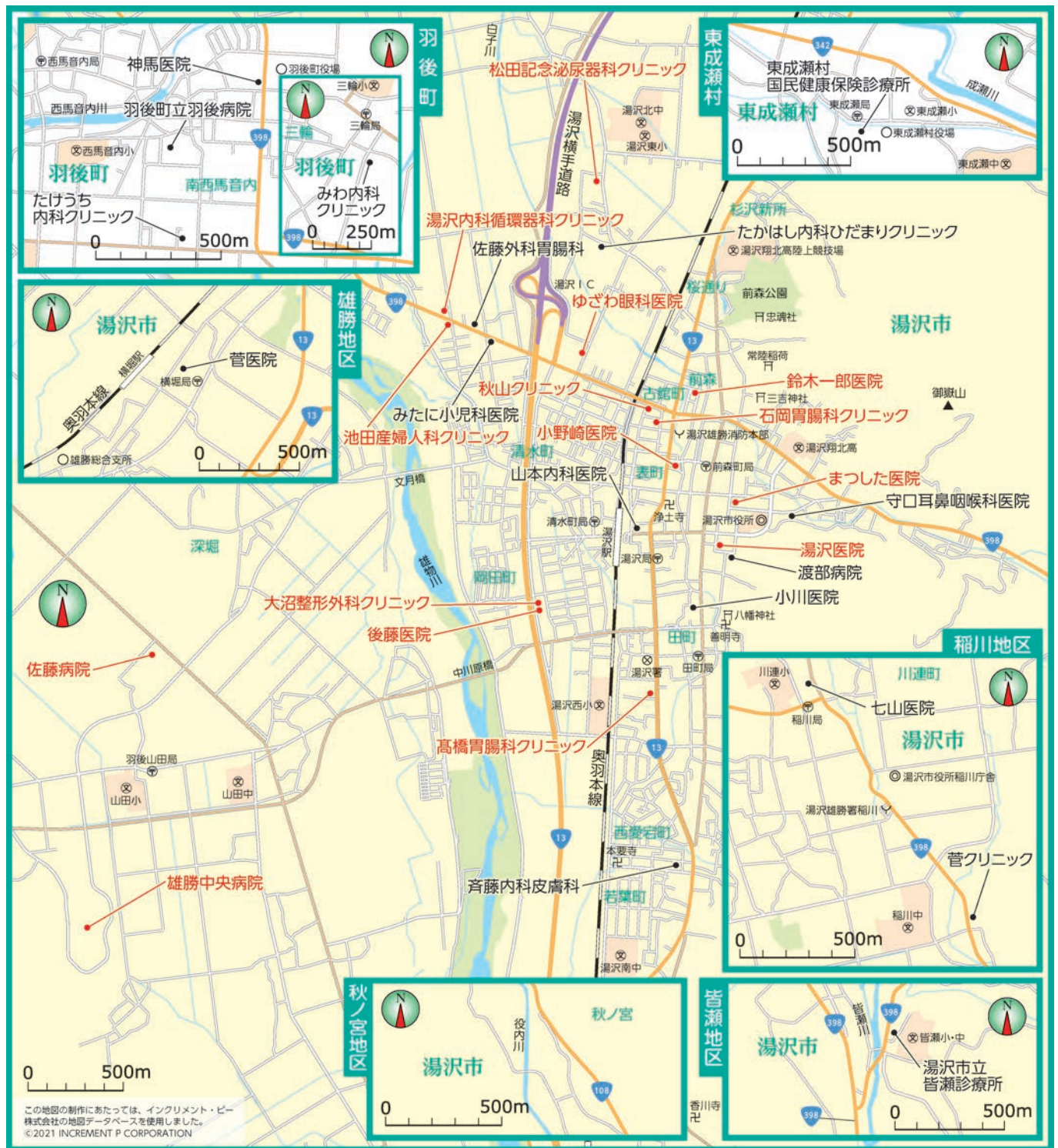
身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている方で、障がいの程度の重い方や、介護保険被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方は、市選挙管理委員会に請求することで、自宅など自分のいる場所において投票用紙に記載し、これを郵便等によって市選挙管理委員会に送付して投票をすることができます。

この制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書(カード)の交付を受けておく必要があります。



議会・選挙

病院・医院マップ



生活ガイド

JA 秋田厚生連

雄勝中央病院

院長 小松田 敦

湯沢市山田字勇ヶ岡 25

TEL:0183-73-5000 FAX:0183-73-3749

<http://www.ogachi-hsp.jp/>
ogachi-1@lily.ocn.ne.jp

精神科

医療法人 仁恵会

佐藤病院

▶▶▶ 診療時間 ◀◀◀

月～土 AM9:00～PM5:15
受付時間 AM11:00 まで

休診日/日曜、祝日、毎月第2・第4土曜

湯沢市字中屋敷 75

☎(0183)73-3195

医療法人 小野崎医院

内科・外科・胃腸内科・皮膚科

院長 小野崎 圭助

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	●	●	●	●	●	●
14:00～17:30	●	●	●	●	●	●

休診日/水曜日・日曜日・祝祭日

介護医療院 併設

湯沢市表町3-1-29

☎0183-73-2540

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

産婦人科 内科 心療内科
秋山クリニック
院長 秋山 康夫

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
午後 1:30~ 4:00	●	△	●	△	●	△

湯沢市表町 4 丁目 11 番 16 号
TEL : 0183-72-1735
HP:http://akiyamac.net

大沼整形外科クリニック
整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30~11:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:00~ 5:00	●	●	×	●	●	×

休診日 水曜日・土曜日 午後/日曜日・祝祭日
湯沢市字中野 182-1
☎73-8007 FAX73-8006

消化器内科・糖尿病内科・内科
後藤 医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:30	●	●	●	●	●	●
14:30~17:30	●	●	△	●	●	△

休診日:日曜・祝祭日
湯沢市中野181-1
☎0183-56-7300

ゆざわ眼科医院
院長 高木 武司

診療時間 平 日 午前 9:00~12:00
午後 2:00~ 5:00
火曜・土曜日 午前 9:00~12:00

休診日/火曜・土曜午後、日曜・祝祭日
*受付時間は終了1時間前まで
TEL(0183)72-8008
湯沢市字鶴館 70-3

内科 消化器内科
高橋胃腸科クリニック
院長 高橋 章

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前8:30~11:00	●	●	●	●	●	●
午後1:30~ 4:30	▲	●	●	▲	●	△

▲ 月曜日・木曜日は、午後3時から医師不在
休診日/日曜・祝日
湯沢市千石町二丁目 1-7
TEL0183(79)5355

胃腸内科・内科・小児科
石岡胃腸科クリニック
院長 石岡知憲

診療時間
月・火・水・金
午前 8:30~12:00 午後 2:00~5:30
木・土
午前 8:30~12:00 日曜・祝日:休診

湯沢市表町 4-10-26
TEL 0183(73)1100
FAX 0183(72)3119

IKEDA 池田産婦人科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
14:00~16:30	●	●	●	-	●	● ~16:00

休診日...日曜・祝日
●分べん・入院設備あり(全室個室)
湯沢市字両神 142-3 TEL0183-73-0100
湯沢文化会館斜め向かい
http://www.yutopia.or.jp/~ikedam/

内科・循環器内科・小児科
医療法人 松清会
まつした医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後2:30~ 5:00	●	△	●	3:00~5:00	●	2:30~4:00

休診日 火曜日午後・日曜日・祝祭日
湯沢市北荒町3-1
☎0183-73-2074

整形外科・内科・リハビリテーション科
医療法人 **湯沢医院**
院長 鈴木 均

受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝祭
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	●
午後 2:00~ 5:00	●	●	×	●	●	×	休診

※月曜日のみ午後5:30まで受付
湯沢市佐竹町3-22
☎73-2005 FAX72-2882

内科・循環器内科・呼吸器内科
湯沢内科循環器科クリニック
院長 山本 久

	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00 (受付は11:30まで)	●	●	-	●	●	●
14:00~17:00 (受付は16:40まで)	●	●	-	●	●	-

湯沢市字沖鶴215-1
TEL.0183-72-1112
HPIはこちら 湯沢内科循環器科クリニック 検索

医療法人尚仁会
松田記念泌尿器科クリニック
湯沢市森字大島34-1 TEL 0183-72-2711

診察時間
平日 8:30~12:00
13:30~17:00
木曜・土曜 8:30~12:00
日曜・祭日 休診
(受付時間は終了30分前まで)

骨粗鬆症

骨粗鬆症とは高齢になることに加えて、食生活の偏り、運動不足、ステロイドなどの薬剤の影響で骨のカルシウムが減り、骨がスカスカになった状態をいいます。症状は、背中が丸くなって身長が縮んできたり、背中や腰が痛んだり、或いはちよつとした衝撃で骨折しやすくなります。

糖尿病

予備軍も急増! 早めの対策を
糖尿病のこわいところは、重症になるとさまざまな合併症が現れることです。動脈硬化による心筋梗塞や脳卒中、網膜症による視力障害・失明、腎症によるむくみや尿毒症・腎不全、神経障害による手足のしびれやインポテンツなど。

太らないことが予防の第一歩
●ファーストフードやスナック菓子を避け、油、砂糖、アルコールの余分なエネルギーのとりすぎに注意しましょう。
●血糖値の上昇を緩やかにする食物繊維をとって、海藻類、きのこ類、根菜類、全粒粉のパンや玄米など。

内科・循環器内科・呼吸器内科・外科
鈴木一郎医院

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:30	○	○	○	○	○	○
14:00~17:00	○	○	/	○	○	/

湯沢市前森3丁目3-18
☎0183-72-6868

生活ガイド

歯科マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



生活ガイド



湯沢市雄勝郡歯科医師会

<http://www.yutopia.or.jp/~yoda/>

薬局マップ

ここは有料広告掲載ページです



株式会社 **ファーマックス**
Pharmax

雄勝調剤薬局
湯沢市山田字勇ヶ岡31 雄勝中央病院隣り
TEL0183-72-3210 FAX0183-79-6550

羽後調剤薬局
羽後町西馬音内字大戸道44-6 町立羽後病院向かい
TEL0183-78-4123 FAX0183-78-4108

どちらの処方箋も受付しております

営業時間

月・火・金	8:45~18:00
水曜	8:45~16:45
土曜	8:45~16:00
休日	日曜・祝祭日

休日・祝祭日・問い合わせ先 080-2841-7140

エフシー株式会社
サン薬局
湯沢市表町3-2-1 ☎(0183)73-7557

正しい薬の使い方

大衆薬を使用するとき

説明書をよく読む。普段使っている薬でも、新しい情報が追加されていることもあります。購入するたびに読む習慣をつけましょう。病状が改善されない場合は薬局や薬店に相談または、医師の診断を受けましょう。

生活ガイド

湯沢市雄勝郡医師会

ごあいさつ

新型コロナウイルス感染症の流行は現在も終息を見通せない状況です。湯沢市雄勝郡医師会は55名の医師会員が一致団結して、日々住民の安全安心のため、新型コロナウイルス感染症に全力で対応しております。検査体制拡充の為に仮設診療所を開設し、持ち回りで出務しました。現在は新型コロナウイルスワクチン接種を希望する全住民に早期に接種出来るよう日々努めております。

医師は通常の診療だけではなく、住民検診、産業医、学校医、園医、警察医、施設の嘱託医等々の仕事を行っています。それに加え今は、月に6~7回コロナワクチン接種に従事しております。医師だけでなく、看護師、歯科医師、薬剤師の協力のもと、医療関係者は、ワンチームでコロナ終息の為に努力しております。

我々医師会員の最大のミッションは住民市民の健康、病気の予防の為に活動する事です。今後も全会員は市民の為に活動をしてまいりますので宜しくお願いいたします。

湯沢市雄勝郡医師会
会長 小野崎 圭助

医療機関のご案内

地域区分	医療機関名	所在地	電話
湯沢地域	秋山クリニック	湯沢市表町4-11-16	72-1735
	池田産婦人科クリニック	// 字両神142-3	73-0100
	石岡胃腸科クリニック	// 表町4-10-26	73-1100
	大沼整形外科クリニック	// 中野182-1	73-8007
	雄勝中央病院	// 山田字勇ヶ岡25	73-5000
	小川医院	// 田町2-1-9	73-2300
	小野崎医院	// 表町3-1-29	73-2540
	後藤医院	// 中野181-1	56-7300
	斉藤内科皮膚科	// 愛宕町3-11-37	73-8833
	佐藤外科胃腸科	// 字沖鶴167-2	73-7100
	佐藤病院	// 字中屋敷75	73-3195
	鈴木一郎医院	// 前森3-3-18	72-6868
	高橋胃腸科クリニック	// 千石町2-1-7	79-5355
	たかはし内科ひだまりクリニック	// 字大島89-2	73-6776
	まつした医院	// 北荒町3-1	73-2074
	松田記念泌尿器科クリニック	// 森字大島34-1	72-2711
	みたに小児科医院	// 字両神59-1	72-1771
	守口耳鼻咽喉科医院	// 佐竹町5-23	72-5546
	山本内科医院	// 表町2-3-7	78-0220
	湯沢医院	// 佐竹町3-22	73-2005
ゆざわ眼科医院	// 字鶴館70-3	72-8008	
湯沢内科循環器科クリニック	// 字沖鶴215-1	72-1112	
渡部病院	// 内館町25	73-1130	
稲川地域	菅クリニック	// 三梨町字下宿58-1	78-5500
	七山医院	// 川連町字野村21-2	42-2411
雄勝地域	菅医院	// 小野字東堺77-1	52-2000
皆瀬地域	湯沢市立皆瀬診療所	// 皆瀬字下菅生10	46-2226
羽後町	町立羽後病院	羽後町西馬音内字大戸道44-5	62-1111
	神馬医院	羽後町西馬音内字中野131	62-5588
	みわ内科クリニック	羽後町貝沢字稻荷23-9	62-1200
	たけうち内科クリニック	羽後町字南西馬音内142-3	56-7879
東成瀬村	東成瀬村国民健康保険診療所	東成瀬村田子内字仙人下11-3	0182-47-2308

湯沢市雄勝郡医師会事務局

〒012-0841 湯沢市大町二丁目2番1号 TEL:0183-72-0440 FAX:0183-79-6682

湯沢市雄勝郡歯科医師会

湯沢市雄勝郡歯科医師会からのメッセージ

日本は世界に類を見ない程少子高齢化が進み、特に秋田県は全国を上回る状況となっています。そこで国の施策に基づいて、秋田県は「健康長寿秋田の実現」を目指し「健康秋田21計画」を策定し、重点分野の一つに「歯の健康」が位置付けられました。このプランの目標である「むし歯・歯周病の予防」、「8020運動」(80歳まで良く噛める自分の歯を20本以上残そう)に向けて、歯科医師会は全力を挙げて取り組んでおります。

「健康な歯・口」で「おいしく食べ」、「楽しく会話する」ことは大切な機能であり、日常生活に直結するものです。特に「健康な歯・口」と「食生活」によって得られる幸福感は万人に共通するものと思われま。また、最近「歯・口の健康」と「全身の健康」の関係が次第に指摘されてきており、妊婦歯科健診、歯周疾患健診、在宅等の「口腔ケア」の重要性が注目されています。

湯沢市雄勝郡歯科医師会は、行政と協力しながら各世代の歯科保健事業を推進し、地域の皆様が「健康な歯・口」を維持・増進できるようサポートする所存です。また、私達は歯科医師会の社会的責任を認識し、地域の皆様に情報を提供し、共有して頂くことで、健康な街づくりに貢献できれば幸いと考えております。その一つとして、在宅・介護のための歯科訪問診療を始め、祝祭日救急診療当番医を設け、地域の皆様の安心・安全の確保ができる体制づくりに努めております。

今後とも住民の皆様から色々なご提言を頂きながら、口腔保健活動を充実させていきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願致します。

湯沢市雄勝郡歯科医師会の活動

祝祭日救急当番医	湯沢市、羽後町	3歳児歯科健診	湯沢市、羽後町、東成瀬村
8020運動	湯沢市、羽後町、東成瀬村	歯周疾患健診	湯沢市、羽後町、東成瀬村
8020高齢者の良い歯のコンクール	湯沢市、羽後町、東成瀬村	妊婦歯科健診	湯沢市、羽後町、東成瀬村
母と子の良い歯のコンクール	湯沢市、羽後町、東成瀬村	湯沢市健康教育日程	湯沢市
1歳6ヶ月児歯科健診	湯沢市、羽後町、東成瀬村	育児相談	湯沢市
2歳児歯科健診	湯沢市、羽後町、東成瀬村		

会員名簿

診療の受付は、電話でどうぞ

地域区分	医療機関名	所在地	電話
湯沢地域	愛宕歯科クリニック	湯沢市西愛宕町5-12	72-6855
	雄勝中央病院口腔医療センター	// 山田字勇ヶ岡25	73-5000
	大友歯科医院	// 材木町1-2-36	72-1181
	大山歯科医院	// 森字大島43-7	72-4222
	木村歯科医院	// 両神138-1	72-1120
	小番歯科医院	// 佐竹町9-34	73-2647
	佐藤歯科医院	// 前森1-2-11	73-2720
	佐野歯科医院	// 倉内字布川5-4	72-8686
	高橋歯科医院	// 岩崎字岩崎71	73-2911
	田尻歯科医院	// 田町2-5-35	72-1288
	田中歯科医院	// 大町1-2-35	73-2314
	芳賀歯科医院	// 大工町2-29	73-8148
	守口歯科クリニック	// 佐竹町7-30	73-4646
	山本歯科医院	// 千石町4-1-20	72-6859
湯沢歯科クリニック	// 表町2-7-33	73-2098	
稲川地域	川連歯科医院	// 川連町字大館上山王17-10	42-4666
	こまちデンタルクリニック	// 三梨町字鳥帽子橋71-2	56-7455
雄勝地域	瀬川歯科医院	// 三梨町字御嶽堂113	42-2269
	秋野歯科医院	// 横堀字旭町37	52-2511
皆瀬地域	姉崎歯科医院	// 小野字西堺91-3	52-2330
	新山歯科医院	// 皆瀬字下菅生14-1	46-2002
羽後町	志水歯科医院	羽後町字南西馬音内314	62-1338
	柴田歯科医院	羽後町字川原田31	62-5001
	荘司歯科医院	羽後町貝沢字雀田13-2	62-5126
	高橋歯科クリニック	羽後町西馬音内字本町82-1	62-1418
東成瀬村	にしもないながさわ歯科医院	羽後町字南西馬音内189-4	55-8355
	ジュネスデンタルクリニック	東成瀬村田子内字田子内51	0182-47-3131



一般社団法人 秋田県薬剤師会 湯沢雄勝支部

支部長挨拶

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、さまざまな社会活動の延期・中止・自粛が余儀なくされております。新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、重症者や死亡者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を目的として全国的にワクチン接種を急速に推し進めています。湯沢雄勝支部会員薬剤師も、湯沢市役所、湯沢市雄勝郡医師会、歯科医師会、看護協会と協力し住民の皆様へのワクチン接種事業に積極的な取り組みを行っています。

私たち薬剤師は、地域住民の方々の健康増進と公衆衛生向上を目的とし皆様の健康づくりに少しでもお役に立てるよう、今後も努力してまいります

一般社団法人秋田県薬剤師会
湯沢雄勝支部 支部長 佐藤浩保

薬局リスト

地域区分	薬局名	所在地	電話
湯沢地区	池田薬局佐竹通り店	湯沢市大町1-29-1	55-8562
	伊藤薬局	湯沢市前森3-1-48	73-2956
	おおしま薬局	湯沢市大島町89-21	55-8051
	雄勝調剤薬局	湯沢市山田字勇ヶ岡31	72-3210
	クオール薬局湯沢表町店	湯沢市表町4-9-10	78-0588
	クオール薬局湯沢店	湯沢市中野180-5	79-5019
	クオール薬局湯沢西店	湯沢市沖鶴199-2	79-6623
	サン薬局	湯沢市表町3-2-1	73-7557
	まえもりガーデン薬局	湯沢市前森3-5-4	72-9898
	湯沢ファミリー調剤薬局	湯沢市千石町4-1-18	79-5900
稲川地区	至誠堂薬局稲川支店	湯沢市三梨町字下宿59-1	78-5588
雄勝地区	至誠堂薬局	湯沢市小野字東堺87-3	78-6688
羽後町	あおば調剤薬局羽後町店	羽後町字南西馬音内171-3	78-7123
	羽後調剤薬局	羽後町西馬音内字大戸道44-6	78-4123
	きむら薬局	羽後町西馬音内字本町30-2	62-1237
	クオール薬局うごまち店	羽後町字稻荷94-2	78-4330



リフォームの基礎知識



リフォームの進め方とポイント

STEP.1	STEP.2	STEP.3	STEP.4
<p>具体的な計画をたてる</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、期間は？ ・予算は？ <p>リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。</p>	<p>事業者を決める～契約する</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？ ・実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？ ・候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？ <p>契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。</p>	<p>着工</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？ ・工程表に基づいて進んでいるか？ ・変更・追加などが発生していないか？ <p>定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。</p>	<p>着工後</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？ ・今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

<p>Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？</p>	<p>Q 満足いくリフォームのポイントとは？</p>	<p>Q 信頼のおける業者とは？</p>
<p>A 改装の範囲で変わっていきます</p> <p>建物の一部分の改装もリフォームですが、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。</p>	<p>A まずは現在の不満点を挙げてみましょう</p> <p>現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。</p>	<p>A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。 ●建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。 ●経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。 ●アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

有限会社 高健工務店
未来に受け継ぐ住まい

高健工務店 **検索**
http://www.e-takaken.com

LINEで気軽に相談する **友だち追加**

TEL 0182-42-3194
〒019-0506 秋田県横手市十文字町佐賀会字上沖田287-4

事務所併設のショールームでキッチン・バス・トイレ・洗面などの設備を実際に見て、触れて体感できます。介護リフォーム、雪対策リフォームもお気軽にご相談ください！

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

リフォームのことなら **ライフア湯沢**にお任せ！
キッチン・水廻り・トイレ・外壁などなど
お困りごとはまずお電話を！

ご相談、お見積無料！

介護改修、水洗化工事など申請手続きからお手伝いします。

ライフア大曲湯沢 **検索** LIXILリフォームショップ

姉妹店 **ライフア大曲**
大曲市大曲の山形2-5-33

ライフア湯沢
☎0183-72-2100

営業時間
8:30～17:30 / 日曜定休
建設業許可 秋田県知事許可(保-1)第00331号

〒012-0051 湯沢市深掘字鎌切33-3

生活ガイド

リフォームの基礎知識



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

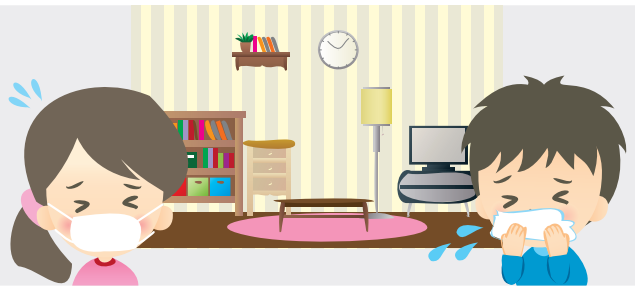
バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



電気給湯器(エコキュート)

ヒートポンプでお湯を沸かします。貯水タンクとヒートポンプユニットを設置するスペースが必要になり、導入にかかるコストが高額になりますが、光熱費は安価になるので長期的には経済負担は少なくなります。



職人気質

お客様のライフスタイルに合わせて
プランニングを始め居心地の良い
空間と愛着のもてる空間を
めざしています。

設計 施工

株式会社 **システム総建**

代表 鈴木久雄

湯沢市松岡字新城35-7

TEL:0183-73-8998

インスタ 始めました!

ASA 上下水道・リフォーム

赤平設備工業 株式会社

代表取締役 赤平清光

衛生設備工事・水道工事
消雪工事・ボイラー交換工事
浄化槽工事・水廻りリフォーム

湯沢市酒蔭字中野102番地
☎ 0183-79-2880
FAX 0183-79-2870

- 一般住宅電気工事
- 家庭用エアコン工事
- IH、システムキッチン工事
- LED電気工事
- エコキュート設置工事
- 消防設備工事

おまかせ下さい!

株式会社 近江電設

湯沢市裏門三丁目1番25号

TEL 0183-73-4553
FAX 0183-73-7262



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

**お部屋のイメージ
変えてみませんか?**

◆室内装飾専門 ◆内装工事設計施工
カーテン・ジュタン・クロス・フスマ張替

**S シバタ
インテリア**

代表 ● 柴田 吉伸

**TEL (0182)44-5142
FAX (0182)44-3077**

横手市十文字町植田字下羽場 115

あたたかみのある、家族団樂の家

耐震木造住宅・リフォーム

H 樋渡建築

100年住宅 2級建築士 樋渡 孝洋

湯沢市二井田字道上294
☎ 0183-73-1980
FAX 0183-73-9850

○畳工事 ○カーテン
○和洋敷物 ○ロールスクリーン
○絨毯 ○ブラインド
○インテリア全般

畳

小田原畳本店

〒012-0826 湯沢市柳町1-3-12
TEL (0183)73-0177
FAX (0183)73-0178

建築用木材等卸売業
秋田県産製材品
販売促進協議会 会長

共栄商材株式会社
代表取締役 小川 強

〒012-0036
湯沢市字両神139
TEL 0183-55-8901
FAX 0183-55-8902

**内装工事一般
襖張替**

**東洋堂
高橋表具店**

湯沢市裏門 3-2-12
☎ (0183) 72-1303
FAX (0183) 72-1361

**外壁・屋根・室内
塗装なら** 抗菌・消臭
抗ウイルス塗装

お任せください!
—地元、湯沢の塗装の専門店—
有限会社 松江塗装
代表取締役 松江 大輔

各種塗装工事 お見積もり無料
○お気軽にご相談ください○
湯沢市倉内字下川原 117
**TEL 0183-73-2868
FAX 0183-72-4566**

松江塗装 湯沢市 検索

**外壁
屋根
浴室等**

佐々木塗装工業
代表 佐々木 勝美

〒019-0711 秋田県横手市増田町荻袋鍋ヶ沢79
TEL/FAX 0182-45-9017

家は財産
次世代への贈りもの
木をふんだんに使った家
【森呼吸する家造り】

住まいの事なら何でもご相談下さい
ヒノキの通しの
大黒柱のある家

(有)アベ建
湯沢市駒形町字東福寺沖5-15
☎ 0183(42)4378 FAX 0183(42)4738
(有)アベ建 検索 <http://abeken.cc>

一般建築塗装請負
一般建築塗装塗り替工事
塗装工事請負

雄勝塗装

代表 佐藤 正夫

湯沢市小野字小野143
☎ (0183) 52-2958

湯沢営業所
湯沢市中野46-16
携帯電話 090-3759-2228



生活ガイド

愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。



お車のことなら
なんでもどうぞ!!

民間車検工場

有限会社 **高橋自動車整備工場**

湯沢市横堀字下新田47-2

☎0183-52-4363

FAX0183-52-5353

マイクロバスから各種取りそろえております

有限会社 **レンタカーこまち**

☎0120-158-460



小さなクルマ、大きな未来。

SUZUKI

スズキ (株) 副代理店

(協) 民間車検工場 車検整備・钣金塗装
自転車・バイク・除雪機

大和輪業商会

湯沢市横堀字小田中 9-5

☎(0183)52-2368

一般修理、車検
新車・中古車販売
キャンピングカー販売・修理

まちの車屋さん

トータルカーサポート



K&Yサービス

代表 高橋一聡

湯沢市川連町字野村33-1

TEL0183-55-8998

FAX0183-55-8598

エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6か月から1年ごと)と言われていています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプがないか点検しましょう。



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



民間車検工場
各種車輛販売・各種保険



合資会社

稲川自動車整備工場

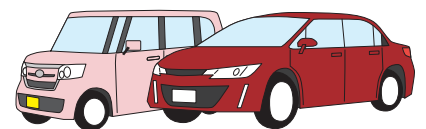
代表社員 齋藤俊則

湯沢市川連町字久保清水川112

Tel(0183)42-2166

Fax(0183)42-2167

ポリマーガラス特殊加工
車検整備・新車・中古車販売



堀オートサービス

代表 後藤 節朗

湯沢市三梨町字上堀226-5

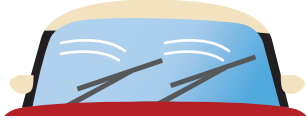
TEL(0183)42-4886

FAX(0183)42-4910



意外と気付きにくい ワイパーの交換

雨の日になくなくてはならないワイパーですが、劣化してくると拭きムラができたりびびり(拭き跡)が残り、かえって視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。



エンジンの点検は 耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認することはできますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認はできます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。



車のこと



Q 車の維持費は年間どのくらいかかりますか？

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。
他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。
これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。
細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

株式会社サイネックスによる
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

新車・中古車・中古車販売
車検・整備・钣金
SUZUKI



(協) 民間車検 スズキ副代理店

乗り物のことならなんでも
自転車・バイク・除雪機も!

株式会社 瀬川輪店
橋レンタカー

湯沢市稲庭町字観音寺 87

TEL0183(43)2131

まわそう
「いいね!」の
サイクル

リサイクル部品
使ってみませんか?

経済的「いいね!」
安心品質「いいね!」
環境にやさしい「いいね!」

SYSTEM AUTO PARTS

自動車リサイクル・中古部品販売
有限会社 山崎オートパーツ

湯沢市西愛宕町11-16
TEL:0183-72-2669

思い出を乗せるクルマだから、
1台1台を大切にサポート。



購入からメンテナンスまで
お任せください。



Honda Cars 湯沢

湯沢市桜通り2-65

☎0183(72)5188

1日車検

新車、中古車、オートバイ

タイヤ各部品販売

钣金塗装、各種重機整備



へこみ・キズなど、お気軽にご相談ください!!

(株)湯沢整備

湯沢市千石町 1-2-8

TEL(0183)73-0143

FAX(0183)73-0145

岡本自動車

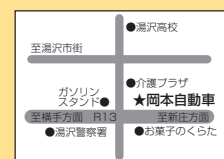
業務内容

新車・中古車販売 自動車買取

車検・点検・一般整備 板金塗装

デントリペア カー用品販売・取付

損害保険 等



営業時間/9:00~18:00 定休日/毎週月曜日 他
〒012-0855 秋田県湯沢市愛宕町2丁目6-15

TEL 0183-56-7530

FAX 0183-56-7529



生活ガイド

葬儀について

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

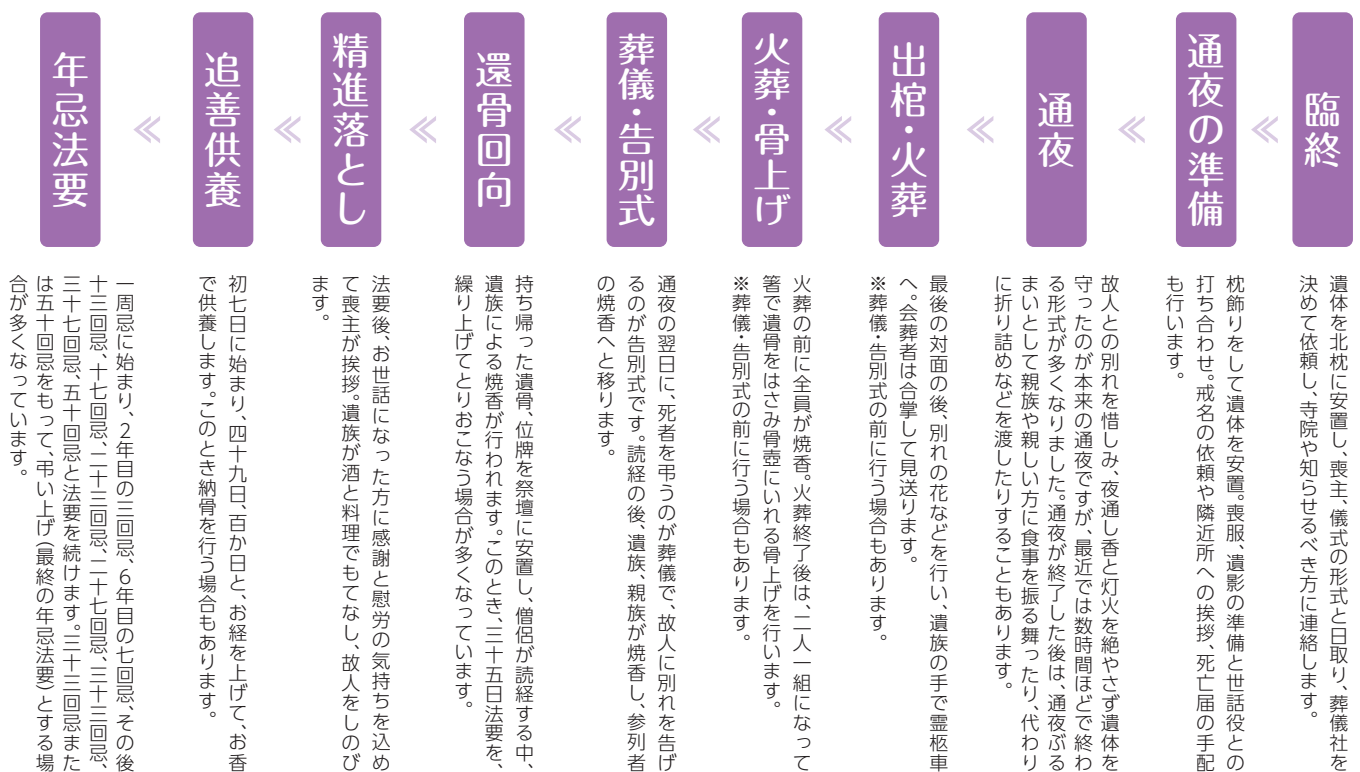
日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい方たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。



生活ガイド

心のやすらぎ お手伝い

安心の費用で、真心こめてご奉仕させていただきます。
また、ご葬儀に関する事前相談も随時行っております。

どのようなことでも構いません。お気軽にお問い合わせください。

虹のホール
翠翔殿 0120-72-6606
SUISYODEN

〒012-0865 湯沢市字沼樋105
TEL 0183-72-6606 FAX 0183-72-6608
株式会社ジェイエイおがち葬祭センター

24時間・年中無休

左記のQRコードか「翠翔殿 公式」と検索してください。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

ご家族に寄り添い心を尽くしたお見送りをお手伝い



マルユ葬祭ホール 株式会社マルユ 湯沢市稲庭町字稲庭167-1
 湯沢市川連町字大館川原72 **TEL 0183-43-2111**

仏壇・仏具 Q & A

- Q お仏具とお供えものはどんなものが必要ですか？
- A 仏具とは、お仏壇を飾り、毎日お供えするご飯、花やお茶、果物などをお供えする用具、器などをさします。宗派により用いる仏具が異なります。
- Q お仏壇を購入するのにいい日にちってありますか？
- A 「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。

代表的な仏具・飾り方

火立て(ローソク立て)

ローソクの炎は仏さまの智慧の光。光そのものが仏さまの姿です。「自燈」と「法燈」と名づけられ一対かざりが正式です。



ローソク消し

ローソクの炎は、直接息で吹き消してはいけません。仏扇(ぶっせん)かローソク消しで消しましょう。

マッチ消し

マッチの軸を香炉の灰にさすのは、仏さまの顔にさすことになり、失礼なこととされています。マッチ消しに入れましょう。

茶湯器(ちゃとうき)

入れたばかりのお茶を仏壇に供えます。仏さまが飲めるように、お供えしてからフタをとりましょう。



仏飯器(ぶっばんき)

毎朝、炊きたてのご飯を仏さまに供えます。このご飯を盛る用具を仏飯器(ぶっばんき)といいます。



香炉(線香)

線香あるいは抹香をたく用具です。わたしたちが物を食べるのと同じように、仏さまは香りを召し上がるのです。



【湯沢ロイヤルホテル直営典礼会館】

はーとライフホールには、選ばれる理由があります

選ばれる
5つの
理由

充実した館内設備

ご安置室から家族葬ホール、多様な式場、85台収容可能な大駐車場を完備。

選べる多彩な法要料理

法要料理へのお客様満足度



行き届いた配慮

スタッフの対応へのお客様満足度



お客様の高い満足度

葬儀へのお客様満足度



明朗会計

葬儀費用へのお客様満足度



ご葬儀・ご法要・ご喪儀

はーとライフホール

年中無休・24時間対応。
もしもの時も安心してご連絡ください。

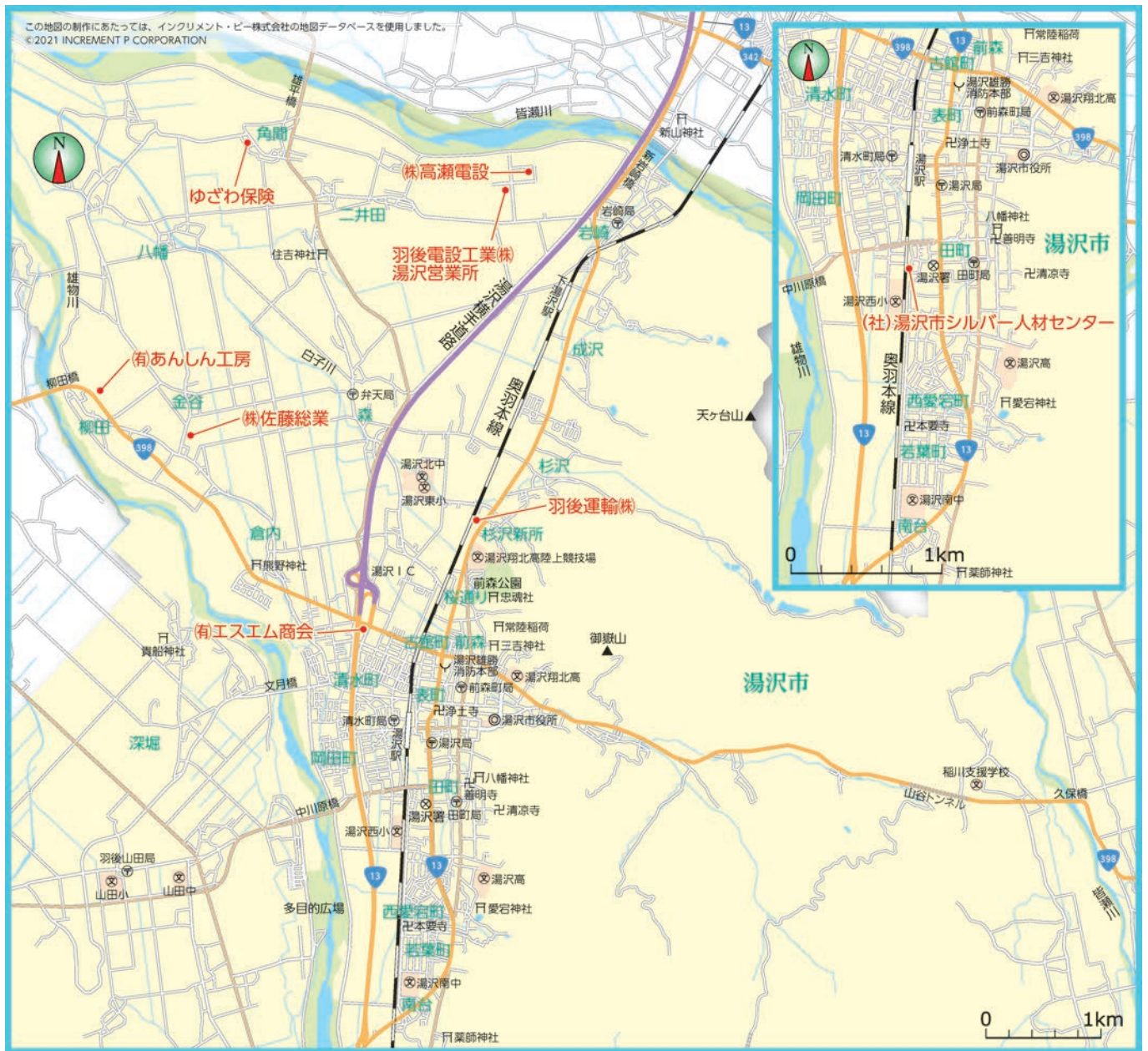
0120-915-116

ご葬儀の形式や費用などお気軽にご相談ください。



生活ガイド

湯沢エリア



地域の皆様に安心をお届け致します



東京海上日動火災代理店
東京海上日動あんしん生命代理店

(有) あんしん工房

〒012-0006 湯沢市柳田字田中145-13



TEL 0183-78-0155
FAX 0183-78-0156

「東京海ジョー」は東京海上日動のキャラクターです。
「あんしんせエメエ」は東京海上日動あんしん生命のキャラクターです。

気持ちよく眠りにつくために 1

寝る前に
リラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。



寝る前には刺激を避ける

寝る前には、頭や体を興奮させる刺激を避けましょう。熱いお風呂も、食事でもできるだけ早めにすませましょう。夕食後に仕事や趣味に没頭することも、心身ともに活動的な状態にして眠りにくくさせます。覚醒作用のあるコーヒーやお茶は寝る前の3~4時間前から、また、たばこも控えましょう。

生活マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

生鮮食品・青果物輸送



羽後運輸株式会社
一般区域貨物自動車運送事業
〒012-0803 湯沢市杉沢新所字砂田 33-5
☎(0183)73-6011 (代)
FAX(0183)73-8831

真心と技能を
提供いたします。



四季を通じた生活の手助けにいかがですか?

公益社団法人
湯沢市シルバー人材センター
湯沢市千石町一丁目8番16号
TEL72-6200 FAX72-6123



各種支障木伐採・土木工事
株式会社 **佐藤総業**
代表取締役 佐藤貴博
〒012-0005
秋田県湯沢市金谷字樋口159-2
TEL 0183-73-6709
FAX 0183-55-8202



「ひとまわり上の安心」を
お届けする

総合保険代理店
ゆざわ保険
Yuzawa Hoken

日本損害保険協会認定
損害保険トータルプランナー 伊藤隆之

湯沢市角間字馬場215
TEL **0183-73-4720**
FAX **0183-73-0945**

取扱会社 損保ジャパン
SOMPOひまわり生命

交通事故でお困りの際はご相談下さい



総合電気設備工事 設計・施工


羽後電設工業株式会社
湯沢営業所

〒012-0801 湯沢市岩崎字壇ノ上3番6号
Tel.**0183-72-8611**
Fax.**0183-72-8612**

気持ちよく眠りにつくために ②

眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。



寝酒は不眠の元

寝酒は睡眠薬代わりにはなりません。少量なら麻酔作用で眠りやすくなるはありますが、短時間で作用が切れ、目が覚めてしまうことも。慣れると量が増えて精神的・身体的問題が起こりやすくなります。また、飲みすぎると翌朝に疲れが残るものになります。

電力向制御盤金製品及び、
その他精密板金製品の設計製造
金属塗装業務

株式会社 高瀬電設

本社 湯沢市岩崎字壇ノ上8番地8
板金工場 TEL0183-79-5515 FAX0183-79-6355
塗装工場 湯沢市岩崎字壇ノ上8番地7
TEL0183-72-3888 FAX0183-72-3600



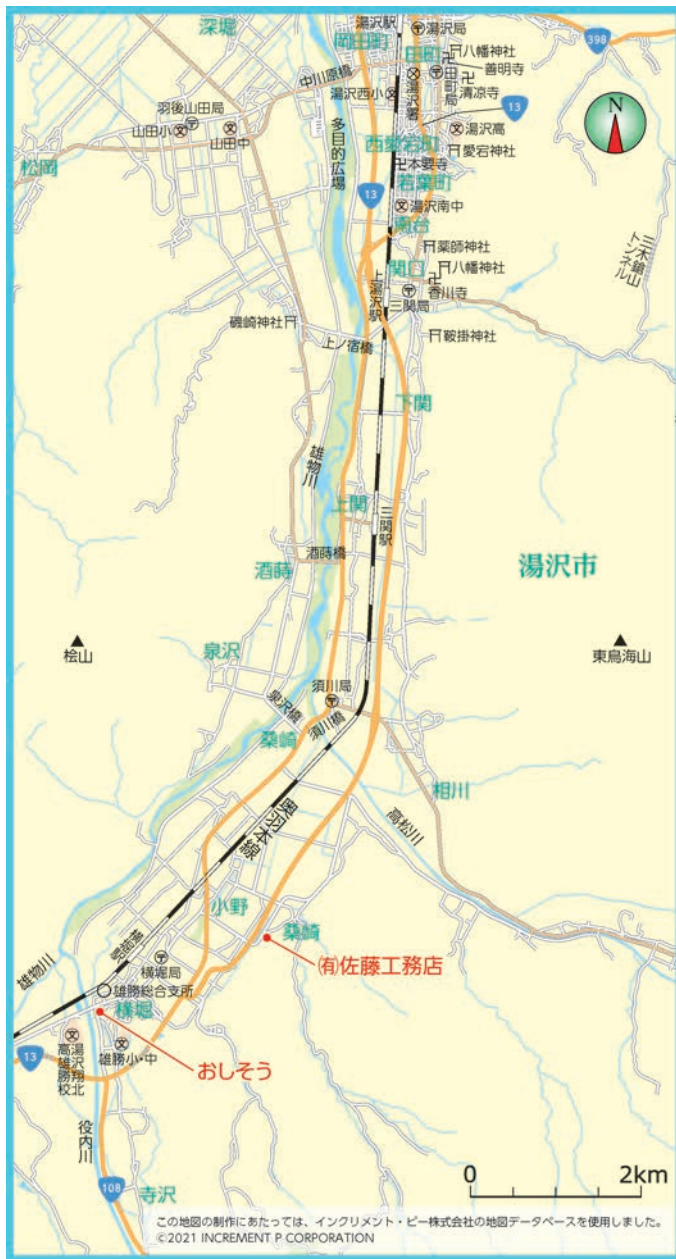

URL:<http://www.takasedensetsu.com>



生活ガイド

湯沢・雄勝エリア

稲川・皆瀬エリア



一般建築・土木工事一式

有限会社
佐藤工務店

代表取締役 佐藤郁夫

〒019-0202
湯沢市桑崎字上谷地210番地1
TEL 0183-52-3575
FAX 0183-52-4178

三菱プロパン・灯油

おしそう

湯沢市横堀字白銀町

☎ 52-2023
FAX 52-4678



生活マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



健康チェックと元気法

疲れやストレスがたまっていると、さまざまな体の不調が現れてきます。
少しの工夫と心がけで症状を予防・改善しましょう。

肩や首がこる

原因

姿勢の悪さや血行不良

長時間デスクワークや夏場の冷房が筋肉の収縮や血行不良を招き、肩こりが一層悪化。仕事のストレスや胃腸の不調による場合も。

予防法

筋肉を緊張させない工夫を

- 正しい姿勢を心がけて。
- 体の緊張や精神的な緊張からくる肩こりには深呼吸を。
- ストレスには休息と睡眠を。
お昼休みの15分程度の仮眠も効果的。

改善法

筋肉をほぐし、血行をよくする

- ツボを刺激・・・
後頭部の頭蓋骨のへり、首の中心から4cmほど外側の左右を両手の親指で押す。
- 肩こりに効く食べ物・・・豚肉やうなぎ、豆類、玄米、レバー、かつおなど。

手足が冷える

原因

運動不足やストレス

予防法

体を冷やさない工夫を

冬は衣類対策で暖かさを逃さない。夏には冷房対策を。体を芯から温める半身浴も効果的。冬は40℃、夏は38～39℃くらいのぬるま湯で汗がでるまでゆっくりと。

改善法

血行改善と自律神経の正常化

- 血行をよくする背伸び運動や軽い筋トレ。
足にたまりがちな血液を循環しやすくするのが背伸び運動。足を少し開いて立ち、つま先立ちするようにかかとを上げ下げするだけ。足が温かく感じられるまで繰り返します。冷え性を根本的に改善するには、脂肪を減らして筋肉をつけること。テレビを見ながらでもできるダンベル体操や足のスクワットを1日10分でも続けましょう。

心と体の リラクゼーション法

リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。

口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。

動物や植物に癒される

動物に触れる「アニマル・セラピー」は、脈拍数や血圧が安定するなどの生理的な効果に加え、元気が出る、リラックスするなど、心理面でも大きなメリットがあるとされています。

植物にふれることも精神的な癒しリラックス効果があると注目されています。ガーデニングはもちろん、部屋に観葉植物をひとつ置くだけでも心がなごみます。



～乳母車から自動車まで～

修理
汎用機器
車・バイク

冷・暖房機
水回り
その他・ご相談

山田輪店
代表 山田 清隆
湯沢市三梨町字新処44-3
☎0183-42-2403

湯沢市指定上下水道工事店

プロパンガス・灯 油
風呂釜・ボイラー工事

マ 小野寺燃料
湯沢市川連町字大館上山王52-14
☎(0183)42-4412
FAX(0183)42-4774



生活ガイド

湯沢商工会議所

1. 商工会議所とは

「商工会議所法」に基づいて設立された公益性の強い法人で、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、業種、業態、規模の大小を問わず、地域企業の利益を図るとともに、あらゆる声を広くくみ取り、地域の総合的な活性化に取り組んでおります。秋田県内には、湯沢商工会議所を含め6つの商工会議所があります。

2. 商工会議所事業活動

- 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議する。
- 行政庁等の諮問に応じて、答申する。
- 商工業に関する調査研究を行う。
- 商工業に関する情報および資料の収集および刊行を行う。
- 商工業に関して、相談に応じ、および指導を行う。
- 商工業に関して、商工業者の信用調査を行う。
- 商工業に関する講演会および講習会を開催する。
- 社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。
- 上記に掲げるものの他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行う。

事業を営んでおられる皆様の、経営に関する様々な悩みや相談にお応えしております。このようなときご相談ください。



金融相談

国・県・市等の融資等についての相談に応じています。低利な利息の金融のあっせんを受けることができます。

経営相談・事業承継相談

小規模事業者の経営改善を支援していくために、経営に関するご相談や事業承継に関するご相談に応じています。

税務・経理相談

帳簿の数字に基づく近代経営を推進していただくため、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。また決算、申告期には税理士の特別な相談指導(個別)を行っています。

労務相談

従業員の能力開発や賃金、退職金、労働保険などの労働関係のことについて知りたいときは適切なアドバイスします。事務代行も行ってまいります。

企業再生支援事業・経営安定特別相談事業

専門家(弁護士・中小企業診断士・税理士)による相談指導(個別)を随時開催し、企業が抱えている諸問題を解決します。

新規事業・起業・創業特別相談

新たな事業を起業、創業しようという方のために相談窓口を設置し、セミナーの開催や各種助成金等について、相談に応じています。

3. 商工会議所検定事業(下記検定は主なものです)

企業が認める商工会議所の資格試験がキャリアアップを応援。どなたでも受験できます。

簿記検定 1～3級

経営管理に役立つ知識を身につけたい方

リテールマーケティング(販売士)検定 1～3級

接客や売場づくりなど、販売担当として必要な知識・技術を身につけたい方

日商PC検定 1級～ベーシック

企業実務に必要とされる実践的なスキルを身につけたい方

商工会議所会員募集中!

経営サポートと地域商工業発展のため活発に事業推進しております。ぜひこの機会にご加入を検討してはいかがでしょうか。お気軽にお電話下さい。ご説明にお伺いします。(73-6111) (定款により旧湯沢市の事業所の方々が対象です)

湯沢商工会議所

〒012-0826 秋田県湯沢市柳町一丁目1-13 TEL:0183-73-6111 FAX:0183-73-2900

<http://www.yuzawacci.or.jp/>



ゆざわ小町商工会

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。

商工会の2大事業

事業者のための経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経営指導員が中心となって、経営や金融、税務、労務などの相談や支援を行います。

地域社会の発展 地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動やまちづくりなど、様々な事業に取り組んでいます。

さまざまな面から経営をサポートします！

経営のこと、誰かに相談したい・・・

- 1 頼ってください、経営指導員
- 2 専門家を派遣します、「エキスパートバンク」
- 3 役に立ちます、セミナー・研修会

商品やサービスをもっとPRしたい！

- 1 販路開拓支援
- 2 情報発信
- 3 新商品開発支援



税や経理、保険手続きでのごめんどう・・・

- 1 経理処理はもちろん、決算や申告業務も安心、専門家登録の税理士が相談に応じます
- 2 労働保険の事務代行、社会保険加入の相談・アドバイス

経営者や従業員のものもの備え

- 1 商工会の共済・保険制度
- 2 自然災害などのリスク対策

人脈づくりはできる？

- 1 パワーみなぎる青年部・女性部
- 2 課題をともに解決、業種別部会

ゆざわ小町商工会

【本 所】〒012-0105 湯沢市川連町字平城下23-2 TEL:0183(42)2163 FAX:(42)4843
【ホームページ】<https://r.goope.jp/srb-05-44>

【雄勝支所】〒019-0204 湯沢市横堀字小田中5-2 TEL:0183(52)3137 FAX:(52)4511
横堀交流センター 2階

【皆瀬支所】〒012-0183 湯沢市皆瀬字沢梨台51 TEL:0183(58)4300 FAX:(58)4301



編集後記

「湯沢市 市民ガイドブック」は、湯沢市にお住まいの皆様方へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として湯沢市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「湯沢市 市民ガイドブック」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、湯沢市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「湯沢市 市民ガイドブック」に掲載の行政情報は、令和3年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

湯沢市 市民ガイドブック

令和3年9月発行

発行

湯沢市

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL.0183-73-2111

株式会社サイネックス

〒982-0034 宮城県仙台市太白区西多賀4-13-8
TEL.022-243-6673

広告販売

株式会社サイネックス 秋田営業所

〒010-0001 秋田県秋田市中通4-1-2
TEL.018-833-6700

※掲載している広告は、令和3年7月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

湯沢市 市民ガイドブックの使い方

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます。



みなさんのお宅にお届けした「湯沢市 市民ガイドブック」は、これから湯沢市で、そしてずっと湯沢市で暮らしていく、そんなみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。



とっても便利な
三部構成！

街への愛情が深まる
地域情報

困った時に頼れる
行政情報

毎日の暮らしを支える
生活情報

表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。

手に取りやすい
雑誌サイズだから
目につく場所に
置いておけば重宝！

調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくとう便利です。

わが街の魅力を
再発見できる
楽しい記事が
ぎっしり満載！

行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす街の歳時記やみどころなど、お子様から高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

たとえ急に
病気になるっても
お医者さんが
すぐ見つかる！

市の医師会や歯科医師会に所属するお医者さんを網羅したリストや地図を掲載しているので、困ったときはすぐに目を通しましょう。きっとあなたの力になる、あなたを支えてくれるお医者さんが見つかります！

市内公共施設の
利用方法が
ひとめでパッと
わかります！

体育館や野球場などの運動施設はもちろん、生涯学習センターや図書館などの情報が掲載されています。街の公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。

湯沢市ホームページ

湯沢市のさまざまな情報を発信しています。/



生活情報や災害・防災情報、
新着情報など、役立つ情報が
いっぱい！

湯沢市

検索

あなたを包みこむ輪が心地よい、
やすらぎと憩いの空間。

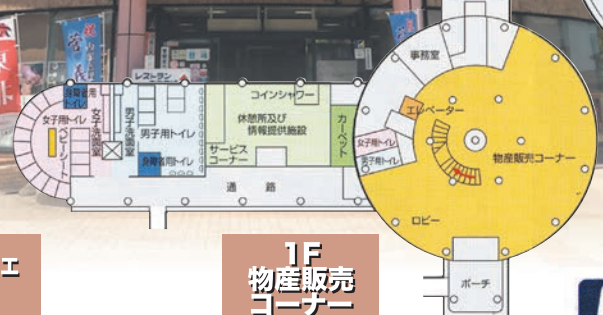
2F
レストラン

営業時間■AM11:00~PM5:00
※季節により営業時間を変更致します。



農産物
直売所

営業時間■AM9:00~PM5:00
※季節により営業時間を変更致します。



小町カフェ
ボスコ



営業時間■AM10:00~PM5:00
※季節により営業時間を変更致します。

1F
物産販売
コーナー

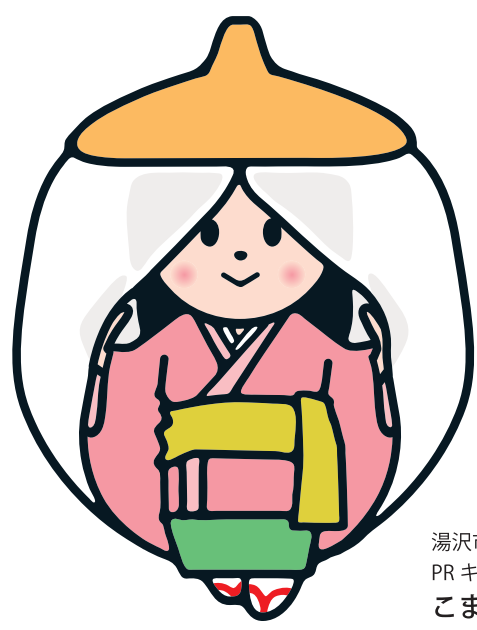


営業時間■AM9:00~PM7:00
※季節により営業時間を変更致します。



道の駅 おがち 小町の郷

〒019-0205 湯沢市小野字橋本90番地
TEL0183-52-5500 FAX0183-52-5566
<http://www.michinoeki-ogachi.jp/>



湯沢市観光
PRキャラクター
こまちちゃん